

4. 事前調査結果

4.1 水象

4.1.1 河川、湖沼等

調査範囲における主な河川は、表4.1-1及び図4.1-1に示すとおりである。調査範囲には一級河川が名取川、広瀬川等8河川、二級河川が3河川及び準用河川が11河川ある。事業計画地は一級河川である名取川、広瀬川、大倉川及び青下川の4河川を横断している。

また、主な湖沼は、表4.1-2及び図4.1-1に示すとおりである。事業計画地の北西側に七北田ダム、大倉ダムのダム湖がある。

なお、調査範囲には「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「宮城県公害防止条例」（昭和46年宮城県条例第12号）に基づく地下水採取規制地域はない。

表 4.1-1 河川の概要

種別		No.	河川名	総延長 (m)
河川	一級河川	1	名取川	42,543
		2	広瀬川	40,035
		3	芋沢川	8,000
		4	大倉川	19,636
		5	青下川	7,600
		6	新川	4,690
		7	基石川	18,816
		8	本砂金川	6,436
	二級河川	1	七北田川	40,899
		2	萱場川	3,300
		3	西田中川	3,400
準用河川	1	赤坂川	7,800	
	2	蒲沢川	3,400	
	3	堀切川	2,315	
	4	白沢川	2,210	
	5	獺沢川	2,690	
	6	大柴沢	2,260	
	7	塩沢川	2,010	
	8	花輪川	2,780	
	9	山田川	920	
	10	長谷倉川	5,760	
	11	鰻沢川	1,620	

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成

表 4.1-2 湖沼の概要

湖沼等名称	所在地
七北田ダム	仙台市泉区福岡蒜但木
大倉ダム	仙台市青葉区大倉高畑

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成



図 4.1-1 主な河川・湖沼等

4.1.2 水源地

調査範囲における水道水源の概要は表4.1-3、位置は図4.1-2に示すとおりである。調査範囲には大倉ダム等のダム放流水のほか、大倉川等の河川を水源とする取水口がある。

また、農業用水取水施設の概要は表4.1-4、位置は図4.1-3に示すとおりである。取水堰が泉区福岡及び西田中を中心に点在し、この他分水堰、揚水機場及び砂防ダムが存在する。

なお、事業計画地に取水施設はない。

表 4.1-3 水道水源の概要

No.	取水口	浄水場	水源
1	国見浄水場取水口	国見浄水場	大倉ダム放流水
2	中原浄水場青下取水口	中原浄水場	大倉ダム放流水 大倉川表流水 青下ダム貯留水
3	中原浄水場苦地取水口		
4	福岡浄水場福岡取水口	福岡浄水場	七北田ダム放流水
5	熊ヶ根浄水場取水口	熊ヶ根浄水場	大倉川表流水
6	滝原浄水場取水口	滝原浄水場	滝原水源（湧水）
7	新川浄水場取水口	新川浄水場※	新川水源（浅井戸）

注) No. は図 4.1-2 の図中番号に対応する。

※ 休止中

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成



図 4.1-2 水道水源の取水設備位置

表 4.1-4 農業用水取水施設の概要

No.	分類	施設名	所在地
1	分水堰	中田東分水口	青葉区苦地中
2		苦地下分水口	青葉区苦地下
3	揚水機場	青野木揚水機場	青葉区芋沢字苦地
4		目滝沢揚水機場	太白区秋保町馬場字西向
5		長袋ポンプ場	太白区秋保町長袋字畑
6		竹之内ポンプ	太白区秋保町長袋字上野原
7		壇の原揚水機	青葉区作並字壇の原
8	取水堰	越倉堰	青葉区大倉字越倉
9		大沢堰	青葉区大倉字大六天
10		岩谷堂堰	青葉区作並字岩谷堂西
11		熊ヶ根堰	青葉区作並字川崎
12		新堰	青葉区芋沢字一本木
13		新堰	泉区根白石字町東
14		根白石大堰	泉区福岡字坂下
15		北向堰	泉区福岡字岳山
16		萱場堰	泉区萱場字加賀屋敷
17		下堰	泉区西田中字露払向河原上
18		鍛冶輪堰	泉区西田中字下川添北
19		五百刈堰	泉区西田中字萩坂前上
20		才ノ前堰	泉区西田中字才ノ前
21		箱豊堰	泉区西田中字沢口前
22		鷹ノ巣堰	泉区西田中字上山下
23		朴沢大堰	泉区福岡字金畑
24		苦桃堰	泉区福岡字北苦桃
25		山田堰	泉区上原字新要害
26		寺堰	泉区小原字小原脇
27		小山水路堰	泉区福岡字細野
28		兎口堰	泉区朴沢原前
29		細野堰	泉区福岡字森下
30		朴蛇羅堰	泉区福岡字西朴蛇羅
31		寿連原上堰	泉区西田中字寿連原西
32		寿連原下堰	泉区福岡字上寿連原
33		堰田堰	泉区堰田字堰田
34		関口堰	泉区福岡字岳山
35		柏坊堰	泉区福岡字柏坊
36		花輪上堰	泉区根白石字上川原
37		砂防ダム	大倉堰

注) No. は図 4.1-3 の図中番号に対応する。

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成

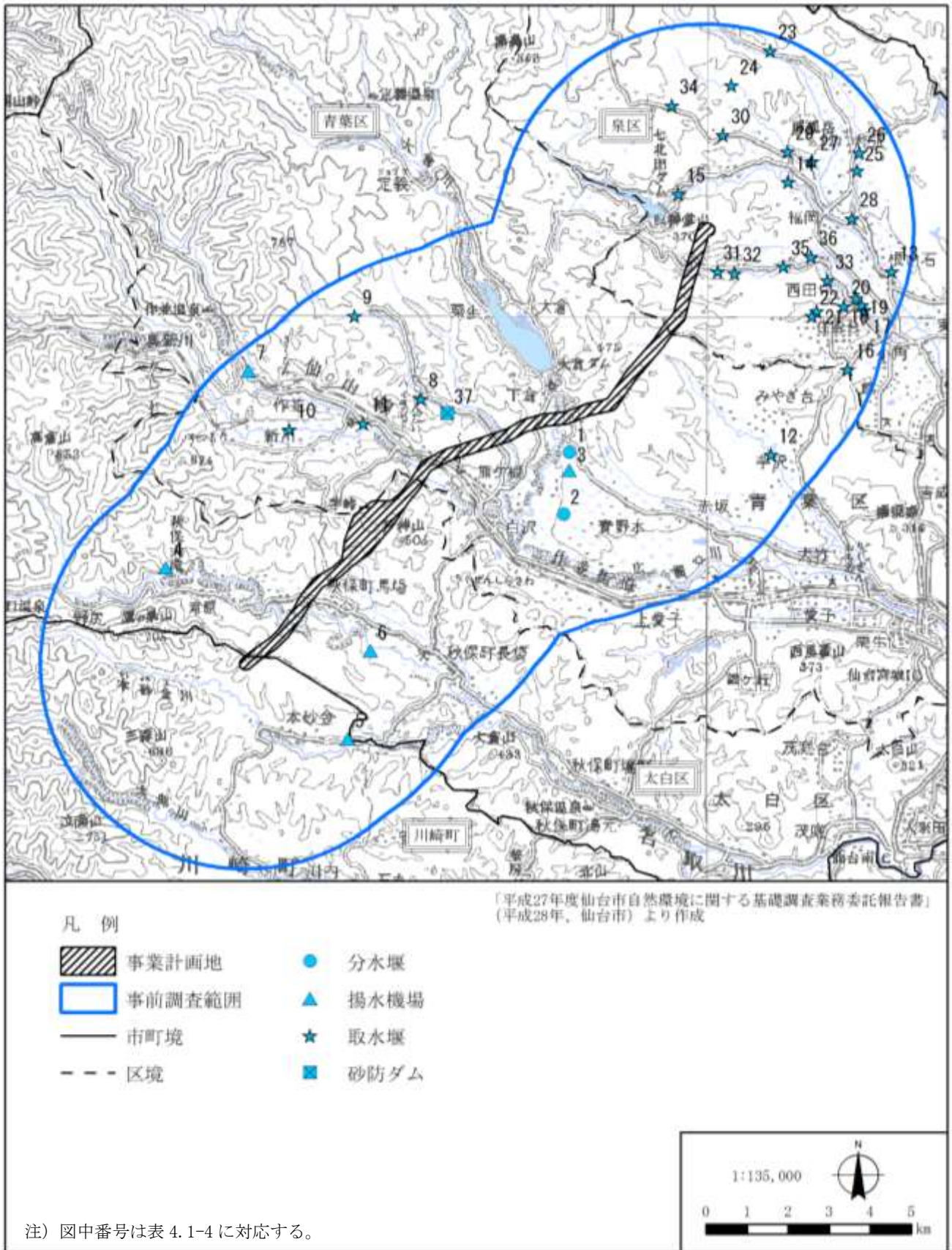


図 4.1-3 農業用水取水施設位置

4.1.3 湧水・温泉

調査範囲における湧水の概要は表4.1-5、温泉の概要は表4.1-6、温泉保護地域等の概要は表4.1-7、位置は図4.1-4 に示すとおりである。

調査範囲には、湧水が1地点、温泉が35地点ある。また、温泉保護地域及び温泉準保護地域がそれぞれ2箇所指定されている。

なお、事業計画地に湧水、温泉はない。

表 4.1-5 湧水の概要

名称	所在地
満興寺七不思議の清水	仙台市泉区根白石字町西上

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成

表 4.1-6 温泉の概要

温泉名	No.	源泉名
作並温泉	1	澁谷源泉1号泉
	2	作並鎌倉の湯
	3	作並岩谷堂温泉
	4	鳳鳴の湯
	5	個人
定義温泉	6	不動の湯
	7	不動の湯
愛子周辺温泉	8	河鹿の湯
	9	赤生木温泉
	10	渡場温泉
	11	広瀬川温泉
	12	苦地温泉
	13	渡幸2号泉
	14	守屋光泰泉
	15	(個人)
	16	(個人)
	17	No3号源泉
	18	樋口柳左衛門泉
	19	(個人)
	20	熊ヶ根温泉
	21	(個人)
22	緑泉1号泉	
23	緑泉2号泉	
24	月山温泉	
25	あおのき温泉(仮称)	
26	熊ヶ根赤沢の湯	
二口周辺温泉	27	菘の湯
	28	新作並温泉
	29	湯の辺田温泉
	30	藤沢の湯
泉温泉	31	花輪温泉
	32	泉ヶ岳温泉
	33	明日の湯
	34	泉ヶ岳温泉第2号泉
	35	スパ・ハッピーファーム

注)1. No. は図 3.1.2-4 の図中番号に対応する。

2. () は個人所有のため「個人」と記載した。

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年、仙台市)より作成

表 4.1-7 温泉保護地域等の概要

No.	温泉地名	温泉保護地域		温泉準保護地域	
		字名	範囲	字名	範囲
①	広瀬川温泉	—		柿崎南	一部
②	作並温泉	湯の原・長原・元木・中山・瀬戸原・上の台山・新坂	一部	—	—
③	赤生木温泉	大字上愛子 字白沢・大道・北田 大字芋沢 字座当・二尺木	一部	—	—
④	鳴合温泉	—	—	大字上愛子字松原 大字芋沢字大堀・新田	一部

注) 1. No. は図 3.1.2-5 の図中番号に対応する。

2. 温泉保護地域 : 地域内の温泉を積極的に保護しなければならないと認められる地域
3. 温泉準保護地域 : 現に温泉がゆう出し又はゆう出が予想される地域であって、その保護が必要と認められる地域

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年、仙台市)より作成



図 4.1-4 温泉・湧水位置

4.1.4 自然度の高い水辺地

植生自然度の区分基準は表 4.1-8、自然度の高い水辺地は表 4.1-9、位置は図 4.1-5 に示すとおりである。

調査範囲における自然度の高い水辺地としては、植生自然度 10 のヨシクラスをはじめ、植生自然度 9 のジュウモンジシダサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV) 等の自然度の高い植生が分布している。

なお、事業計画地には自然度の高い水辺地のうちケヤキ群落 (IV) 及びヤナギ低木群落 (IV) の一部が存在する。

表 4.1-8 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

「植生自然度調査 植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センターHP) より作成

表 4.1-9 自然度の高い水辺地

植生自然度	自然度の高い水辺地
10	ヨシクラス、ツルヨシ群集、ヒルムシロクラス
9	ジュウモンジシダサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ハンノキ群落 (IV)、ヤナギ高木群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV)

「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)

「第 7 回自然環境保全基礎調査」(平成 17 年度～、環境省)

より作成

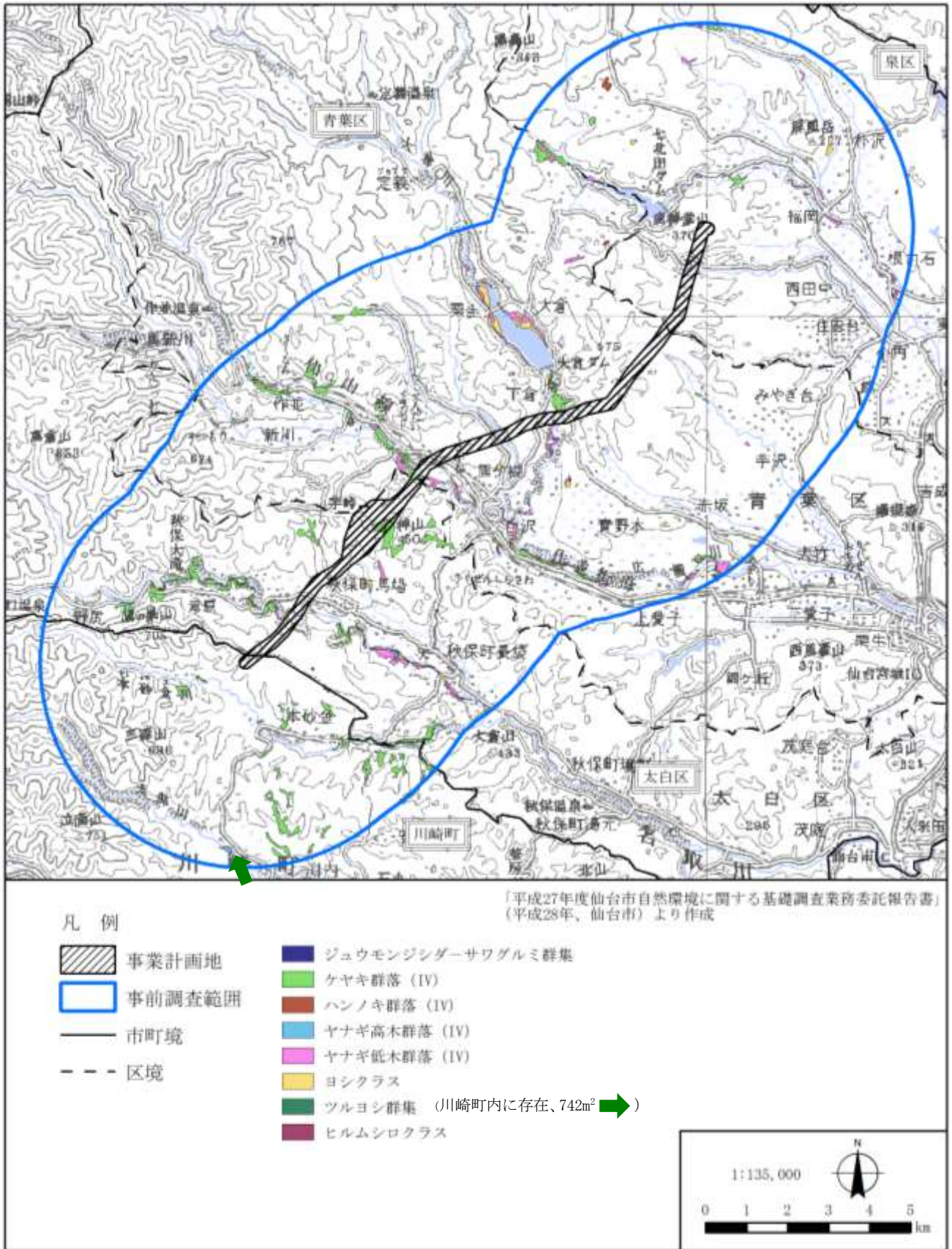


図 4.1-5 自然度の高い水辺地位置

4.1.5 その他事業の立地上配慮を有する水象

調査範囲の河川における漁業権の内容は表4.1-10、位置は図4.1-6に示すとおりである。

表 4.1-10 漁業権の内容（共同漁業権）

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	免許者
内共第18号	第5種 共同漁業	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、 うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、 いwana漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、 わかさぎ漁業	1/1～12/31 ただし宮城県内水面漁業 調整規則及び行使規則の 禁止期間を除く	広瀬名取川 漁業協同組合
内共第19号	第5種 共同漁業	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、 うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、 いwana漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、 わかさぎ漁業	1/1～12/31 ただし宮城県内水面漁業 調整規則及び行使規則の 禁止期間を除く	広瀬名取川 漁業協同組合

注）存続期間は平成25年9月1日から平成35年8月31日までである。

「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」（平成25年宮城県告示第757号）

「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許の内容たるべき事項等」（平成25年宮城県告示第488号）

より作成



図 4.1-6 漁業権の位置 (共同漁業権)

4.2 地形・地質

4.2.1 地形

調査範囲における地形の状況は、図4.2-1に示すとおりである。

調査範囲は、西部に山地及び丘陵地が広く分布し、河川の流域は段丘となっている。

なお、事業計画地は主に丘陵地及び段丘となっている。

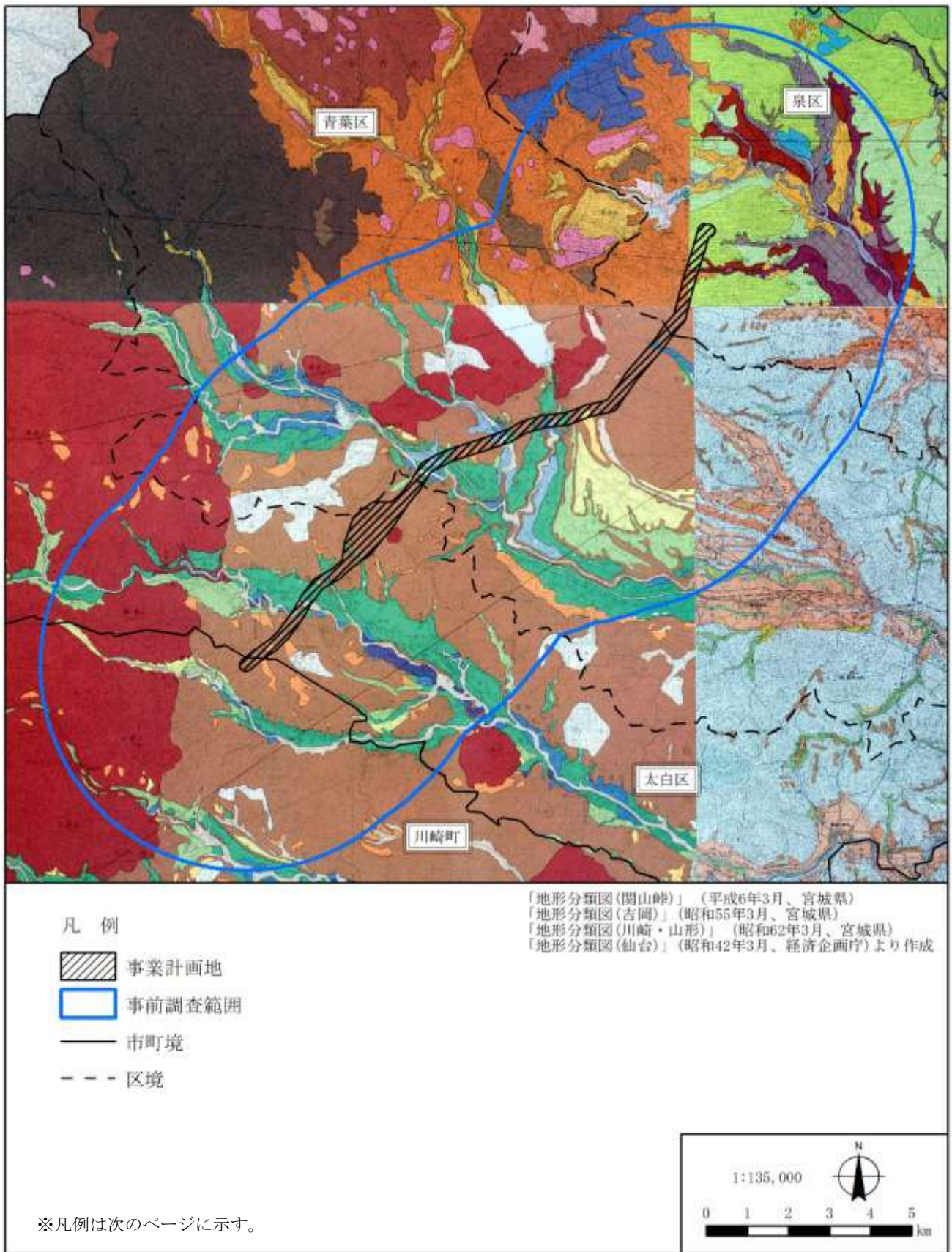
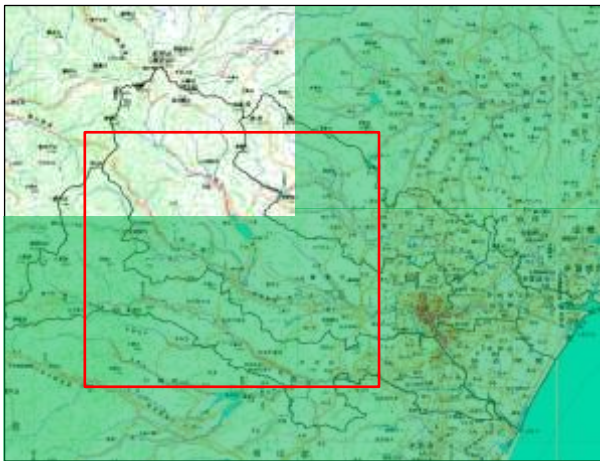
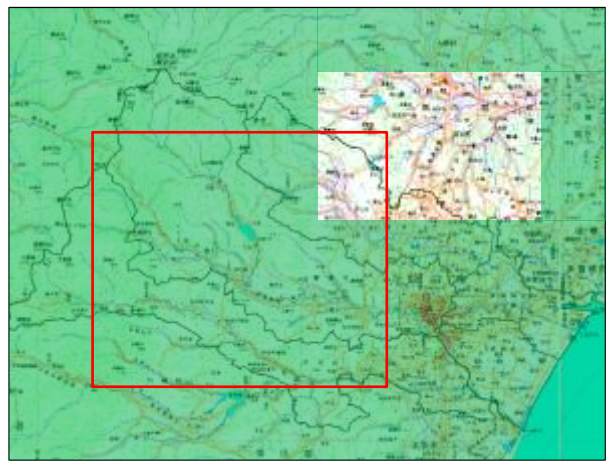


図 4.2-1(1) 地形分類



凡例(関山峠)



凡例(吉岡)



図 4.2-1(2) 地形分類



凡例(川崎・山形)



凡例(仙台)



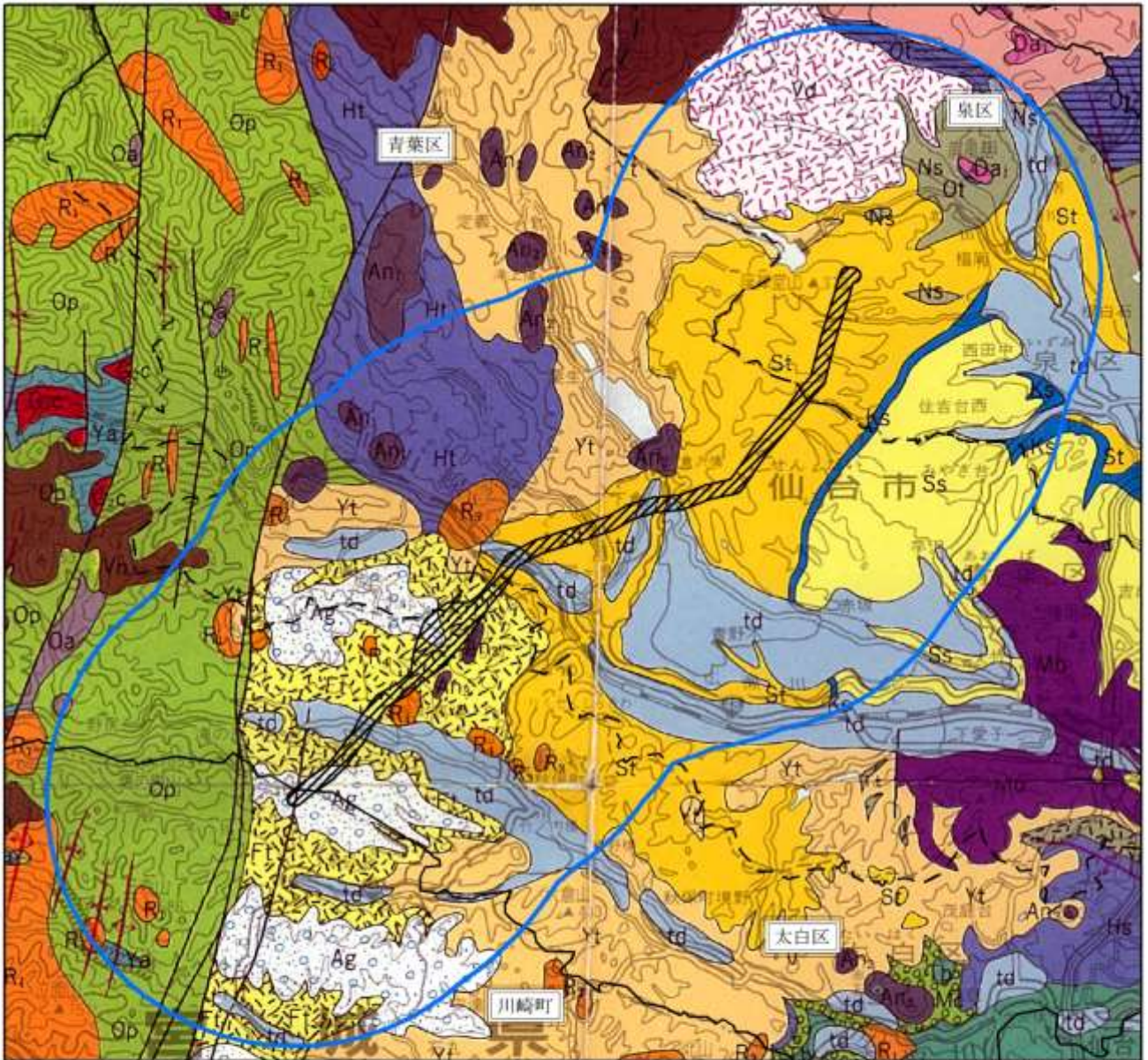
図 4.2-1(3) 地形分類

4.2.2 地質

調査範囲における地質の状況は、図4.2-2に示すとおりである。

調査範囲には、酸性火砕岩、酸性凝灰岩及び礫・砂及び泥等が広く分布し、北部には火山岩塊・火山礫・火山砂及び火山灰が分布している。

なお、事業計画地の大部分は酸性凝灰岩となっている。



「仙台市史『特別編 自然』資料付地図」より作成

凡例

-  事業計画地
-  事前調査範囲
-  市町境
-  区境

※凡例は次のページに示す。

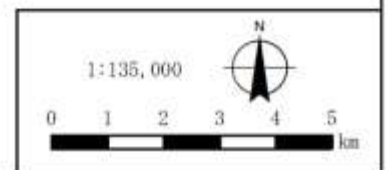


図 4.2-2(1) 表層地質



図 4.2-2(2) 表層地質

4.2.3 注目すべき地形・地質

調査範囲における注目すべき地形・地質の状況は表4.2-1、位置は図4.2-3に示すとおりである。

事業計画地は作並・屋敷平断層を横断している。

表 4.2-1 注目すべき地形・地質

No.	名称	概要
1	作並・屋敷平断層	活断層崖
2	愛子断層	撓曲崖
3	菖蒲沼	地すべり地 農地・村地・小集落・混在
4	大倉ダム湖畔	厚い段丘礫層 後期更新世河成段丘
5	秋保大滝	滝及び滝壺 名取川 県立自然公園二口峡谷
6	鳳鳴四十八滝	甌穴群（ポットホール） 広瀬川
7	愛子盆地の広瀬川左岸一帯	河岸段丘及び段丘崖 広瀬川・大倉川
8	作並・屋敷平断層（深野）	断層露頭
9	秋保長袋付近	環流丘陵 名取川

注) No. は図4.2-3の図中番号に対応する。

「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年、国土地理院）

「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成29年、仙台市）より作成

4.2.4 大規模な造成を要する斜面地等

調査範囲における傾斜30度以上の斜面状況は、図4.2-4に示すとおりであり、事業計画地の西側に多く分布している。

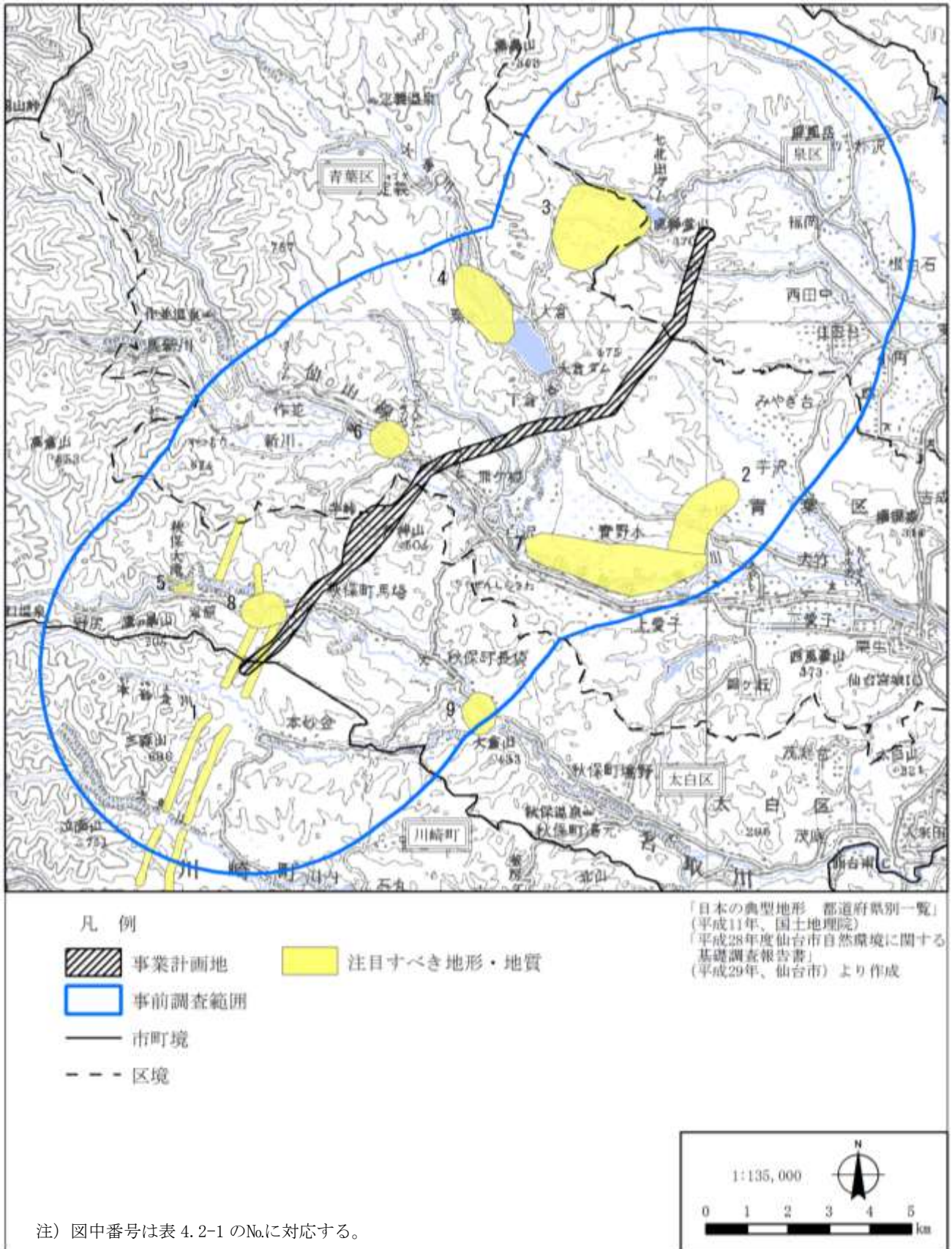


図 4.2-3 注目すべき地形・地質位置



図 4.2-4 傾斜30度以上の斜面位置

4.2.5 災害の危険箇所

調査範囲における災害の危険箇所の概要は表4.2-2～6、位置は図4.2-5～7に示すとおりである。

調査範囲には「砂防法」（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があり、事業計画地も指定されている。

なお、調査範囲には、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり等防止区域及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は指定されていない。

また、調査範囲には表4.2-4～6及び図4.2-7のとおり、国土交通省の調査・点検要領に基づき、土砂災害の危険性のある箇所を宮城県が抽出した土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）の指定があり、事業計画地も指定されている。

表 4.2-2 砂防指定地

No.	種別	箇所名	所在地
1	砂防指定地	清川	泉区福岡字苦桃、朴沢字壺野々
2		元石沢	泉区福岡字小山
3		清川	泉区福岡字細野、福岡字小山
4		七北田川	泉区福岡字平場、福岡字北向
5		花輪川	泉区福岡字寿連原西、西田中字杭城山
6		花輪川	泉区福岡字寿連原西、西田中字杭城山
7		大堤沢	青葉区芋沢字平沢、泉区西田中字堤下
8		芋沢川	青葉区芋沢字奥武士
9		夜盗沢	青葉区大倉字夜盗沢
10		広瀬川	青葉区作並字湯ノ原
11		岩谷堂西沢	青葉区作並字中山、作並字岩谷堂西
12		宮の沢	青葉区新川字清水尻
13		宮の沢	青葉区新川字清水尻
14		青下川	青葉区大倉字熊ヶ根
15		佐手川	青葉区上愛子字田子上、新川字佐手山
16		広瀬川	青葉区大倉字野川、上愛子字白沢
17		箱倉川	青葉区上愛子字赤生木
18		箱倉川	青葉区上愛子字赤生木
19		空堀沢	青葉区上愛子字五ツ森
20		道上沢川	青葉区上愛子字道上、上愛子字五ツ森
21		赤坂川	青葉区芋沢字赤坂
22		大堀沢	青葉区芋沢字大堀、芋沢字新田
23		聖沢	青葉区芋沢字大堀
24		聖沢	青葉区芋沢字大堀、芋沢字中山下
25		水浅川	青葉区芋沢字本郷
26		南野尻沢	太白区秋保町馬場字鷹ノ巣西
27		南野尻沢2	太白区秋保町馬場字鷹ノ巣西
28		南野尻沢3	太白区秋保町馬場字鷹ノ巣西
29		本砂金川	川崎町大字本砂金字所夫他
30		本砂金川	川崎町大字本砂金字滝倉山他
31		戦沢及び横根沢	川崎町大字本砂金字原他
32		寺沢	川崎町大字本砂金字大城前他
33		運南沢	川崎町大字本砂金字運南山
34		大部田沢	川崎町大字本砂金字道畑他
35		北沢	川崎町大字本砂金字大平田山他
36		上平沢	川崎町大字本砂金字宿他
37		前の沢	川崎町大字本砂金字西下田山他
38		切払沢	川崎町大字本砂金字下田他
39		太郎川	川崎町大字川内字花地山他
40		万崎沢	川崎町大字川内字柳生川他
41		高欠沢	川崎町大字川内字朴木山他

注) No. は図4.2-5の図中番号に対応する。

「宮城県砂防設備現況図」(平成20年3月、宮城県土木部防災砂防課)より作成

表 4.2-3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No.	種別	区域名	所在地
1	急傾斜地の崩壊	下倉	青葉区大倉字下倉、岩下、高畑、宮前
2		作並の1	青葉区作並字新坂
3		芋沢新田	青葉区芋沢新田
4		高畑	青葉区大倉字高畑
5		みやぎ台一丁目	青葉区みやぎ台一丁目
6		要害	青葉区芋沢字要害
7		平沢の2	青葉区芋沢字平沢
8		南ノ沢	青葉区大倉字南ノ沢、高畑
9		矢籠山の1	青葉区大倉字矢籠山
10		矢籠山の2	青葉区大倉字矢籠山
11		秋保町長袋	太白区秋保町長袋字町
12		西田中	泉区西田中字山崎、根岸、根岸南
13		平場	泉区福岡平場
14		台	泉区西田中字朴ノ木山
15		本砂金*	川崎町大字本砂金字道畑
16		本砂金	川崎町大字本砂金字道畑
17		山崎	川崎町大字本砂金字山崎、古寺山
18		山崎	川崎町大字本砂金字山崎、古寺山
19		山崎	川崎町大字本砂金字山崎、古寺山
20		山崎	川崎町大字本砂金字山崎、古寺山
21		大城前	川崎町大字本砂金字道畑
22		坂下	川崎町大字本砂金字坂下
23		重九	川崎町大字本砂金字重九
24	土石流	坂下	青葉区上愛子字五ツ森
25		大森沢	青葉区上愛子字五ツ森
26		五ツ森沢2	青葉区上愛子字五ツ森
27		道上沢*	青葉区上愛子道上
28		野尻沢2	青葉区新川野尻、北野尻
29		滝ノ上沢	青葉区作並字滝ノ上
30		相ノ沢*	青葉区作並字相ノ沢
31		北子原沢の1	青葉区作並字北子原
32		北子原沢の2	青葉区作並字北子原
33		川崎沢2	青葉区作並字川崎
34		川崎沢1	青葉区作並字川崎
35		棒目木沢1*	青葉区作並字棒目木
36		関一番沢2	青葉区熊ヶ根字関一番
37		関一番沢1*	青葉区熊ヶ根字関一番
38		赤沢山沢*	青葉区熊ヶ根字赤沢山
39		南ノ沢	青葉区大倉
40		下倉沢	青葉区大倉
41		高畑沢	青葉区大倉
42		獅籠沢	青葉区大倉矢籠山
43		矢籠沢2	青葉区大倉
44		矢籠沢1*	青葉区大倉矢籠
45		長坂沢	青葉区芋沢字長坂

表 4.2-3 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No.	種別	区域名	所在地
46	土石流	板橋沢 1	青葉区芋沢字板橋
47		板橋沢 2	青葉区芋沢字板橋
48		中の沢	太白区秋保町馬場中、大榎、北山西
49		石ヶ森の沢	太白区秋保町馬場北山西
50		西沢*	泉区西田中字朴ノ木山
51		朴ノ木沢	泉区西田中字朴ノ木山、朴ノ木、西沢東、台
52		蒜但木沢	泉区福岡蒜但木
53		水無沢	泉区福岡蒜但木
54		愛宕下中沢	泉区根白石字愛宕下中
55		下荒沢	泉区福岡字下荒沢
56		元石沢*	泉区福岡字小山
57		北長坂沢 1	泉区福岡北長坂、照岡
58		北長坂沢 2	泉区福岡北長坂
59		北長坂沢 3	泉区福岡北長坂
60		北長坂沢 4	泉区福岡北長坂
61		芳ノ沢	泉区福岡字芳ノ沢
62		台沢	泉区福岡字台
63		重九沢	川崎町大字本砂金字重九
64		下田沢	川崎町大字本砂金字下田
65		栃原沢 5	川崎町大字本砂金字北栃原山
66		栃原沢 6	川崎町大字本砂金字北栃原山、栃原
67		白具沢	川崎町大字本砂金字北栃原山、大鳥屋山、栃原
68		寺沢*	川崎町大字本砂金字山崎、字所夫、字大田原
69		山崎沢 2	川崎町大字本砂金字古寺山、山崎
70		山崎沢 1*	川崎町大字本砂金字山崎、字道畑、字大城前、字大田原、字野中
71		本砂金沢 1	川崎町大字本砂金字運南山、道畑
72		本砂金沢 2*	川崎町大字本砂金字道畑、字大城前、字野中
73	本砂金沢 3	川崎町大字本砂金字運南山、大平田山	
74	北沢*	川崎町大字本砂金字宿、字道畑、字野中	
75	宿沢 1	川崎町大字本砂金字宿	
76	宿沢 2	川崎町大字本砂金字廻戸沢山、宿	
77	宿沢 3	川崎町大字本砂金字廻戸沢山、熊野沢山	
78	地すべり	矢籠*	青葉区大倉矢籠

注) 1. No. は図3.1.3-6の図中番号に対応する。

2. ※記載は土砂災害警戒区域のみ。

「土砂災害警戒区域等指定箇所」(平成30年、宮城県)等より作成

表 4.2-4 (1) 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流及び土石流危険区域）

名称	所在地
西沢	泉区西田中字朴ノ木山
朴ノ木沢	泉区西田中字朴ノ木山
杭城山沢	泉区西田中字杭城山
愛宕下中沢	泉区根白石字愛宕下中
元石沢	泉区福岡字小山
芳ノ沢	泉区福岡字芳ノ沢
台沢	泉区福岡字台
蒜但木沢	泉区福岡字蒜但木
水無沢	泉区福岡字蒜但木
北長坂沢 1	泉区福岡字北長坂
北長坂沢 2	泉区福岡字北長坂
北長坂沢 3	泉区福岡字北長坂
北長坂沢 4	泉区福岡字北長坂
下荒沢	泉区福岡字下荒沢
荒屋敷沢	青葉区芋沢荒屋敷
長坂沢	青葉区芋沢長坂
板橋沢 1	青葉区芋沢板橋
板橋沢 2	青葉区芋沢板橋
奥武士西沢	青葉区芋沢奥武士西
未坂沢	青葉区芋沢未坂
汁垂道上沢	青葉区芋沢垂道上
大六天沢	青葉区大倉大六天
木戸沢	青葉区大倉木戸
木戸沢	青葉区大倉木戸
木戸沢 2	青葉区大倉木戸
木戸沢 1	青葉区大倉木戸
上田沢の沢	青葉区大倉上田沢
下田沢	青葉区大倉下田沢
下田沢の沢 1	青葉区大倉下田沢
下田沢の沢 2	青葉区大倉下田沢
下田沢の沢 3	青葉区大倉下田沢
根地木沢	青葉区大倉根地木
南ノ沢	青葉区大倉南ノ沢
下倉沢	青葉区大倉下倉
高畑沢 1	青葉区大倉高畑
高畑沢 2	青葉区大倉高畑
地境沢	青葉区大倉地境
高森沢	青葉区大倉高森
矢籠沢 2	青葉区大倉矢籠
矢籠沢 1	青葉区大倉矢籠
矢籠山沢	青葉区大倉荒沢口
向大倉山沢 2	青葉区大倉向大倉山
向大倉山沢 3	青葉区大倉向大倉山
上菅田沢	青葉区大倉上菅田沢
上菅田	青葉区大倉上菅田
山根沢 1	青葉区大倉山根
山根沢 2	青葉区大倉山根
日向沢	青葉区大倉日向
薬師沢	青葉区大倉薬師
神明前沢	青葉区大倉神明前
上山崎沢	青葉区大倉上山崎

表 4.2-4 (2) 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流及び土石流危険区域）

名称	所在地
夜盗沢	青葉区大倉夜盗沢
夜盗沢	青葉区大倉夜盗沢
中白木	青葉区大倉中白木
御林沢	青葉区大倉御林
大手門沢	青葉区大手門
道上沢	青葉区上愛子道上
五ツ森沢 2	青葉区上愛子五ツ森
大森沢	青葉区上愛子大森山
坂下	青葉区上愛子坂下
石積沢	青葉区熊ヶ根石積
西原沢 2	青葉区熊ヶ根西原
関一番沢 1	青葉区熊ヶ根関一番
関一番沢 2	青葉区熊ヶ根関一番
赤沢山沢	青葉区熊ヶ根赤沢山
新田沢	青葉区熊ヶ根新田
西原沢 1	青葉区熊ヶ根西原
棒目木沢 1	青葉区作並棒目木
棒目木沢 3	青葉区作並棒目木
棒目木沢 2	青葉区作並棒目木
川崎沢 1	青葉区作並川崎
川崎沢 2	青葉区作並川崎
御櫃前南 1	青葉区作並御櫃前南
御櫃前南 2	青葉区作並御櫃前南
岩谷堂沢	青葉区作並岩谷堂
薬師前沢	青葉区作並薬師前
岩谷堂西沢	青葉区作並岩谷堂西沢
北子原沢の 2	青葉区作並北子原
北子原沢の 1	青葉区作並北子原
相ノ沢	青葉区作並相ノ沢
滝ノ上沢	青葉区作並滝ノ上
下山際沢	青葉区新下山際
上山際沢	青葉区新川上山際
佐手山の沢 1	青葉区新川佐手山
佐手山の沢 2	青葉区新川佐手山
中山田沢	青葉区新川中山田
中山田沢 2	青葉区新川中山田
中山田	青葉区新川中山田
野尻沢 2	青葉区新川野尻
みやぎ台沢	青葉区みやぎ台 5 丁目
弥平田の沢	太白区秋保町境野辺田山
沢端の沢	太白区秋保町長袋沢端
菅刈の沢 2	太白区秋保町長袋菅刈
向国久の沢	太白区秋保町長袋向国久
石木の沢	太白区秋保町長袋石木
菅刈の沢 1	太白区秋保町長袋菅刈
国久の沢	太白区秋保町長袋国久
畑の沢	太白区秋保町長袋畑
深野沢 1	太白区秋保町馬場深野
丸山沢	太白区秋保町馬場丸山
丸山沢 2	太白区秋保町馬場大滝

表 4.2-4 (3) 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流及び土石流危険区域）

名称	所在地
丸山沢 3	太白区秋保町馬場丸山
西向の沢	太白区秋保町馬場西向
大杉の沢	太白区秋保町馬場中
森安沢	太白区秋保町馬場中
中の沢	太白区秋保町馬場中
石ヶ森の沢	太白区秋保町馬場石ヶ森
熊沢	太白区秋保町馬場山口
辺田の沢	太白区秋保町馬場辺田
大雲寺沢	太白区秋保町馬場水上北
南野尻の沢 4	太白区秋保町馬場野尻町南
南野尻沢 3	太白区秋保町馬場野尻町南
南野尻沢 1	太白区秋保町馬場野尻町南
南野尻沢 2	太白区秋保町馬場野尻町南
重九沢	川崎町大字本砂金
下田沢	川崎町大字本砂金
中内野沢 2	川崎町大字本砂金下田
中内野沢 1	川崎町大字本砂金中内野
坂下沢 2	川崎町大字本砂金坂下
本砂金沢 3	川崎町大字本砂金
本砂金沢 2	川崎町大字本砂金
本砂金沢 1	川崎町大字本砂金
山崎沢 1	川崎町大字本砂金
寺沢	川崎町大字本砂金
山崎沢 2	川崎町大字本砂金
坂下沢 1	川崎町大字本砂金坂下
東内野沢 2	川崎町大字本砂金
東内野沢 1	川崎町大字本砂金
中ノ小谷沢	川崎町大字川内
宿沢 3	川崎町大字本砂金
宿沢 2	川崎町大字本砂金宿
宿沢 1	川崎町大字本砂金宿
北沢	川崎町大字本砂金
栃原沢 1	川崎町大字本砂金
栃原沢 2	川崎町大字本砂金
栃原沢 3	川崎町大字本砂金
栃原沢 4	川崎町大字本砂金
栃原沢 5	川崎町大字本砂金
栃原沢 6	川崎町大字本砂金
白具沢	川崎町大字本砂金

「宮城県土砂災害危険箇所図」（平成27年、宮城県）等より作成

表 4.2-5 (1) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

名称	所在地
平沢の2	泉区芋沢平沢
平沢の1	泉区芋沢平沢
湯船沢	泉区芋沢湯船沢
細棚向芦沢	泉区実沢細棚向芦沢
館	泉区館4丁目
大満寺	泉区小角大満寺
堰田	泉区西田中堰田
朴ノ木山	泉区西田中朴ノ木山
西田中	泉区西田中西田中
杭城山	泉区西田中字杭城山
小山	泉区根白石小山
花輪山	泉区根白石花輪山
青笹山	泉区根白石青笹山
壇ノ原	泉区福岡壇ノ原
新小山	泉区福岡新小山
細野	泉区福岡細野
上菅	泉区福岡上菅
上菅	泉区福岡上菅
中菅	泉区福岡中菅
小家下	泉区福岡小家下
平場	泉区福岡平場
平場	泉区福岡平場
沢ノ口	泉区朴沢沢ノ口
草井原	泉区朴沢草井原
草井原	泉区朴沢草井原
壇ノ原	泉区朴沢壇ノ原
岩下	泉区朴沢岩下
瀬木沢	泉区朴沢瀬木沢
坂下	泉区朴沢坂下
鷹鳥屋	泉区朴沢鷹鳥屋
荒神	青葉区芋沢荒神
要害	青葉区芋沢要害
甲野田南	青葉区芋沢甲野田南
大堀の1	青葉区芋沢大堀
大堀の2	青葉区芋沢大堀
花坂下	青葉区芋沢花坂下
芋沢新田	青葉区芋沢芋沢新田
柿崎	青葉区芋沢柿崎
柿崎下	青葉区芋沢柿崎下
芋沢八幡	青葉区芋沢芋沢八幡
未坂	青葉区芋沢未坂
白坂西	青葉区芋沢白坂西
下田沢の1	青葉区大倉下田沢
下田沢の2	青葉区大倉下田沢
上田沢の1	青葉区大倉上田沢
上田沢の2	青葉区大倉上田沢
下田沢の3	青葉区大倉下田沢
上田沢の3	青葉区大倉上田沢
下田沢の4	青葉区大倉下田沢
下田沢の5	青葉区大倉下田沢
下田沢の6	青葉区大倉下田沢
下田沢の7	青葉区大倉下田沢
西原の1	青葉区大倉西原
西原の2	青葉区大倉西原
西原の3	青葉区大倉西原
西原の4	青葉区大倉西原
西原の5	青葉区大倉西原
西原の6	青葉区大倉西原
西風側	青葉区大倉西風側
矢籠山の3	青葉区大倉矢籠山
向大倉山の1	青葉区大倉向大倉山
向大倉山の2	青葉区大倉向大倉山

表 4.2-5 (2) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）

名称	所在地
向大倉山の3	青葉区大倉向大倉山
向大倉山の4	青葉区大倉向大倉山
向大倉山の3	青葉区大倉向大倉山
向大倉山の5	青葉区大倉向大倉山
向大倉山の2	青葉区大倉向大倉山
向大倉山の6	青葉区大倉向大倉山
大倉薬師	青葉区大倉薬師
向大倉山の1	青葉区大倉向大倉山
岩下	青葉区大倉岩下
下倉	青葉区大倉下倉
南ノ沢	青葉区大倉南ノ沢
岩下	青葉区大倉岩下
佐井利の1	青葉区大倉佐井利
佐井利の2	青葉区大倉佐井利
赤坂2丁目	青葉区赤坂2丁目
棒目木	青葉区作並棒目木
湯ノ原の2	青葉区作並湯ノ原
作並の1	青葉区作並新坂
みやぎ台の2	青葉区みやぎ台5丁目
みやぎ台の1	青葉区みやぎ台5丁目
みやぎ台3丁目	青葉区みやぎ台3丁目
みやぎ台1丁目	青葉区みやぎ台1丁目
秋保町長袋	太白区秋保町長袋町
館	太白区秋保町長袋館
境野辺田山	太白区秋保町境野辺田山
辺田山	太白区秋保町境野辺田山
辺田山	太白区秋保町境野辺田山
館南の1	太白区秋保町長袋館
館南の2	太白区秋保町長袋館
野尻	太白区秋保町境野野尻
上戸	太白区秋保町境野上戸
館山原	太白区秋保町長袋館山原
前山	太白区秋保町長袋前山
野尻町南の1	太白区秋保町馬場野尻町南
野尻町南の2	太白区秋保町馬場野尻町南
西向の1	太白区秋保町馬場西向
西向の2	太白区秋保町馬場西向
西向の3	太白区秋保町馬場西向
大杉の2	太白区秋保町馬場大杉
大杉の1	太白区秋保町馬場大杉
中	太白区秋保町馬場中
馬場山口	太白区秋保町馬場山口
辺田	太白区秋保町馬場辺田
土蔵	太白区秋保町馬場土蔵
町北	太白区秋保町馬場町北
水上北	太白区秋保町長袋水上北
長袋畑の1	太白区秋保町長袋畑、川崎町大字本砂金宿
長袋畑の2	太白区秋保町長袋畑
坂下	川崎町大字本砂金坂下
山崎	川崎町大字本砂金
大城前	川崎町大字本砂金
本砂金	川崎町大字本砂金

「宮城県土砂災害危険箇所図」（平成27年、宮城県）等より作成

表 4.2-6 土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所）

名 称	所在地
吹付	泉区吹付
栗生 2	青葉区大倉
栗生	青葉区大倉
日向	青葉区大倉
下倉	青葉区下倉
菖蒲沼	青葉区菖蒲沼
馬場	太白区秋保町馬場

「宮城県土砂災害危険箇所図」（平成27年、宮城県）等より作成

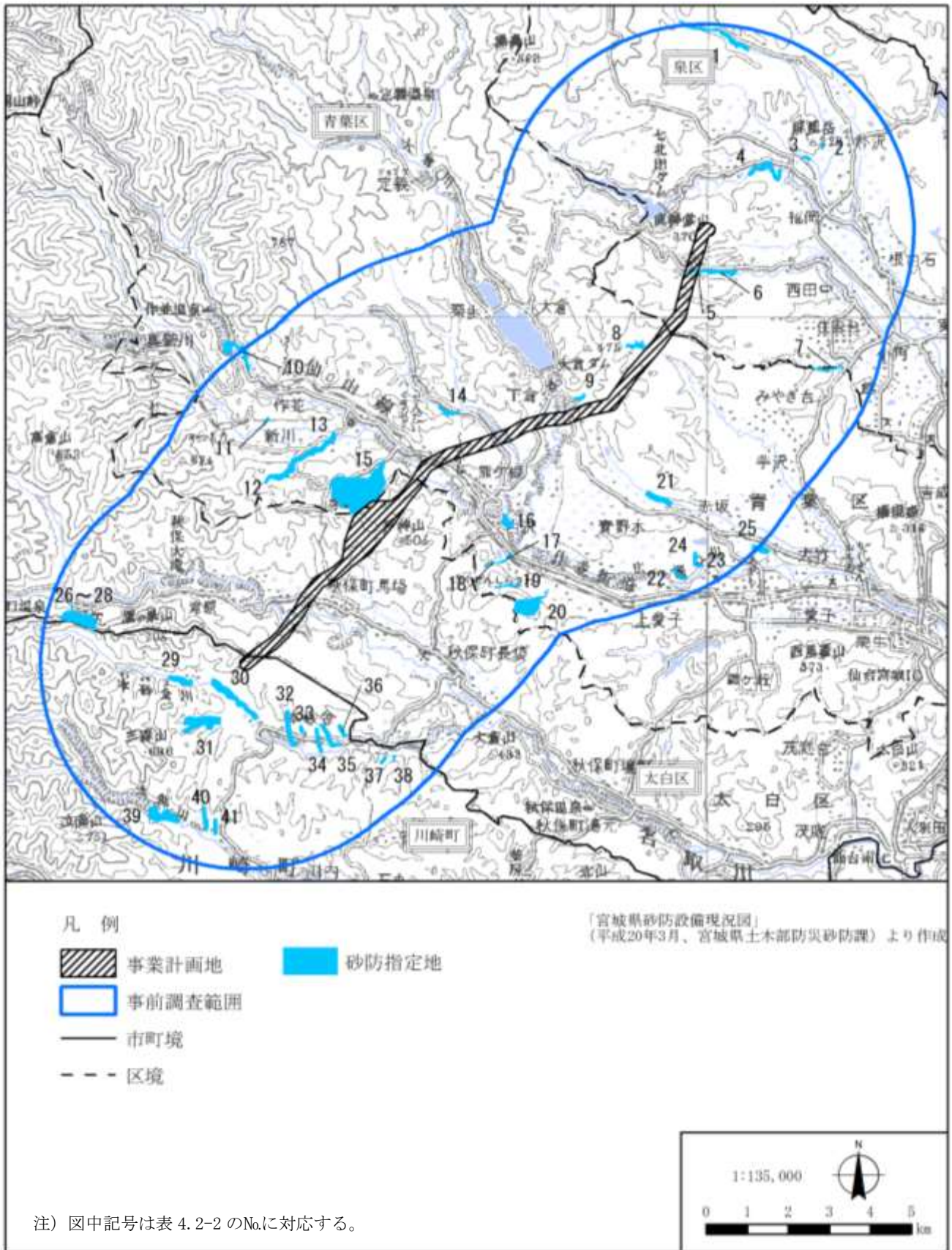


図 4.2-5 砂防指定地

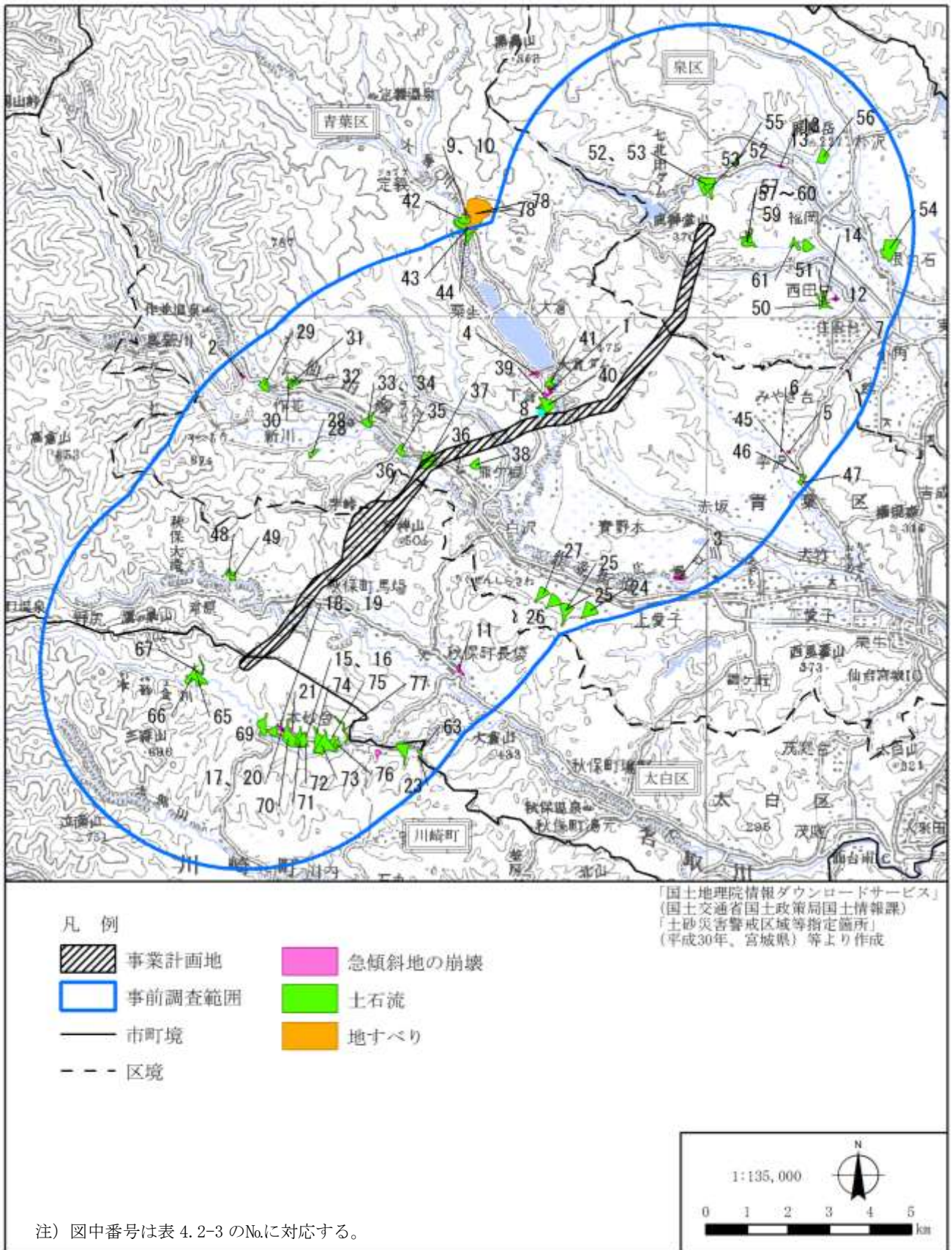


図 4.2-6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

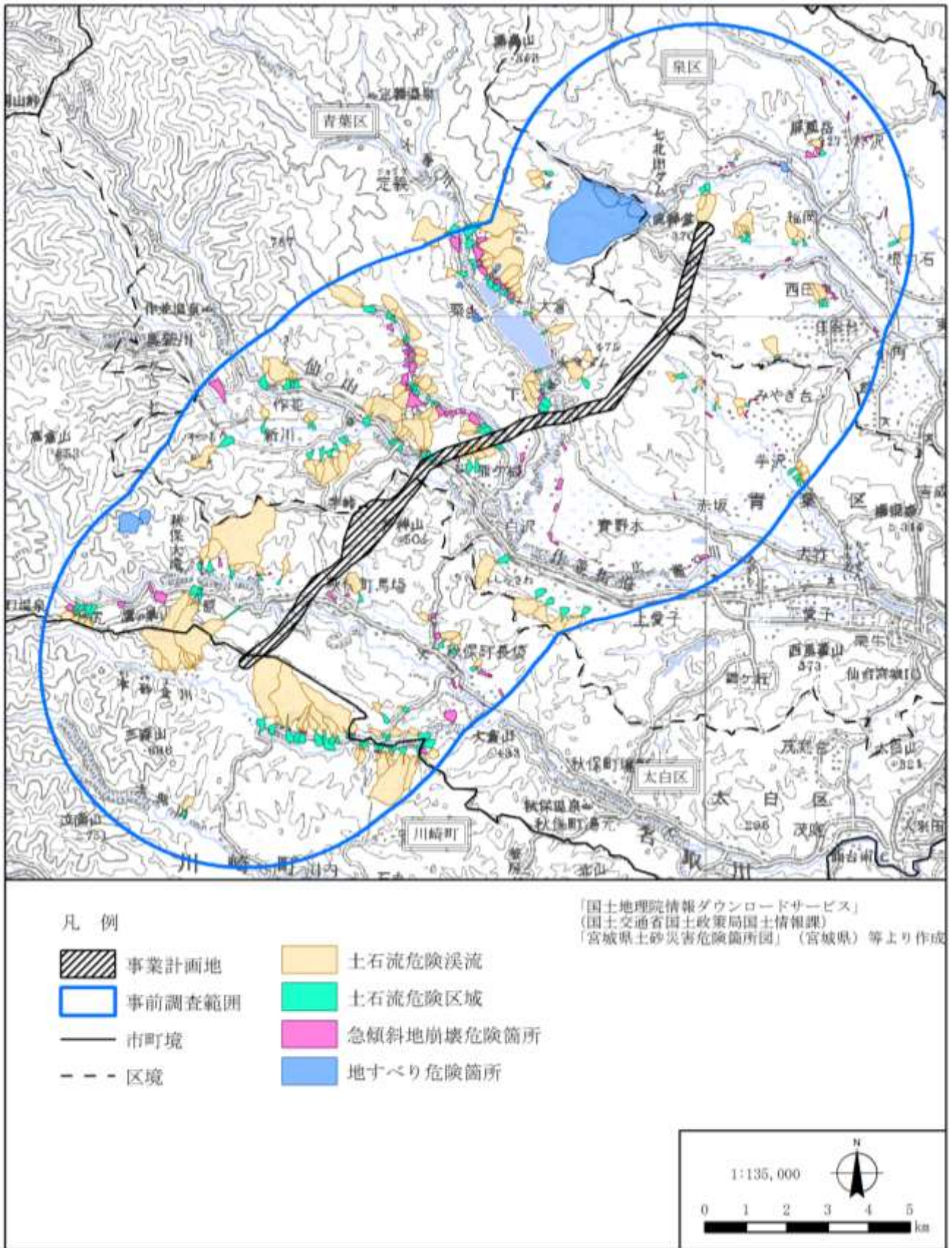


図 4.2-7 土砂災害危険箇所

4.2.6 その他事業の立地上配慮を有する地形・地質

事業の立地上配慮を要する地形・地質は「4.2.3 注目すべき地形・地質」、「4.2.4 大規模な造成を要する斜面地等」及び「4.2.5 災害の危険箇所」に記載したとおりである。

また、事前調査範囲に軟弱層及びその他配慮を要する地形・地質はない。

4.3 植物

4.3.1 注目すべき植物の状況

仙台市は海岸から奥羽山脈まで市域が広がっており、市内で最も標高が高い船形山では高山帯や亜高山帯の植物が、太平洋に面した沿岸部には暖地系の植物が生育するなど、植物相は非常に多様である。特に仙台市で広い面積を占める丘陵地帯は、暖温帯と冷温帯の間に位置する中間温帯と呼ばれる領域であり、暖地系と寒地系の植物の両方が見られる。また、主に標高約 400m以上の山地帯には多雪の日本海側の地域に特徴的に見られる日本海側要素と呼ばれる植物も分布しており、多様な植物相を構成する一因となっている。

調査範囲における注目すべき植物の状況について、「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年、宮城県）、「宮城県植物誌 2017」（平成 29 年、宮城植物の会）、「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年、仙台市）に記載されている種から調査範囲内に生育が確認されている種を抽出し、そのうち表 4.3-1 に示す選定基準に該当する種を注目すべき種として整理した。なお、仙台市における保全上重要な種のうち、減少種については地域区分が「山地地域」及び「西部丘陵地・田園地域」に該当する種とした（表 4.3-2 参照）。

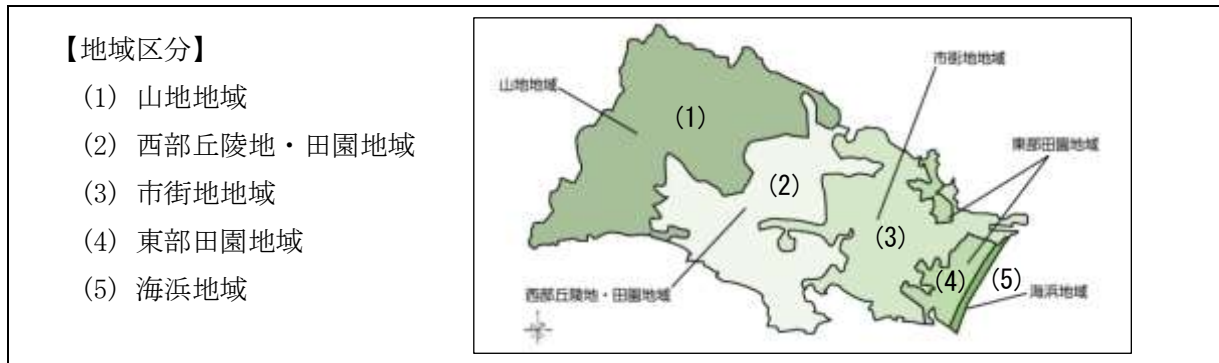
調査範囲における注目すべき植物種は、表 4.3-3 に示すとおりである。確認された種数は 108 科 397 種であり、環境省レッドリスト掲載種は 103 種、宮城県レッドデータブック掲載種は 220 種である。

表 4.3-1 注目すべき動植物種の選定基準

判断基準		記号等	説明	
仙台市における保全上重要な種	学術上重要種	1	仙台市においてもともと稀産あるいは希少である種、あるいは生息地・生育地がごく限られている種	
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限等の分布限界となる種	
		3	仙台市が模式産地（タイプロカリティ）となっている種	
		4	1、2、3には該当しないが、各分類群において、注目に値すると考えられる種	
	注目種	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種
			EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種
			A	現在、ほとんど見ることができない、あるいは近い将来ほとんど見ることができなくなるおそれがある種
			B	減少が著しい、あるいは近い将来著しい減少のおそれがある種
			C	減少している、あるいは近い将来減少のおそれがある種
			+	普通に見られる、あるいは当面減少のおそれがない種
			/	もともと生息・生育しない可能性が非常に大きい
			・	判断に資する情報がない
	環境指標種	○	本市の各環境分類における環境を指標する種	
レッドデータブック等	「環境省レッドリスト 2019」(平成 31 年、環境省)	EX	絶滅（我が国ではすでに絶滅したと考えられる種）	
		EW	野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）	
		CR+EN	絶滅危惧 I 類（絶滅の危機に瀕している種）	
		CR	絶滅危惧 IA 類（ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの）	
		EN	絶滅危惧 IB 類（IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）	
		VU	絶滅危惧 II 類（絶滅の危険が増大している種）	
		NT	準絶滅危惧（現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）	
		DD	情報不足（評価するだけの情報が不足している種）	
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）	
	「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)	EX	絶滅（本県ではすでに絶滅したと考えられる種）	
		EW	野生絶滅（飼育・栽培下でのみ存続している種）	
		CR+EN	絶滅危惧 I 類（本県において絶滅の危機に瀕している種）	
		VU	絶滅危惧 II 類（本県において絶滅の危険が増大している種）	
		NT	準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種）	
		DD	情報不足（評価するだけの情報が不足している種）	
		LP	絶滅のおそれのある地域個体群（地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの）	
		YO	要注目種（本県では、現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種）	
	「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	特天	特別天然記念物	
		国天	天然記念物	
	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)	国内	国内希少野生動植物種	
		特定	特定国内希少野生動植物種（上記のうち、商業的に個体の繁殖をさせることができるもの）	
		国際	国際希少野生動植物種	
		緊急	緊急指定種	

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市) 等より作成

表 4.3-2 減少種の地域区分



注) 事業計画地は「(1) 山地地域」および「(2) 西部丘陵地・田園地域」に位置する。
 「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 (改定版)」(平成 28 年、仙台市) より作成

表 4.3-3(1) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献		重要種選定根拠									
						仙台市における保全上重要な種				レッドデータブック等					
						①	②	③	学術上重要な種	減少種 山地地域 西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 RL	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			○	1	・	・		VU	CR+EN			
2		イワヒバ	ヒモカズラ		○	○	1	・	・						
3			イワヒバ		○	○	1	B	B	○					
4		ミズニラ	ミズニラ		○	○	1	・	B		NT	NT			
5		トクサ	イヌスギナ			○		・	B						
6		ハナヤスリ	ヤマハナワラビ			○						VU			
7		ゼンマイ	ヤシャゼンマイ			○	1	C	C			NT			
8		ウラジロ	ウラジロ			○						CR+EN			
9		コケシノブ	コウヤコケシノブ			○	1	・	・						
10			ヒメハイホラゴケ			○	1	・	・						
11			コハイホラゴケ		○	○						VU			
12		イノモトソウ	オオバノイノモトソウ			○	1,2	・	B						
13			イノモトソウ			○	1,2	・	・			NT			
14		チャセンシダ	コタニワタリ		○	○		・	B						
15		オンダ	ナンタイシダ			○	1,2	・	・			YO			
16			リョウメンシダ		○	○		・	B	○					
17			オンダ		○	○		・	B						
18			オオクジャクシダ		○	○	1	・	・						
19			ニオイシダ			○	1,4	・	・						
20			ギフベニシダ		○	○	○	1,2	・	・			CR+EN		
21			キノクニベニシダ			○							VU		
22			アスカイノデ			○	○	2	・	・					
23			アイアスカイノデ			○	○	2	・	・					
24			イワシロイノデ			○	○		・	B					
25			イノデ			○	○	2	・	・					
26			サカゲイノデ			○	○		・	B					
27		ジュウモンジシダ			○	○		・	B	○					
28		ヒメシダ	ハシゴシダ			○						VU			
29			ヒメワラビ			○	2	・	B						
30		メシダ	ホソバイヌワラビ		○			・	C			NT			

表 4.3-3(2) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠								
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等					
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法	
31	シダ植物	メンド	トガリバイヌワラビ			○							CR+EN		
32			シケチシダ			○	1,2	・	・				YO		
33			セイトカシケシダ	○		○	1	・	・				VU		
34			イヌガンソク		○	○		・	C						
35			クサソテツ		○	○		・	B						
36			ウラボシ	ヒメサジラン			○	1	B	・					
37				イワオモダカ	○		○	1	B	・				VU	
38			デンジソウ	デンジソウ			○						VU	EW	
39			サンショウモ	サンショウモ		○		1	EX	EX			VU	NT	
40	裸子植物	マツ	モミ		○	○		・	C	○					
41			キタゴヨウ			○	4	B	・						
42			イチイ	カヤ		○	○		・	B					
43	離弁花類	クルミ	オニグルミ		○	○		・	B	○					
44		ヤナギ	ネコヤナギ		○	○	4	・	C	○					
45			シライヤナギ			○	1	・	・				CR+EN		
46			キツネヤナギ		○	○		・	C	○					
47			オオバヤナギ			○	1	B	・				NT		
48			カバノキ	ハンノキ		○	○	1,4	・	C	○				
49		ミズメ			○	○			C	C					
50		ウダイカンバ				○	4	C	C						
51		サワシバ			○	○			C	B	○				
52		アカシデ			○	○			C	B	○				
53		イヌシデ			○	○	4	C	B	○					
54		ブナ		ブナ		○	○	4	C	B					
55			イヌブナ		○	○	1,4	・	B	○					
56			アカガシ		○	○	2	・	C	○					
57			アオナラガシワ			○	1	・	・						
58			アラカシ			○	1,2	・	C				YO		
59			ミズナラ		○	○			C	B					
60			シラカシ		○	○	2	・	C	○					
61			ウラジロガシ		○	○	2	・	C						
62	ニレ	エノキ			○	4	・	B							
63		オヒョウ		○	○			C	・						
64		ケヤキ		○	○			C	C	○					
65	イラクサ	トキホコリ			○	1	・	B			VU	VU			
66		タチゲヒカゲミズ			○						VU	VU			
67		コケミズ			○	1	・	・				NT			
68	ヤドリギ	ホザキヤドリギ			○							NT			
69	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ		○	○	1	・	・			VU	VU			
70	タデ	ヤナギヌカボ		○		1	・	・			VU	YO			
71		イヌタデ		○	○			・	・	○					
72		サデクサ		○		1	・	・				NT			
73		ミゾソバ		○	○			・	C	○					
74		ホソバイヌタデ		○								NT	NT		
75		ノダイオウ		○	○	1,4	・	C				VU	YO		
76	ザクロソウ	ザクロソウ		○	○	1	・	・							
77	ナデシコ	カワラナデシコ		○	○			・	C						
78		タカネナデシコ			○			B	・			VU			
79		ナンブワチガイソウ		○	○	1	・	C				VU	NT		

表 4.3-3(3) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠							
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等				
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法
80	離弁花類	ナデシコ	シラオイハコベ			○	1	・	・					
81			イトハコベ			○					VU	CR+EN		
82			ナガバツメクサ			○						DD		
83		モクレン	タムシバ		○	○			・	・	○			
84		マツブサ	チョウセンゴミシ		○	○			・	A			CR+EN	
85		クスノキ	ヤブニッケイ			○							CR+EN	
86			ヤマコウバシ			○	1, 2		・	B				
87			オオバクロモジ		○	○			・	・	○			
88			シロダモ		○	○	2		・	+	○			
89		キンボウゲ	センウズモドキ		○	○						VU	YO	
90			フクジュソウ		○	○	1		・	B			VU	
91			ニリンソウ		○	○			・	B	○			
92			スハマソウ		○	○			・	B			NT	
93			キクザキイチゲ		○	○				C	B	○		
94			レンゲショウマ			○	1		・	B				
95			リュウキンカ		○	○			・	・	○			
96			カザグルマ		○	○	1		・	B		NT	VU	
97			トウゴクサバノオ		○	○	1		・	B				
98			オキナグサ		○	○	1		・	A		VU	CR+EN	
99				バイカモ		○	○	1		・	B			
100		シラネアオイ	シラネアオイ		○	○			B	B	○			
101		メギ	トガクシショウマ			○	1		・	・				
102		ツツラフジ				○						DD		
103		ウマノスズクサ	ミチノクサイシン		○							VU	NT	
104			トウゴクサイシン		○	○			・	B	○			
105		ポタン	ヤマシャクヤク		○	○	1		B	B		NT	CR+EN	
106			ベニバナヤマシャクヤク			○	1		A	A		VU	VU	
107		ツバキ	ヤブツバキ		○	○			・	B	○			
108	ナツツバキ				○							VU		
109	オトギリソウ	オシマオトギリ			○			B	B			VU		
110	モウセンゴケ	モウセンゴケ		○	○			・	C					
111	ケン	キケマン			○							VU		
112		ナガミノツルキケマン			○	1		・	C		NT			
113		ヤマブキソウ			○	○	1		・	B				
114		オサバグサ			○	○						CR+EN		
115	アブラナ	ナズナ		○	○			・	B	○				
116		コイヌガラシ			○						NT	CR+EN		
117	ベンケイソウ	ベンケイソウ			○							VU		
118		チチッパベンケイソウ			○	1		・	・					
119		キリンソウ			○			・	・	○				
120		ミヤママンネングサ			○			B	・			VU		
121	ユキノシタ	トリアシショウマ		○	○			C	B					
122		コガネネコノメソウ		○	○	1, 2		・	・					
123		コチャルメルソウ		○	○			・	・	○				
124		タコノアシ		○	○			・	B		NT			
125		ヤシャビシャク			○	1		C	・		NT	VU		
126		ザリコミ			○	1		A	・			CR+EN		
127		トガスグリ			○	1		・	・			VU		
128		シコタンソウ			○	1		・	・			VU		

表 4.3-3(4) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠								
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等					
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法	
129	離弁花類	ユキノシタ	ダイヤモンドソウ		○	○		・	・	○					
130			エソククロクモソウ			○	1	・	・						
131			ユキノシタ		○	○		・	B						
132		バラ	チョウセンキンミズヒキ			○					VU	NT			
133			ザイフリボク		○	○	1	・	B						
134			クサボケ			○						CR+EN			
135			ヤマブキ			○		・	C	○					
136			イワキンバイ		○	○		・	・	○					
137			エチゴキジムシロ		○	○		B	B			YO			
138			ミヤマザクラ			○		A	・			CR+EN			
139			カスミザクラ		○	○		・	C	○					
140			ミチノクナシ			○						EN	NT		
141			オオタカネイバラ			○	1	・	・						
142		サナギイチゴ			○		・	B			VU	YO			
143		ミヤマウラジロイチゴ			○	1	・	・				CR+EN			
144		マメ	ノアズキ			○						CR+EN			
145			ツクシハギ		○	○		・	B	○					
146	イヌハギ			○	○	1	・	・		VU	NT				
147	マキエハギ			○	○	1	・	・			NT				
148	オオバタンキリマメ				○		・	C			NT				
149	フウロソウ	コフウロ		○	○	1	・	・							
150	ユズリハ			○	○	1,2	・	C							
151	ミカン	ミヤマシキミ			○	1	・	C							
152	カエデ	ハウチワカエデ		○	○		・	C							
153		イタヤカエデ			○		・	C							
154		メグスリノキ		○	○	1	・	B							
155		ヤマモミジ		○	○		・	B	○						
156		ウリハダカエデ		○	○		・	C							
157	トチノキ	トチノキ		○	○		C	C							
158	モチノキ	イヌツゲ		○	○		・	C							
159		オクノフウリンウメモドキ			○						VU				
160		モチノキ			○						YO				
161		ソヨゴ		○	○	1,2	・	C			NT				
162	クロウメモドキ	ホナガクマヤナギ			○						VU				
163	シナノキ	カラスノゴマ		○	○	1	・	A							
164	ジンチョウゲ	ナニワズ			○						CR+EN				
165	スマレ	エゾノタチツボスミレ			○						NT				
166		サクラスマレ		○	○	1	・	B							
167		フモトスマレ			○	○	1	・	B			VU			
168		ナガハシスマレ		○	○	1	・	B							
169		ヒゴスマレ			○	○		A	・			CR+EN			
170	ミソハギ	ミズマツバ	○	○	○	1	・	・		VU	VU				
171	ヒシ	ヒメヒシ			○		・	A		VU	CR+EN				
172		ヒシ		○	○		・	B	○						
173	アカバナ	ヤナギラン			○		・	A			CR+EN				
174		カラフトアカバナ			○						NT				
175	アリノトウグサ	タチモ		○	○	1	・	・		NT	VU				
176	ミズキ	アオキ		○	○		・	C	○						
177	ウコギ	コシアブラ		○	○		C	C							

表 4.3-3(5) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠									
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等						
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法		
178	離弁花類	セリ	ハナビゼリ		○	○	1	・	・			NT				
179			ミシマサイコ		○	○	1	・	B		VU	CR+EN				
180			オオカサモチ			○	○	1	・	・			NT			
181			イワセントウソウ				○	○	1	・	・					
182			タニミツバ				○	○	1	・	C			VU		
183			サワゼリ				○	○	1	・	・					
184	合弁花類	イワウメ	コイワウチワ		○	○	1,4	C	C	○						
185		イチャクソウ	ウメガサソウ		○	○		・	C	※						
186			ベニバナイチャクソウ		○	○	1	・	・							
187		ツツジ	ヤマツツジ		○	○		・	C	○						
188			シロヤシオ		○	○		C	C	○						
189			トウゴクミツバツツジ		○	○	2	・	B							
190			ナツハゼ		○	○		・	C							
191		ヤブコウジ	ヤブコウジ		○	○		・	・	○						
192		サクラソウ	クリンソウ		○	○	1	B	B				VU			
193			サクラソウ		○	○	1	・	A	○	NT	CR+EN				
194		エゴノキ	オオバアサガラ		○	○	1	・	A							
195		モクセイ	イボタノキ		○	○		・	B	○						
196		マチン	ヒメナエ			○						VU	CR+EN			
197		リンドウ	ホソバツルリンドウ		○	○	1	・	C			VU	VU			
198			イヌセンブリ		○	○	1	・	・			VU	VU			
199		ミツガシワ	アサザ		○	○						NT	VU			
200		ガガイモ	フナバラソウ		○	○	1	・	・			VU	VU			
201			タチガシワ		○	○	1	・	・							
202			スズサイコ		○	○	1	・	A			NT	VU			
203			コカモメヅル			○	○	1	・	・						
204		アカネ	オオキヌタソウ			○		C	・				NT			
205		ムラサキ	サワリソウ			○								CR+EN		
206			ムラサキ		○	○	1	A	A			EN	CR+EN			
207			ルリソウ		○	○		・	C				NT			
208		クマツヅラ	カリガネソウ			○								CR+EN		
209			クマツヅラ		○			・	B				VU			
210		ハマゴウ			○								EX			
211	シソ	ヒロハヤマトウバナ		○	○	1	・	・								
212		フトボナギナタコウジュ		○	○	1,2	・	・								
213		キセウタ		○								VU	VU			
214		シラゲヒメジソ			○	○	1	・	・					YO		
215		タテヤマウツボグサ		○	○	1	・	・								
216		タイリンヤマハッカ		○	○		・	C					NT			
217		イガタツナミソウ				○								NT		
218		エゾニガクサ		○	○	1	・	・			EN	CR+EN				
219	ナス	ヤマホロシ			○							VU				
220	ゴマノハグサ	マルバサワトウガラシ		○	○		・	B			VU	VU				
221		アブノメ		○	○		・	B				VU				
222		オオアブノメ				○	1	・	・			VU	YO			
223		スズメノトウガラシ				○							NT			
224		サギゴケ		○	○		・	C	○							
225		ヒヨクソウ		○	○		C	・					NT			
226		カワヂシャ			○	1	・	・				NT	NT			

表 4.3-3(6) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠							
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等				
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法
227	合弁花類	ハマウツボ	オオナンパンギセル			○	1	B	B					
228		タヌキモ	ムシトリスミレ			○	1	・	・					
229			ホザキノミミカキグサ			○						CR+EN		
230			ヒメタヌキモ		○	○	1	・	A		NT	CR+EN		
231			イヌタヌキモ		○	○	1	・	B		NT	VU		
232			ムラサキミミカキグサ		○	○	1	・	A		NT	NT		
233		オオバコ	オオバコ		○	○			・	・	○			
234		スイカズラ	ニッコウヒョウタンボク			○	1, 2	・	・			YO		
235			オオカメノキ		○	○		・	・	○				
236		レンブクソウ	レンブクソウ			○	1	・	・			NT		
237		オミナエシ	オミナエシ		○	○		・	B	○				
238		マツムシソウ	マツムシソウ		○	○	1	A	A					
239		キキョウ	モイワシャジン			○						YO		
240			シデシャジン			○	1	・	・					
241			キキョウ		○	○	1	・	B	○	VU	VU		
242		キク	オクモミジハグマ		○	○		・	C	○				
243			キッコウハグマ		○	○		・	B	○				
244			シオン		○						VU			
245			オケラ		○	○		・	B	○				
246			エゾノタウコギ		○	○			B	B			VU	
247			モリアザミ		○	○							NT	
248			リクゼニアザミ		○	○							NT	
249			アワコガネギク		○	○		・	C		NT			
250			アズマギク		○	○	1	・	B	○		VU		
251			アキノハハコグサ			○						EN	VU	
252			タカサゴソウ		○	○			B	・		VU	VU	
253	カシワバハグマ				○			・	B			VU		
254	コウヤボウキ				○							CR+EN		
255	オオニガナ			○	○	1	・	C				NT		
256	シュウブソウ				○	○	1, 2	・	・					
257	ミヤコアザミ				○	○	1	・	A			CR+EN		
258	ヒメヒゴタイ				○	○	1	・	・		VU	CR+EN		
259	アキノキリンソウ			○	○			・	C	○				
260	エゾタンポポ		○	○			・	C	○					
261	単子葉植物	オモダカ	ヘラオモダカ		○	○		・	C	○				
262			サジオモダカ			○			・	C	○		NT	
263			アギナシ		○	○			・	C	○	NT	VU	
264			ウリカワ			○			・	C	○			
265			オモダカ		○	○			・	C	○			
266			ホソバオモダカ			○			・	C	○			
267		トチカガミ	ヤナギスブタ		○							VU		
268			クロモ		○	○		・	B	○				
269			ミズオオバコ		○		1	・	B		VU	NT		
270		ホルムイソウ	シバナ			○					NT	CR+EN		
271	ヒルムシロ	エビモ		○	○			・	B	○				
272		コバノヒルムシロ		○	○			・	C	○	VU	VU		
273		ヒルムシロ		○	○			・	C	○				
274		フトヒルムシロ		○	○			・	C	○				
275		オオミズヒキモ			○			・	C	○				

表 4.3-3(7) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠								
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等					
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法	
276	単子葉 植物	ヒルムシロ	センニンモ			○		・	C	○		VU			
277			オヒルムシロ		○	○		・	C	○					
278			ホソバミズヒキモ		○	○		・	C	○		VU			
279			イトモ		○	○	1	・	C			NT	YO		
280		イバラモ	ホッサモ		○	○		B	・			VU			
281			イトトリゲモ			○	1	・	B		NT	NT			
282			トリゲモ			○	1	・	B		VU	CR+EN			
283			オオトリゲモ			○	1	・	B			CR+EN			
284			ツツイトモ			○						VU	CR+EN		
285			リュウノヒゲモ			○						NT	CR+EN		
286			ホンゴウソウ	ホンゴウソウ		○						VU	CR+EN		
287		ユリ	ギョウジャニンニク			○							CR+EN		
288			カタクリ		○	○		・	B						
289			シヨウジョウバカマ		○	○		・	B	○					
290			ニッコウキスゲ			○		・	B						
291			コオニユリ		○	○		・	B						
292			ヤマスカシユリ			○	1	B	・		NT	CR+EN			
293			ヒメヤブラン		○	○		・	C	※					
294			オオバジャノヒゲ		○	○		・	B						
295			クルマバツクバネソウ			○							VU		
296			ユキザサ		○	○		・	C	○					
297			マルバサンキライ		○			・	A				CR+EN		
298			キンバイザサ	コキンバイザサ		○		1, 2	EX	EX			EX		
299			ミズアオイ	ミズアオイ			○		・	・	○	NT			
300		コナギ			○	○		・	・	○					
301		アヤメ	ヒオウギ			○	1	・	・				CR+EN		
302			ノハナショウブ		○	○	1	・	C	○					
303	ヒメシャガ			○	○		・	B	○	NT	NT				
304	カキツバタ			○	○	1	・	B		NT	VU				
305	ツユクサ	ヤブミョウガ		○			・	A			CR+EN				
306	ホシクサ	ホシクサ		○	○	1	・	・			YO				
307	イネ	ヒメコスガサ		○							NT				
308		ヤマアワ		○	○		・	B							
309		メヒシバ		○	○		・	・	○						
310		カゼクサ		○	○		・	B	○						
311		オオウシノケグサ		○	○	4	・	B	※						
312		ウキガヤ		○			・	・				NT			
313		オギ			○		・	C	○						
314		ヨシ		○	○		・	C	○						
315		ツルヨシ			○		・	C	○						
316		アキウネマガリ		○	○	1	・	・				CR+EN			
317		オオクマザサ			○	3	・	・							
318		スエコザサ			○	3	・	・							
319		スズタケ			○		・	C	○						
320		マコモ			○		・	B	○						
321		シバ			○	○		・	B	○					
322	サトイモ	ヒメカイウ		○	○	1	・	・		NT	CR+EN				
323		ミズバショウ			○		・	B	○						
324		ヒメザゼンソウ			○	○		・	B						

表 4.3-3(8) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献			重要種選定根拠								
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等					
							学術上重要種	減少種 山地地域	西部丘陵地・田園地域	環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法	
325	単子葉 植物	ミクリ	ミクリ		○	○	1	・	B	○	NT	NT			
326			ヤマトミクリ		○	○	1	・	A		NT	CR+EN			
327			タマミクリ			○	○	1	A	・		NT	CR+EN		
328			ナガエミクリ		○	○	○	1	・	A		NT	NT		
329			オオミクリ				○					VU	CR+EN		
330			ガマ	ヒメガマ		○	○		・	C					
331		ガマ				○		・	C	○					
332		カヤツリグサ	ジョウロウスゲ			○					VU	CR+EN			
333			ハコネイトスゲ		○	○		・	A			CR+EN			
334			サナギスゲ			○		・	A			CR+EN			
335			ヤマクボスゲ	○	○	○	1	・	・		NT	VU			
336			タチスゲ	○	○	○	1	・	・			CR+EN			
337			ノゲヌカスゲ			○						YO			
338			タヌキラン		○	○		・	・		○				
339			マメスゲ	○	○		1	・	・			CR+EN			
340			オオカサスゲ		○	○			B	B					
341			センダイスゲ			○	4	・	・						
342			オニナルコスゲ		○	○			C	・			NT		
343			ニイガタガヤツリ		○	○						CR	YO		
344			チシママツバイ			○						VU	CR+EN		
345			サギスゲ		○	○			C	C			NT		
346			ミチノクホタルイ		○	○							VU		
347			フトイ		○	○			・	B					
348			カンガレイ		○	○			・	B					
349			サンカクイ		○	○			・	B					
350			ラン	コアニチドリ			○	1	A	・		VU	CR+EN		
351				エビネ		○	○	1	・	A		NT	VU		
352		キンセイラン				○	1	・	B		VU	CR+EN			
353		サルメンエビネ			○	○	1	・	B		VU	CR+EN			
354		ユウシュンラン			○	○	1	・	B		VU	NT			
355		キンラン			○	○	1	B	B		VU	VU			
356		トケンラン				○						VU	CR+EN		
357	シュンラン			○	○			・	C	○					
358	コアツモリソウ				○	1	・	B		NT	CR+EN				
359	クマガイソウ				○	1	B	A		VU	CR+EN				
360	アツモリソウ			○	○	1	・	A		VU	CR+EN		特定		
361	イチヨウラン				○	1	・	・			CR+EN				
362	セッコク				○	1	EX	EX			CR+EN				
363	エゾスズラン			○	○	1	・	A			NT				
364	アオキラン				○	1	・	・		CR	CR+EN				
365	シロテンマ			○						CR	VU				
366	ノビネチドリ			○				B	・		VU				
367	ミヤマモジズリ				○	1	B	・			CR+EN				
368	オオミズトンボ			○		1	・	B		EN	CR+EN				
369	サギソウ			○	○	1	B	A		NT	CR+EN				
370	ミズトンボ			○	○	1	・	A		VU	CR+EN				
371	ムカゴソウ			○		1	・	・		EN	VU				
372	ヒメノヤガラ			○	○	1	・	・		VU	VU				
373	ギボウシラン			○	○	1	C	・		EN	CR+EN				

表 4.3-3(9) 注目すべき植物種

No.	分類	科名	種名	文献		重要種選定根拠									
						仙台市における 保全上重要な種				レッドデータブック等					
				①	②	③	学術上重要種	減少種 山地地域 西部丘陵地・田園地域		環境指標種	環境省 R	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法	
374	単子葉植物	ラン	フガクスズムシソウ		○		1	・	・		VU	CR+EN			
375			ジガバチソウ		○	○			・	C			NT		
376			セイタカスズムシソウ			○							CR+EN		
377			クモキリソウ		○	○	1, 4	・	B						
378			スズムシソウ			○							CR+EN		
379			ヒメフタバラン		○	○	2	・	・				YO		
380			アオフタバラン			○							VU		
381			ヒナチドリ		○	○	1	・	A			VU	CR+EN		
382			カモメラン			○	1	B	・			NT	CR+EN		
383			オノエラン			○	1	B	・						
384			ウチョウラン		○	○	1	B	A			VU	CR+EN		
385			タカネトンボ			○						VU	CR+EN		
386			ミズチドリ		○	○		B	B				VU		
387			ツレサギソウ		○	○		C	C				NT		
388			マイサギソウ			○	1	・	・				CR+EN		
389			オオバノトンボソウ		○			・	B				VU		
390			トキシソウ		○	○	1	・	A			NT	VU		
391			ヤマトキシソウ		○			・	A				CR+EN		
392			マツラン			○	1	・	B			VU	CR+EN		
393			カヤラン		○	○	1	・	B				VU		
394	ネジバナ		○	○		・	B	○							
395	イイヌマムカゴ		○	○	1	・	・			EN	CR+EN				
396	ハクウンラン		○	○	1	・	・				VU				
397	ショウキラン			○	1	B	・				CR+EN				
合計	—	108 科	397 種	7 種	238 種	371 種	181 種	62 種	212 種	89 種	103 種	220 種	0 種	1 種	

注) 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)
- ② 「宮城県植物誌 2017」(平成 29 年、宮城植物の会)
- ③ 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種については EX、A、B、C に該当する種数を合計した。

※ ウメガサソウ、ヒメヤブラン、オオウシノケグサは仙台市の環境指標種に指定されているが、指標する環境の内容が「海岸防潮林の自然環境」とされていることから、合計には含めていない。

4.3.2 植生及び注目すべき植物群落

調査範囲の現存植生は、図 4.3-1 に示すとおりである。

仙台市の山地地域には「クリーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が広がり、標高の高い地域では「クリーミズナラ群集」、「チシマザサーブナ群団」が見られる。また、西部丘陵地・田園地域には「水田雑草群落」、「緑の多い住宅地」等が見られる。大倉ダム、七北田ダムや七北田川、広瀬川、名取川の水域周辺には「ケヤキ群落 (IV)」、「ヤナギ低木群落 (IV)」、「ヨシクラス」といった植生が見られる。

「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年 3 月、仙台市) では「自然性の高い植生」として、環境省の植生自然度 9、10 に該当する「チシマザサーブナ群団」等の自然植生を挙げている。また、「希少性の高い植生」及び「脆弱性の高い植生」を選定している。

植生自然度の区分基準を表 4.1-8 に、仙台市における植生の特性区分、判断理由及び調査範囲においてこれらの特性に該当する植生を表 4.3-4 に、その位置を図 4.3-2 に示す。なお、事業計画地には自然性の高い植生のうちケヤキ群落 (IV) 及びヤナギ低木群落 (IV) の一部が存在する。

表 4.3-4 植生の特性区分及び判断理由

特性区分	判断理由	調査範囲において該当する植生
希少性の高い植生	仙台市において分布面積が少ない植生。または、人為的に他の植生に置き換えられるなど、現在では少ない面積しか認められない植生。	該当なし
脆弱性の高い植生	立地環境の特殊性が高く、人為による影響が顕著に表れやすいと考えられる植生。急峻な尾根や湿地等、特殊な立地に成立する植生が該当する。	クロベークタゴヨウ群落、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ハンノキ群落 (IV)、ヒメヤシャブシータニウツギ群落、ヒルムシロクラス
自然性の高い植生	環境省の植生自然度 9、10 (自然植生) に該当する植生。	チシマザサーブナ群団、イヌブナ群落、モミーイヌブナ群集、クロベークタゴヨウ群落、アカマツ群落 (IV)、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ハンノキ群落 (IV)、ヤナギ高木群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV)、ヒメヤシャブシータニウツギ群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、ヒルムシロクラス

「平成 27 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年 3 月、仙台市)
「自然環境調査 Web-GIS」(環境省自然環境局生物多様性センターHP) より作成

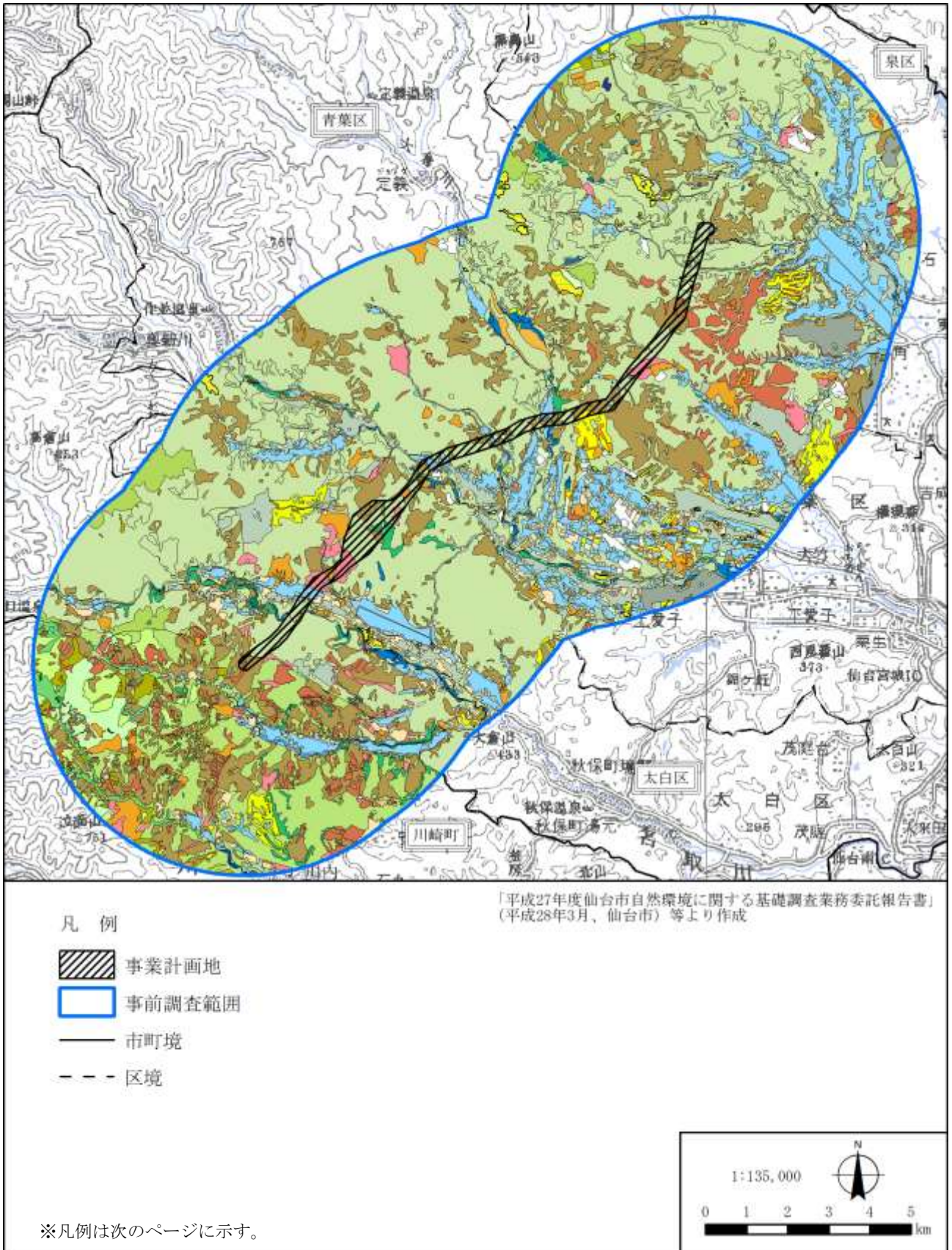


図 4.3-1 (1) 現存植生

＜植生凡例＞

<p>ブナクラス域自然植生</p> <ul style="list-style-type: none"> チシマザサ-ブナ群団 イヌブナ群落 モミーイヌブナ群集 クロバキタゴヨウ群落 アカマツ群落 (IV) ジュウモンジシダーサワグルミ群集 ケヤキ群落 (IV) ハンノキ群落 (IV) ヤナギ高木群落 (IV) ヤナギ低木群落 (IV) ヤマハンノキ群落 ヒメヤシブシータニウツギ群落 	<p>河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨシクラス ツルヨシ群集 ヒルムシロクラス
<p>ブナクラス域代償植生</p> <ul style="list-style-type: none"> プナーミズナラ群落 クリーミズナラ群集 オオバクロモジミズナラ群集 コナラ群落 (V) オニグルミ群落 (V) アカマツ群落 (V) 落葉広葉低木群落 タニウツギノリウツギ群落 ササ群落 (V) ススキ群団 (V) 伐採跡地群落 (V) 	<p>植林地・耕作地植生</p> <ul style="list-style-type: none"> スギ・ヒノキ・サワラ植林 アカマツ植林 カラマツ植林 竹林 ゴルフ場・芝地 牧草地 路傍・空地雑草群落 放棄畑雑草群落 果樹園 畑雑草群落 水田雑草群落 放棄水田雑草群落
<p>ヤブツバキクラス域代償植生</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーコナラ群集 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地 緑の多い住宅地 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 造成地 開放水域 自然裸地

図 4.3-1 (2) 現存植生

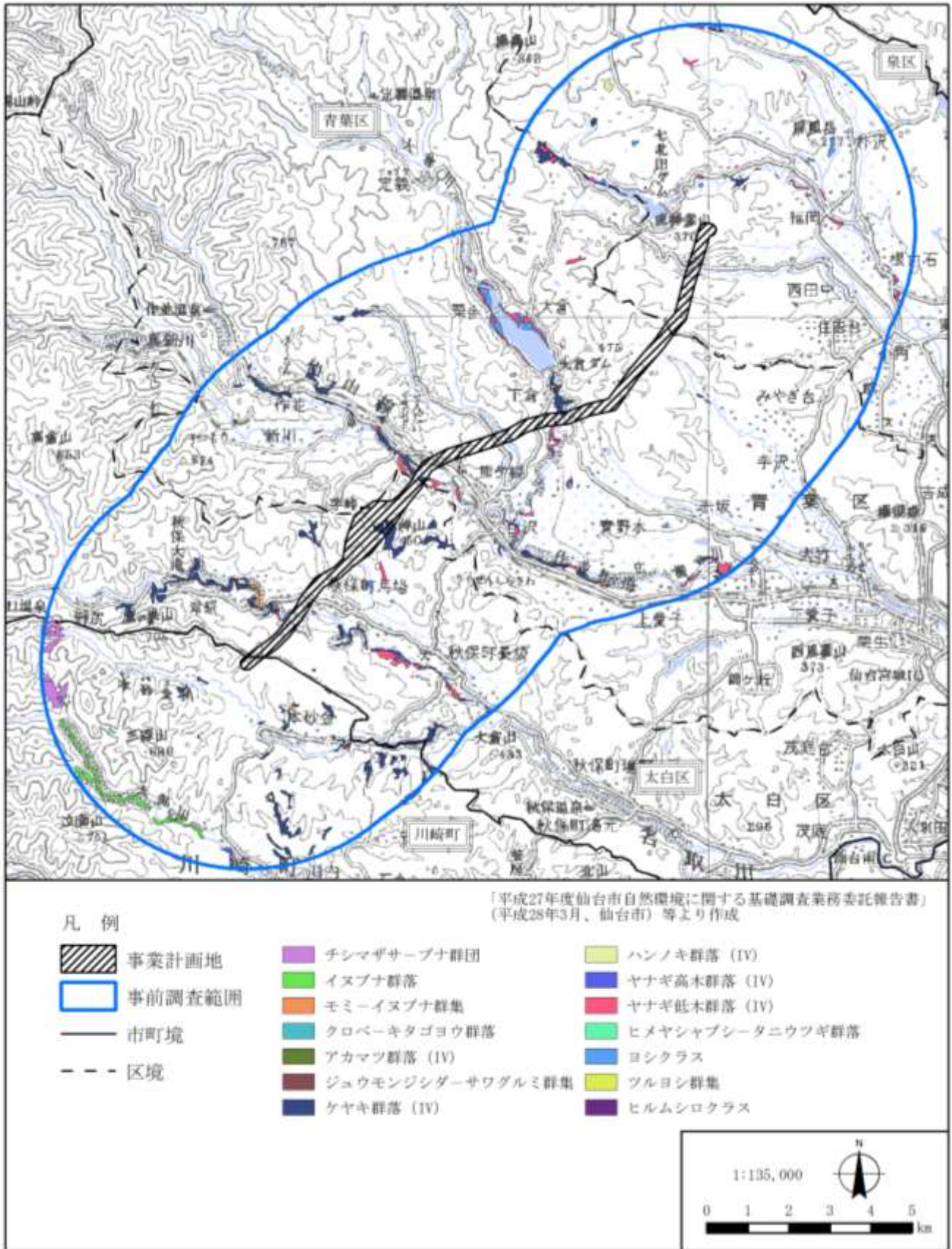


図 4.3-2 自然性及び脆弱性の高い植生位置

調査範囲における注目すべき植物群落位置は図 4.3-3 に示すとおりである。「平成 28 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月、仙台市）では、表 4.3-5 に示す 選定基準により「植物生育地として重要な地域」を表 4.3-7 のとおり選定している。

また、「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年、宮城県）では、表 4.3-6 に 示す「特定植物群落選定基準」（環境省生物多様性センター）により、「希少な植物群落」を 表 4.3-8 のとおり選定しているほか、環境省は平成 28 年に全国 500 箇所の「生物多様性保全 上重要な里地里山」を表 4.3-9 のとおり選定している。

なお、事業計画地には、「根白石（朴沢・実沢・福岡）地域及び西田中地域の里地・里山植 生」、「奥武士・大倉地区の里地・里山植生」、「奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生」、「大倉・ 芋沢丘陵地の植生」、「秋保地区の里山」等が存在する。

表 4.3-5 重要な地域の選定基準

No.	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域（動物の繁殖場、集団越冬地となっている地 域など）
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域（里地里山・居久根等）
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域（山地から市街地への 連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等）
9	海辺や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月、仙台市）より作成

表 4.3-6 希少な植物群落の選定基準

No.	特定植物群落選定基準
A	原生林もしくはそれに近い自然林
B	国内の若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落又は個体群
C	比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界となる産地に見られる植物群落又は個体群
D	砂丘・断崖地・塩沼地・湖沼・河川・湿地・高山・石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F	過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G	乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
H	その他、学術上重要な植物群落

「日本の重要な植物群落Ⅱ 東北版2 宮城県・福島県」(昭和63年、環境庁)より作成

表 4.3-7 注目すべき植物群落（植物生育地として重要な地域）

No.	地域名	対象	備考
1	芳の平のミズバショウ 自生地	植物	県立自然公園船形連峰。泉ヶ岳の南麓の芳の平にある中層-低層湿原。ハンノキ、ヤチダモの下層にミズバショウが群生する。ミズバショウ群生地としては面積も大きく、個体数が多い。乾燥化が懸念されており、基礎調査を実施中。
2	鎌倉山のケヤキ林	植物	県立自然公園二口峡谷。標高 375m の岩峰の山麓に形成された岩錐地に成立するケヤキが優占する林。30～40 年前の伐採跡に萌芽再生したものと思われるが、土壌的極相に近い組成であり貴重である。
3	鎌倉山の岸壁植物群落	植物	県立自然公園二口峡谷。標高 375m の岩峰の垂直崖に成立。イワキンバイ、イワデンダ、キリンソウ、スカシユリ等の耐乾性の草本が多く出現する。
4	棒目木のケヤキ林	植物	県立自然公園二口峡谷。丘陵南斜面の岩盤が露出する急傾斜地に成立するケヤキが優占する林。多少人為が加わっているが、土壌的極相に近い林分（森林）である。
5	黒森山国有林のソヨゴ 林と周辺の植生	植物	権現森緑地環境保全地域。仙台市を分布北限とするソヨゴが小群落を形成している。
6	名取川・広瀬川中～下 流域の河畔植生	植物	広瀬川の清流を守る条例環境保全区域。立地や洪水様態に応じた多様な植生が認められ、ヤナギ類の群落を中心に、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。市民の憩いの場としても極めて貴重。
7	七北田川下流域の河畔 植生	植物	ヨシ群落自然植生度 10 のヨシクラスを主体とする河畔植生で、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。市民の憩いの場として極めて貴重。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。
8	朴沢のモミ林	植物	朴沢地区の国道 457 号線沿いに残存するモミ高木が林立する小林分。
9	根白石（朴沢・実沢・ 福岡）地域及び西田中 地域の里地・里山植生	植物	市街地の北西部に位置し、二次林、植林、農地等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、里地・里山植生が良好な状態で残されている。環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。
10	奥武士・大倉地区の里 地・里山植生	植物	市街地の西部に位置し、二次林、植林、農地等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、里地・里山植生が良好な状態で残されている。環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。
11	奥羽山脈～青葉山丘陵 地域の植生	植物	市街地の南部に位置し、野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。また、青葉山は、狭い地域内に 800 種以上の植物が自生し、里山の自然に親しむ場として活用されており、環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。
12	大倉・芋沢丘陵地の植 生	植物	市街地の中央部から北西にかけて位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。
13	秋保地区の里山	植物	県立自然公園二口峡谷。市街地の南西部に位置し、里地・里山植生が良好な状態で残されている。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。
14	泉ヶ岳一帯	植物	県立自然公園船形連峰。良好なブナ、ミズナラ帯が残り、野生動植物のハビタットとして重要。

注) No. は図 4.3-3 の図中番号に対応する。

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月、仙台市）より作成

表 4.3-8 注目すべき植物群落（希少な植物群落）

No.	希少群落名	植生・群落 タイプ	所在地	面積 (ha)	備 考
15	芳の平のハンノキ・ミズバショウ群落	冷帯温林・ハンノキ群落	泉区福岡	4	仙台市指定天然記念物、特定植物群落（対照番号 120）
16	鎌倉山のケヤキ群落	中間温帯林・ケヤキ群落	青葉区作並	0.2	特定植物群落（対照番号 121）
17	鎌倉山の植物群落	岩壁植生	青葉区作並	0.2	特定植物群落（対照番号 122）
18	棒目木のケヤキ群落	中間温帯林・ケヤキ群落	青葉区熊ヶ根	0.1	特定植物群落（対照番号 123）

注) No. は図 4.3-3 の図中番号に対応する。

「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年、宮城県）より作成

表 4.3-9 生物多様性保全上重要な里地里山

No.	地域名	選定理由
a	奥武士・大倉地区	市の中西部に位置する、水田やため池、山林、山地草原のススキ草原などがモザイク状に広がる農村地域である。 都市近郊に位置しながら、「里地里山植生が良好な状態で残されている地域」として、市の「植物生育地として重要な地域」に選定されており、トウホクサンショウウオやヒメギフチョウなど希少な動植物の生息・生育が確認されている。また、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されている。
b	根白石（朴沢・実沢・福岡）、西田中地区	市の北部に位置し、古くから薪炭生産等が盛んに行われてきた山村地域である。 手入れの行き届いた二次林、農地などモザイク状の土地利用形態が維持され、「里地里山植生が良好な状態で残されている地域」として、市の「植物生育地として重要な地域」に選定されており、サンショウクイやアオハダトンボなど希少な動植物の生息・生育が確認されている。また、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されている。

注) 記号は、a が 図 4.3-3 の図中番号 10 及び図 4.4-1 の図中番号 8、b が図 4.3-3 の図中番号 9 及び図 4.4-1 の図中番号 9 に対応する。

「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省 HP）より作成

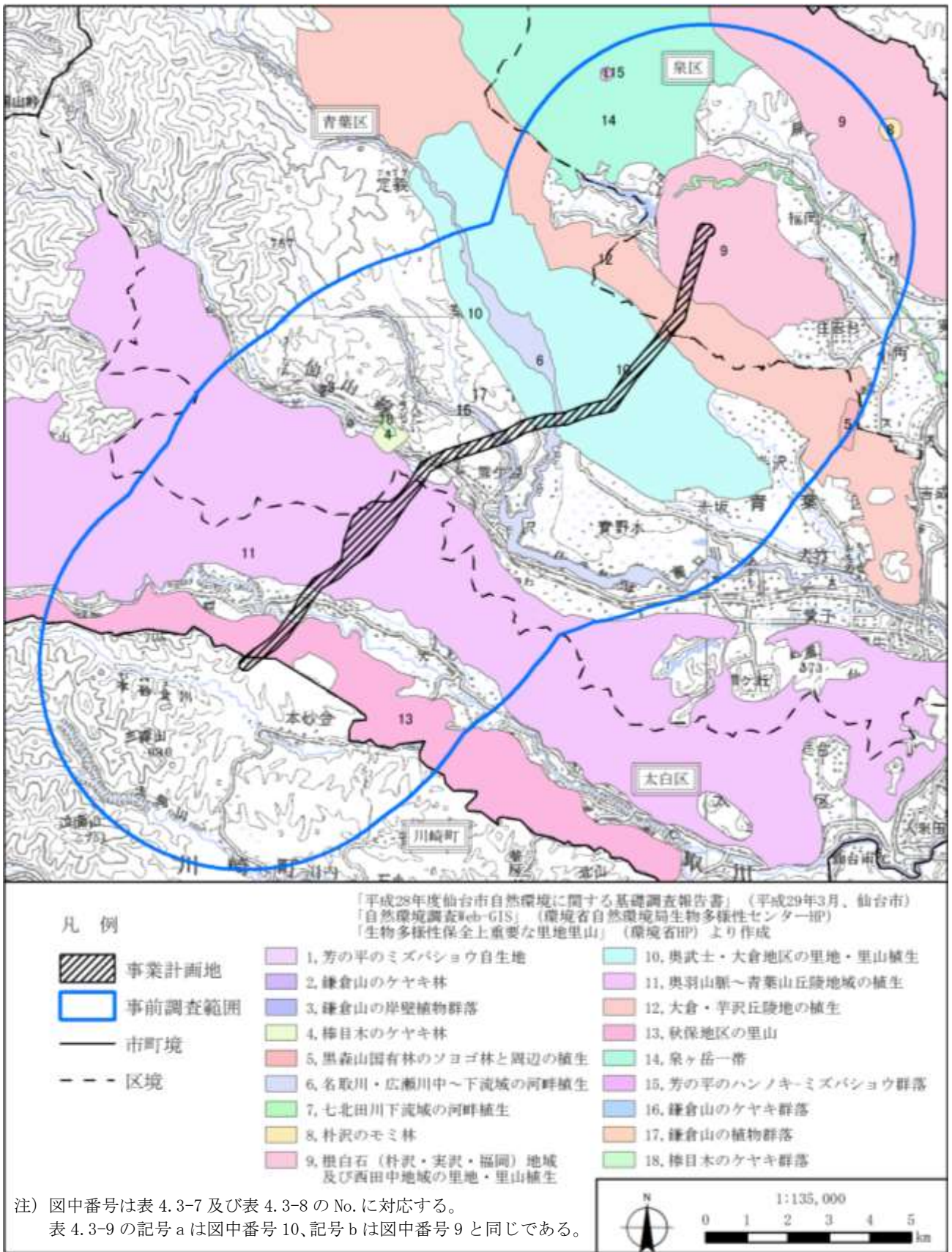


図 4.3-3 注目すべき植物群落位置

4.3.3 その他事業の立地上配慮を要する植物

事業の立地上配慮を要する植物は「4.3.1 注目すべき植物の状況」及び「4.3.2 植生及び注目すべき植物群落」に記載したとおりであり、その他事業の立地上配慮を要する植物として「巨樹・巨木林」、「保存樹木」等があげられる。

調査範囲における環境省の「巨樹・巨木林データベース」に登録されている巨樹・巨木林は表 4.3-10 に、仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」（平成 18 年 仙台市条例第 47 号）に基づく「保存樹木」及び「保存樹林」の指定状況は表 4.3-11 及び表 4.3-12 に、位置は図 4.3-4 に示すとおりであり、「巨樹・巨木林」が 1 件、「保存樹木」が 18 件、「保存樹林」が 1 件指定されており、「保存緑地」の指定はない。

なお、事業計画地にはこれらの指定はない。

表 4.3-10 巨樹・巨木林

No.	呼称	樹種	所在地	樹高(m)	幹周(m)
1	常正寺の大銀杏 (川崎町指定文化財)	イチョウ	川崎町 常正寺跡	45	6.1

注) No. は図 4.3-4 の図中番号に対応する。

「巨樹・巨木林データベース」（環境省自然環境局生物多様性センターHP）より作成

表 4.3-11 保存樹木

No.	呼称	樹種	所在地	樹齢(年)	樹高(m)	幹周(m)
2	宇那禰神社のすぎ(1)	スギ	青葉区芋沢	370	28.0	4.4
3	宇那禰神社のすぎ(3)	スギ	青葉区芋沢	300	29.0	2.6
4	宇那禰神社のすぎ(4)	スギ	青葉区芋沢	300	31.6	3.0
5	宇那禰神社のひのき	ヒノキ	青葉区芋沢	300	28.6	2.4
6	旧大倉中学校のけやき	ケヤキ	青葉区大倉	300	19.5	4.8
7	熊ヶ根のかや	カヤ	青葉区熊ヶ根	500	14.7	5.0
8	秋保神社のいちょう	イチョウ	太白区秋保町長袋	350	33.0	4.1
9	秋保神社のしだれざくら	シダレザクラ	太白区秋保町長袋	300	13.0	1.9
10	秋保中学校のけやき	ケヤキ	太白区秋保町長袋	250	26.0	3.8
11	秋保のいちょう	イチョウ	太白区秋保町長袋	500	33.0	—
12	秋保野尻のいちい	イチイ	太白区秋保町馬場	250	6.2	0.8
13	秋保のひよくひば	ヒヨクヒバ	太白区秋保町長袋	300	25.0	4.0
14	秋保馬場不動堂のいちょう	イチョウ	太白区秋保町馬場	350	35.0	4.4
15	福岡の赤松	アカマツ	泉区福岡	300	17.2	2.3
16	東泉寺のかや	カヤ	泉区福岡	150	20.7	2.5
17	東泉寺のかつら	カツラ	泉区福岡	200	25.6	2.5
18	東泉寺のいちょう	イチョウ	泉区福岡	100	24.3	2.9
19	鷲倉神社の姥杉 (宮城県指定天然記念物)	スギ	泉区福岡	500	41.5	8.6

注) No. は図 4.3-4 の図中番号に対応する。

「杜の都の名木・古木」（仙台市 HP）より作成

表 4.3-12 保存樹林

No.	樹種	所在地	指定年月日
20	アカマツ林	青葉区上愛子松原	平成 19 年 12 月 12 日

注) No. は図 4.3-4 の図中番号に対応する。

「緑の保全」（仙台市 HP）より作成



図 4.3-4 事業の立地上配慮を要する植物位置

4.4 動物

4.4.1 注目すべき動物の状況

仙台市の山地から丘陵地に広がる森林域にはツキノワグマやカモシカをはじめとした哺乳類が生息している。近年はツキノワグマ、カモシカの低地丘陵への分布拡大が確認されている。鳥類では森林性の種が多く分布し、イヌワシやクマタカ等の猛禽類の生息も確認されている。爬虫類では自然度が高い林床を好むタカチホヘビなども生息している。両生類では山地の溪流にキタオウシュウサンショウウオが生息し、トウホクサンショウウオは丘陵地の沢などに広く生息している。また、池沼の縁の樹木の枝に卵塊を産み付けるモリアオガエルや清流の環境を指標とするカジカガエルも生息している。魚類では山地の溪流にニッコウイワナ、カジカ等が生息する一方で、丘陵地の池沼等には移入種が定着しており、在来の種の生息が脅かされている。昆虫類では森林性の昆虫類が多数生息し、泉ヶ岳付近は山地性チョウ類の主要な生息地になっている。丘陵地の湿地ではトンボ類も多く生息している。

市街地や田園地域では、人の生活空間の拡大や各種開発事業により、動物の良好な生息環境が減少しているが、公園や残された緑地等が多くの動物にとって貴重な生息場所となっている。

調査範囲における注目すべき動物の状況を「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年、宮城県）、「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年、仙台市）等に記載されている種から調査範囲内に生息が確認されている種を抽出し、そのうち表 4.3-1 に示す選定基準に該当する種を注目すべき種として整理した。なお、仙台市における保全上重要な種のうち、減少種については地域区分が「山地地域」及び「西部丘陵地・田園地域」に該当する種とした（表 4.3-2 参照）。

調査範囲における注目すべき動物種の種数は表 4.4-1、種類は表 4.4-2～7 に示すとおりである。確認された注目すべき動物種の種数は 38 目 115 科 246 種であり、環境省レッドリスト掲載種は 82 種、宮城県レッドデータブック掲載種は 141 種である。

表 4.4-1 注目すべき動物種の種数

項目	目数	科数	種数	重要種選定根拠							
				仙台市における保全上重要な種				レッドデータブック等			
				学術上 重要種	減少種		環境 指標種	環境省 RL	宮城県 RDB	文化財 保護法	種の 保存法
					山地 地域	西部丘陵 地・田園 地域					
哺乳類	5	11	29	21	19	17	23	3	13	2	1
鳥類	15	34	78	53	21	58	45	29	34	4	6
爬虫類	1	5	9	3	3	4	6	0	2	0	0
両生類	2	6	12	2	1	9	10	4	6	0	0
魚類	7	9	15	9	4	4	8	12	10	0	0
昆虫類	8	50	103	44	13	36	22	34	76	0	0
合計	38目	115科	246種	132種	61種	128種	114種	82種	141種	6種	7種

表 4.4-2 注目すべき動物 [哺乳類]

No.	目名	科名	種名	文献			重要種選定根拠										
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等							
							学術上 重要な種	減少種 山地地域	減少種 西部丘陵地・ 田園地域	環境指 標種	環境省 B	宮城県 R2B	文化財 保護法	種の 保存法			
1	モグラ	トガリネズミ	シントウトガリネズミ		○	○		+	C	○			DD				
2			ホンシュウジネズミ			○			+	C	○						
3			カワネズミ		○	○	1,4	B	B	○			DD				
4		モグラ	ヒメヒミズ		○	○	1	+	・	○							
5			ミズラモグラ	○		○	1,4	C	・		NT	NT					
6	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ			○	1	C	C	○							
7			ニホンキクガシラ コウモリ		○	○	1	C	C	○							
8		ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ	○		○	1,4	C	・	○			VU				
9			カグヤコウモリ	○		○	1,4	C	・	○			CR+EN				
10			モモジロコウモリ		○	○	1,4	C	C	○							
11			モリアブラコウモリ			○	1,4	C	・	○	VU	CR+EN					
12			ヤマコウモリ			○	1,4	C	C	○	VU	VU					
13			ヒナコウモリ			○	1,4	C	C	○		VU					
14			ウサギコウモリ	○	○	○	1,4	C	C	○		VU					
15			ユビナガコウモリ		○	○	1,4	C	C	○							
16			コテングコウモリ			○	1,4	C	C	○							
17		テングコウモリ		○	○	1,4	C	C	○		VU						
18		ネズミ	リス	ホンドモモンガ			○	1,4	C	・							
19				ムササビ			○	1,4	・	C	○						
20			ヤマネ ネズミ	ヤマネ			○	1,4	C	・			NT	国天			
21				ヤチネズミ			○	4	+	+							
22				ハタネズミ			○		+	C	○						
23	カヤネズミ			○									YO				
24	ヒメネズミ					○		+	+	○							
25	ネコ	クマ	ツキノワグマ		○	○	4	C	C						国際		
26		イヌ	タヌキ		○	○		+	+	○							
27		イタチ	テン		○	○		C	C	○							
28			イタチ		○	○		C	C	○							
29	ウシ	ウシ	カモシカ		○	○	4	+	・	○		YO	特天				
合計	5目	11科	29種	5種	13種	28種	21種	19種	17種	23種	3種	13種	2種	1種			

注) 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)
- ② 「宮城県の野生哺乳動物」(平成 8 年、宮城野野生動物研究会)
- ③ 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種については B、C に該当する種数を合計した。

表 4.4-3(1) 注目すべき動物 [鳥類]

No.	目名	科名	種名	文献				重要種選定根拠								
				①	②	③	④	仙台市における 保全上重要な種				レッドデータブック等				
								学術上 重要な種	減少種 山地地域	減少種 西部丘陵地・ 田園地域	環境指 標種	環境省 名	宮城県 RDB	文化財保 護法	種の保 存法	
1	キジ	キジ	ウズラ				○	1,4		A			VU	CR+EN		
2			ヤマドリ		○		○	1,4	+	C	○					
3	カモ	カモ	ヒシクイ		○				・	・			VU	NT	国天	
4			マガン		○			1,4	・	・			NT		国天	
5			オシドリ		○		○	1,4	+	C			DD			
6	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ		○		○		・	C	○					
7	ペリカン	サギ	サンカノゴイ				○	1	・	B			EN	NT		
8			ヨシゴイ				○	1,4	・	C	○		NT	NT		
9			ミゾゴイ		○		○	1,4	C	B			VU	NT		
10			アマサギ		○			4	・	・	○					
11			チュウサギ		○		○	1,2,4	・	C			NT			
12			コサギ		○		○		・	C	○					
13	ツル	クイナ	クイナ				○	1,4	・	C				YO		
14			ヒクイナ		○		○	1,4	・	C			NT	CR+EN		
15			バン		○		○	1,4	・	C	○					
16	カッコウ	カッコウ	ホトトギス		○		○	1,4	+	+	○					
17			カッコウ		○		○	1,4	C	C	○					
18	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ		○		○	1,4	+	C	○		NT	NT		
19	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		○									YO		
20	チドリ	チドリ	イカルチドリ		○		○	1,4	C	C	○					
21			シギ		○		○	1,4	B	B			NT	NT		
22			カモメ				○	1,2,4	・	・			VU	VU		
23	タカ	ミサゴ	ミサゴ		○	○		1,4	・	・	○		NT			
24		タカ	ハチクマ		○	○	○	1,4	C	C			NT	NT		
25			オジロワシ		○		○	1,2,4	・	B			VU	VU	国天	国内
26			チュウヒ		○		○	1,4	・	C	○		EN	NT		
27			ツミ		○	○	○	1,4	C	C				DD		
28			ハイタカ		○	○	○	1,4	C	C			NT	NT		
29			オオタカ		○	○	○	1,4	C	C	○		NT	NT		国内
30			サシバ		○	○	○	1,4	C	C			VU	VU		
31			ノスリ		○		○		+	C	○					
32			イヌワシ		○	○	○	1,4	B	・	○		EN	CR+EN	国天	国内
33			クマタカ		○	○	○	1,4	B	・	○		EN	CR+EN		国内
34	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク	○	○		○	1	C	C				YO		
35			コノハズク		○		○	1	C	C	○			YO		
36			フクロウ		○		○	1	C	C	○					
37			アオバズク		○		○	1	・	C	○			VU		
38			コミミズク				○	1	・	B	○			YO		
39	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		○		○	1	C	・				YO		
40			カワセミ		○		○	1,4	・	C	○					
41			ヤマセミ		○		○	1,4	・	・	○			YO		
42		ブッポウソウ	ブッポウソウ		○								EN			
43	キツツキ	キツツキ	アカゲラ		○		○		+	C						
44			アオゲラ		○		○		+	C	○					

表 4.4-3(2) 注目すべき動物 [鳥類]

No.	目名	科名	種名	文献				重要種選定根拠								
				①	②	③	④	仙台市における 保全上重要な種				レッドデータブック等				
								学術上 重要種	減少種 山地 地域	西部 丘陵 陵地・ 田園 地域	環境 指標 種	環境 省 記	宮 城 県 RDB	文 化 財 保 護 法	種 の 保 存 法	
45	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		○		○	1,4	・	C						
46			チゴハヤブサ		○		○		・	・			YO			
47			ハヤブサ		○	○	○	1,4	C	B		VU	NT			国内
48	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ		○		○		C	C		VU	VU			
49		カササギヒタキ	サンコウチョウ		○		○	1	・	C	○					
50		モズ	チゴモズ				○	1,4	・	B		CR	CR+EN			
51			モズ		○		○	1	+	C	○					
52			アカモズ		○		○	1,4	・	B		EN	CR+EN			
53		ヒバリ	ヒバリ		○		○		・	C	○					
54		ツバメ	ツバメ		○		○		・	C	○					
55		ウグイス	ウグイス		○		○	1,4	+	+	○					
56		ムシクイ	オオムシクイ		○							DD				
57			センダイムシクイ		○		○		+	C	○					
58		センニュウ	オオセッカ		○			1,3,4	・	・		EN	VU			国内
59		ヨシキリ	オオヨシキリ		○		○	1,4	・	C	○					
60			コヨシキリ		○		○	1,4	・	C	○					
61		セッカ	セッカ		○		○	1,4	・	C	○					
62		ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		○		○		+	・	○					
63		カワガラス	カワガラス		○		○		+	C	○					
64		ヒタキ	トラツグミ		○		○		+	C	○					
65			クロツグミ		○		○	1,4	+	C	○					
66			シロハラ		○		○		+	C	○					
67			コルリ		○		○	1,4	+	C	○					
68			ルリビタキ		○		○		+	C						
69			コサメビタキ		○		○		・	・	○					
70			キビタキ		○		○		+	C	○					
71			オオルリ		○		○	1,4	+	C	○					
72		イワヒバリ	イワヒバリ	○	○								YO			
73		セキレイ	キセキレイ		○		○	1,4	+	C	○					
74			セグロセキレイ		○		○	4	C	C						
75		ホオジロ	ホオジロ		○		○		+	+	○					
76			ホオアカ		○		○		B	C	○					
77			ノジコ		○		○	1,4	C	C		NT	YO			
78			アオジ		○		○		C	C	○					
合計	15 目	34 科	78 種	2 種	71 種	9 種	69 種	53 種	21 種	58 種	45 種	29 種	34 種	4 種	6 種	

注) 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)
- ② 「宮城県の鳥類分布」(平成 14 年、日本野鳥の会宮城県支部)
- ③ 「宮城県猛禽類生息状況調査報告書(環境影響生物基礎調査)」(平成 28 年、宮城県環境生活部自然保護課)
- ④ 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種については A、B、C に該当する種数を合計した。

表 4.4-4 注目すべき動物 [爬虫類]

No.	目名	科名	種名	重要種選定根拠										
				文献			仙台市における 保全上重要な種				レッドデータブック等			
				①	②	③	学術上重要種	減少種 山地地域		環境指標種	環境省 RL	宮城県 RDB	文化財保護法	種の保存法
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ		○	○	1	・	C	○				
2		カナヘビ	ニホンカナヘビ		○	○		+	+	○				
3		タカチホヘビ	タカチホヘビ		○	○	1	・	・				DD	
4		ナミヘビ	アオダイショウ		○	○		+	+	○				
5			ジムグリ		○	○		+	+	○				
6			シロマダラ			○	1	C	C				DD	
7			ヒバカリ		○	○		C	C	○				
8			ヤマカガシ		○	○		・	+	○				
9		クサリヘビ	ニホンマムシ		○	○		C	C					
合計	1 目	5 科	9 種	0 種	8 種	9 種	3 種	3 種	4 種	6 種	0 種	2 種	0 種	0 種

注) 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)
- ② 「宮城県の両生類・は虫類」(平成 12 年、宮城野野生動物研究会)
- ③ 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種については C に該当する種数を合計した。

表 4.4-5 注目すべき動物 [両生類]

No.	目名	科名	種名	文献			重要種選定根拠								
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等					
							学術上 重要種	減少種 山地地域	減少種 西部丘陵地・ 田園地域	環境 指標種	環境省 RL	宮城県 RDB	文化財 保護法	種の 保存法	
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ		○	○	4	+	C	○	NT	NT			
2			クロサンショウウオ		○	○		+	C	○	NT	LP			
3			キタオウシュウ サンショウウオ		○	○	2	+	C	○		NT			
4		イモリ	アカハライモリ		○	○		+	C	○	NT	LP			
5	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル		○	○		+	C						
6			アマガエル	ニホンアマガエル		○	○		+	+	○				
7			アカガエル	タゴガエル		○	○		+	C					
8				トウキョウダルマガエル		○	○		C	C	○	NT	NT		
9				ツチガエル		○	○		+	C	○		NT		
10			アオガエル	シュレーゲルアオガエル		○	○		+	+	○				
11				モリアオガエル		○	○		+	B	○				
12				カジカガエル		○	○		+	+	○				
合計	2目	6科	12種	0種	12種	12種	2種	1種	9種	10種	4種	6種	0種	0種	

注) 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)
- ② 「宮城県の両生類・は虫類」(平成 12 年、宮城野野生動物研究会)
- ③ 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種についてはB、Cに該当する種数を合計した。

表 4.4-6 注目すべき動物 [魚類]

No.	目名	科名	種名	文献		重要種選定根拠								
				①	②	仙台市における 保全上重要な種				レッドデータブック等				
						学術上 重要な種	減少種		環境 指標種	環境省 RL	宮城県 RDB	文化財 保護法	種の 保存法	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類		○		1	C						B
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ		○	1	・	B	○	EN	NT			
3	コイ	コイ	キンブナ		○		+	+		VU	NT			
4			テツギョ		○	1	A	/			CR+EN			
5			エゾウグイ	○	○	1,4	B	/		LP	VU			
6			ウグイ		○			+	+	○				
7			シナイモツゴ		○	1,4	A	/		CR	CR+EN			
8			ドジョウ	ホトケドジョウ		○	1	+	+	○	EN	NT		
9			ナマズ	ギギ	ギバチ		○	1	・	+		VU	NT	
10	サケ	アユ	アユ		○		/	+	○					
11		サケ	ニッコウイワナ		○		+	B		DD				
12		サクラマス	○	○	1	+	・	○	NT	NT				
13		サクラマス(ヤマメ)		○			+	+	○	NT				
14	ダツ	メダカ	ミナミメダカ		○	1	・	A	○	VU	NT			
15	カサゴ	カジカ	カジカ		○		+	+	○	NT				
合計	7 目	9 科	15 種	2 種	15 種	9 種	4 種	4 種	8 種	12 種	10 種	0 種	0 種	

注) 使用した文献は以下のとおりである。

①「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)

②「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種については A、B、C に該当する種数を合計した。

表 4.4-7(1) 注目すべき動物 [昆虫類]

No.	目名	科名	種名	文献			重要種選定根拠													
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等										
							学術上 重要な種	減少種 山地地域	西部 丘陵地・ 田園地域	環境 指標種	環境省 R2	宮城県 R2B	文化財 保護法	種の 保存法						
1	トンボ	イトトンボ	モートンイトトンボ		○							NT								
2			カラカネイトトンボ		○								CR+EN							
3		カワトンボ	アオハダトンボ		○							NT								
4			ムカシトンボ	ムカシトンボ		○	○	1,4	+	+	○									
5		ヤンマ	マダラヤンマ		○				・	・		NT	NT							
6			カトリヤンマ		○	○	1		・	B			CR+EN							
7		サナエトンボ	ウチワヤンマ		○	○	1		・	C										
8			ヒメサナエ	○	○	○	1		・	・			VU							
9			ナゴヤサナエ		○	○	1,2		・	・		VU	CR+EN							
10		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ		○	○	1,4		・	C	○									
11		エゾトンボ	オオトラフトンボ		○	○	1		C	C			VU							
12			エゾトンボ		○	○			・	・			VU							
13		トンボ	ハッチョウトンボ		○	○	1		・	B	○		VU							
14			コノシメトンボ	○	○	○	1		・	A			CR+EN							
15			キトンボ	○	○	○	1		・	A			VU							
16			ナツアカネ		○	○				・	C	○								
17			マユタテアカネ		○	○				・	C	○								
18			アキアカネ		○	○				・	C	○								
19			ノシメトンボ		○	○				・	C	○								
20			マイコアカネ		○	○				・	C	○								
21			ヒメアカネ	○	○	○	1		・	B				CR+EN						
22	ゴキブリ	オオゴキブリ	オオゴキブリ	○				・	・			VU								
23	バッタ	マツムシ	ズムシ			○	1		・	B										
24		バッタ	カワラバッタ	○		○	1		・	・	○		NT							
25	カメムシ	セミ	エゾゼミ			○			・	+	○									
26		コオイムシ	コオイムシ	○		○	1		・	B		NT	NT							
27		タガメ	○		○	1		・	B	○	VU	CR+EN								
28	アミメ カゲロウ	ツノトンボ	キバネツノトンボ			○	1		・	B			VU							
29			ツノトンボ	○		○	1		・	A			CR+EN							
30		ウスバカゲロウ	カスリウスバカゲロウ	○		○			・	・			DD							
31	オオウスバカゲロウ				○			・	・	※		CR+EN								
32	チョウ	セセリチョウ	ホンチャバネセセリ	○		○	1		C	B		EN	VU							
33			チャマダラセセリ	○		○	1		A	A			EN	CR+EN						
34	シジミチョウ	スギタニルリシジミ 本州亜種	ジョウザンミドリシジミ			○			C	・	○									
35			クロミドリシジミ			○			・	・	○									
36			クロシジミ			○	1		・	C										
37			クロシジミ	○		○	1		・	A			EN	CR+EN						
38			フジミドリシジミ			○	1		・	・	○									
39			カラスシジミ	○		○				・	・			NT						
40	タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン			○			EX	EX			CR	EX							

表 4.4-7(2) 注目すべき動物 [昆虫類]

No.	目名	科名	種名	文献			重要種選定根拠									
				①	②	③	仙台市における 保全上重要な種			レッドデータブック等						
							学術上 重要な種	減少種 山地地域	西部 丘陵地・ 田園地域	環境 指標種	環境省 記	宮城県 R2B	文化財 保護法	種の 保存法		
41	チョウ	タテハチョウ	オオムラサキ			○	1	・	C	○	NT					
42			ギンボシヒョウモン 本州亜種			○	1	A	A				CR+EN			
43		アゲハチョウ	アオスジアゲハ			○	4	・	・	○						
44			ヒメギフチョウ本州亜種	○		○	1	C	B	○	NT	NT				
45		シロチョウ	ヒメシロチョウ 北海道・本州亜種			○		EX	EX		EN	CR+EN				
46		ジャノメチョウ	キマダラモドキ	○		○	1	C	・		NT	NT				
47			ウラジャノメ本州亜種			○	1, 2	・	・			DD				
48			ジャノメチョウ			○		・	C	○						
49		ツトガ	ゼニガサミズメイガ	○		○		・	・			NT				
50		シャクガ	フタスジギンエダシャク	○								NT				
51		スズメガ	ヒメスズメ			○		・	・		NT	VU				
52			ギンボシスズメ	○		○	1	・	A			CR+EN				
53		シャチホコガ	タツタカモクメ シャチホコ	○		○	1, 2	・	・			NT				
54			クワヤマエグリ シャチホコ	○		○	1	A	・		NT	NT				
55		ヒトリガ	キバラヒトリ	○		○	1	・	・			NT				
56		ドクガ	フタホシドクガ	○		○	1	・	・			NT				
57		ヤガ	キスジウスキヨトウ	○		○		・	・		VU	NT				
58			コシロシタバ			○	1	A	・		NT	VU				
59			ギンモンセダカモクメ	○		○	1	・	・		NT	DD				
60			オガサワラヒゲヨトウ	○		○	1	B	B		EN	CR+EN				
61			オオチャバネヨトウ	○		○		・	・		VU	NT				
62		コウチュウ	オサムシ	ツヤキベリアオゴミムシ			○		・	・		VU	VU			
63				セアカオサムシ	○		○		・	・		NT	NT			
64				ヤマトトクリゴミムシ			○	1	・	B						
65				マークオサムシ	○							VU	CR+EN			
66				シラハタキバナガ ゴミムシ	○									DD		
67			ハンミョウ	ハンミョウ			○		・	B						
68				ホソハンミョウ	○		○		・	・		VU	NT			
69			ゲンゴロウ	メスジゲンゴロウ	○								NT			
70	ゲンゴロウ			○		○	1	・	・		VU	NT				
71	シマゲンゴロウ					○		・	・		NT					
72	エゾヒメゲンゴロウ			○		○		・	・			DD				
73	コガシラミズムシ		マダラコガシラミズムシ	○		○		・	・		VU	DD				
74	クワガタムシ		ネプトクワガタ本土亜種			○		・	・			DD				
75		ミヤマクワガタ			○		・	C	○							
76		オニクワガタ			○	1	C	・	○							
77		ノコギリクワガタ			○		・	C	○							
78	コガネムシ	アカマダラハナムグリ	○		○		・	・		DD	NT					
79		ダイコクコガネ	○		○		・	・		VU	VU					

表 4.4-7(3) 注目すべき動物 [昆虫類]

No.	目名	科名	種名	文献		重要種選定根拠									
						仙台市における 保全上重要な種				レッドデータブック等					
				①	②	③	学術上 重要な種	減少種 山地地域	減少種 西部丘陵地・ 田園地域	環境指 標種	環境省 指定	宮城県 RDB	文化財 保護法	種の 保存法	
80	コウチュウ	コガネムシ	シナノエンマコガネ	○								DD			
81		コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ	○		○		・	・			NT			
82			アイヌコブスジコガネ	○								NT			
83		ナガハナノミ	タテスジヒメヒゲナガ ハナノミ	○		○		・	・			DD			
84		タマムシ	ヤマトタマムシ			○	1, 2	・	B			NT			
85		コメツクムシ	ミヤマヒサゴメツク	○								NT			
86		ホタル	ゲンジボタル			○	1	・	C	○		NT			
87			ヒメボタル	○		○		・	・			NT			
88			スジグロボタル	○		○			・	・		NT			
89			オオマドボタル	○								DD			
90		オオキノコムシ	クロホシチビオオキノコ	○		○	1	・	・			DD			
91		ツチハンミョウ	ムラサキオオツチ ハンミョウ	○								NT			
92		カミキリムシ	ヤマトキモンハナ カミキリ			○		・	・			VU			
93			ヨツボシカミキリ			○		・	・		EN	CR+EN			
94		ハムシ	ベニカメノコハムシ	○		○		・	・			NT			
95			タグチホソヒラタハムシ	○		○		・	・			VU			
96			シラハタミズクサハムシ	○		○			・	・			VU		
97			ヒゲナガゾウムシ	エゴヒゲナガゾウムシ			○		・	・			DD		
98		ハチ	ギングチバチ	ササキリギングチ			○		・	・		NT			
99			アリマキバチ	ミヤギノヨコバイバチ			○		・	・			VU		
100	ヒメハナバチ		エチゼンヒメハナバチ	○								NT			
101	コハナバチ		アオスジハナバチ			○	1, 2	・	・			CR+EN			
102	ハキリバチ		マイマイツツハナバチ	○		○	1	・	・			DD	VU		
103	コマユバチ		ウマノオバチ			○		・	・			NT			
合計	8目	50科	103種	52種	21種	88種	44種	13種	36種	22種	34種	76種	0種	0種	

注) 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)
- ② 「宮城県トンボ目録」(平成 29 年、柳田則明 著)
- ③ 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)

これらの文献は宮城県全域または仙台市全域を対象としていることから、確認位置に仙台市青葉区・太白区・泉区、川崎町の記載がある種を抽出した。ただし、これらの市区及び町内であっても詳細な確認位置が明らかに調査区域外であるものは除いた。

種名及び整列順は「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書(資料編) 仙台市野生生物目録」(平成 29 年、仙台市)に準拠した。

減少種については EX、A、B、C に該当する種数を合計した。

※ オオウスバカゲロウは仙台市の環境指標種に指定されているが、指標する環境の内容が「人手の入らない自然な海岸砂丘」とされていることから、合計には含めていない。

4.4.2 注目すべき動物の生息地の状況

調査範囲における注目すべき動物の生息地位置は図 4.4-1 に示すとおりである。

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年、仙台市）では、表 4.3-1 に示す選定基準により「動物生息地として重要な地域」を表 4.4-8 のとおり選定している。

また、環境省が平成 28 年に選定した「生物多様性保全上重要な里地里山」は表 4.3-9 のとおりであり、その位置は動物の生息地としても重要な地域である。

なお、事業計画地には「奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊」、「奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊」、「奥武士・大倉地区」、「西田中地区」、「秋保地区」等が存在する。

表 4.4-8(1) 動物生息地として重要な地域

No.	地域名	対象	備考
1	泉ヶ岳・北泉ヶ岳	昆虫類	県立自然公園船形連峰。野生動植物のハビタットとして重要。県内でも代表的なチョウ類の生息地、ブナ林に依存する貴重なチョウ類の生息。
2	泉ヶ岳芳の平	昆虫類	県立自然公園船形連峰。野生動植物のハビタットとして重要。シジミチョウ類の多産、ハッチョウトンボの生息。
3	広瀬川 (中～下流域)	鳥類	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。
4	七北田川 (中流域～河口)	哺乳類・ 鳥類	野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくくなってきている。河川周辺のヨシ原はオオセッカ等希少な鳥類が生息する重要な自然になっている。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。
5	泉ヶ岳から根白石 への緑の回廊	動物 全般	市街地の北部に位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。根白石(朴沢・実沢・福岡)地区は No. 9 の西田中地区とともに環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている。
6	奥羽山脈から大 倉・芋沢丘陵地 域への緑の回廊	動物 全般	市街地の中央部から北西にかけて位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。
7	奥羽山脈から青葉 山丘陵地域への 緑の回廊	動物 全般	市街地の南部に位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。

表 4.4-8(2) 動物生息地として重要な地域

No.	地域名	対象	備考
8	奥武士・大倉地区	動物全般	市街地の西部に位置し、里地・里山植生が良好な状態で残されており、動植物のハビタットとして重要。水田やため池、山林、山地草原のススキ原等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、トウホクサンショウウオやヒメギフチョウなどの希少な動物の生息が確認されるほか、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されている。環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。
9	西田中地区	動物全般	市街地の北西部に位置し、里地・里山植生が良好な状態で残されており、動植物のハビタットとして重要である。手入れの行き届いた二次林や植林、農地等がモザイク状に分布する土地利用が維持され、サンショウクイやアオハダトンボなどの希少な動物の生息が確認されるほか、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されている。No.5に含まれる根白石（朴沢・実沢・福岡）地域とともに環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている。
10	秋保地区	動物全般	県立自然公園二口峡谷。市街地の南西部に位置し、里地・里山植生が良好な状態で残されている。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。
11	名取川（上～中流域）	鳥類・魚類	上流は蔵王国定公園、県立自然公園二口峡谷。野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。
12	作並地区	動物全般	県立自然公園船形連峰。市街地の西部に位置し、野生動植物のハビタット、生態系回廊（生態系コリドー）として重要。

注) No. は図 4.4-1 の図中番号に対応する。

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年、仙台市）より作成

4.4.3 その他事業の立地上配慮を要する動物

事業の立地上配慮を要する動物は「4.4.1 注目すべき動物の状況」に記載したとおりであり、その他配慮を要する動物はないと考えられる。

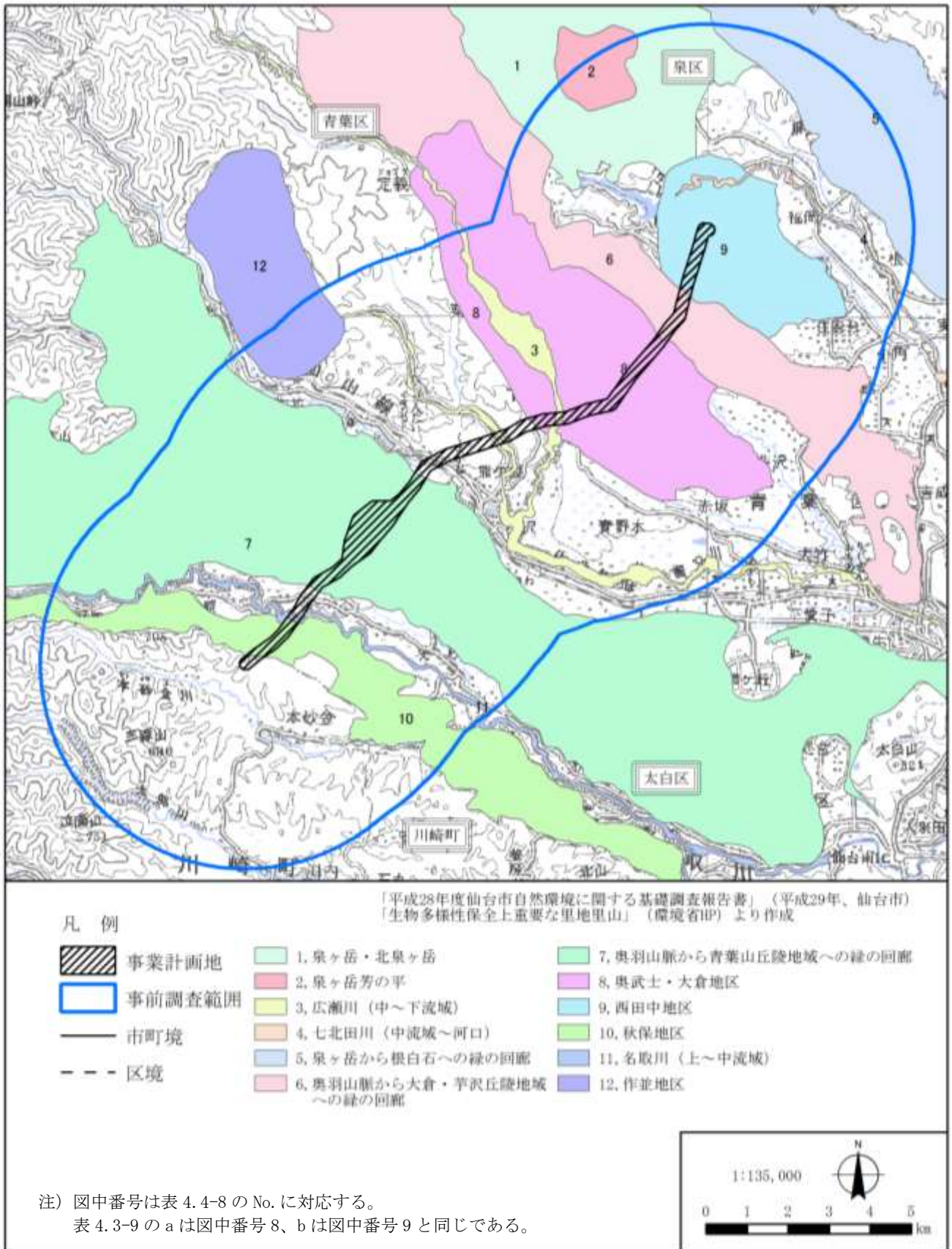


図 4.4-1 注目すべき動物の生息地位置

4.5 景観

4.5.1 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況

調査範囲における主要な自然的景観資源及び文化的景観資源は、表4.5-1～3、位置は図4.5-1～2に示すとおりである。

調査範囲には、自然的景観資源として鳳鳴四十八滝、新川・奥新川溪谷等25箇所、文化的景観資源として国指定の名勝秋保大滝や仙台市指定文化財の小滝沢橋等24箇所があげられる。

なお、事業計画地には、自然的景観資源として「白岩(上流)」、「花輪川」、「広瀬川中流熊ヶ根棒目木間」、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」が存在し、文化的景観資源は存在しない。

表 4.5-1 (1) 自然的景観資源

No.	名称	種別	概要	見られ方	所在地	文献
1	鳳鳴四十八滝	滝	県立自然公園二口峡谷。作並-屋敷平良断層線の走る位置にかかる。本流滝一文字状落差30m	近	青葉区作並字棒目木	①～④
2	名取川(秋保町長袋・館下橋付近)	河川	館下橋から上流を望むと、遠く二口の山々が、下流側には、山々の木々が川に寄り添うように林立し、川原には、とがった二つの三角の岩がある。	近・中	太白区秋保町長袋付近	②
3	秋保大滝	滝	幅6m落差55mの文字通りの大滝で、日本三名瀑の一つ。	近	太白区秋保町馬場字大滝西向	①、②、④
4	白岩	断崖・絶壁	県立自然公園二口峡谷。延長1,000m、比高100m凝灰岩	近・中	太白区秋保町字馬場	①、②
5	白岩(上流)	断崖・絶壁	県立自然公園二口峡谷。延長900m、比高60m凝灰岩	近・中	太白区秋保町字馬場	①
6	光明の滝	滝	七北田川の支流である長谷倉川上流の静かな山の中にある隠れた名滝の一つ。	近	泉区朴沢字下平	②
7	七北田ダム周辺	河川	泉ヶ岳に建設された石積み式のダム。ダムの前の道路沿いには公園が整備されて、多くの人が訪れ身近な自然に親しんでいる。	近・中	泉区福岡字蒜但木	②
8	花輪川	河川	花輪地区を流れて七北田川に注ぐ川。川沿い上流には岩肌が白く続いている崖を見ることができる。	近・中	泉区根白石	②
9	七北田川	河川	七北田川は泉ヶ岳に源を発し、長谷倉川と合流する辺りから「鼻毛橋」にかけて、水田地帯の中をゆったりと流れている。鼻毛橋上流にある「今宮堰」も水と緑が織りなす四季の美しさを楽しめる。	近・中	泉区小角～根白石	②
10	戸神山	非火山性孤峰	県立自然公園二口峡谷。白沢峠の西にそびえる火山岩頭。山頂からの景観も優れる。標高504.4m、比高144m	近・中・遠	太白区秋保町長袋	①
11	鎌倉山	非火山性孤峰	県立自然公園二口峡谷。火山岩頭で中腹から山頂にかけて岩頭をなす。古くから一帯の名勝として知られる。標高520.0m、比高240m	近・中・遠	青葉区作並	①
12	名取川支流本砂金川	峡谷・溪谷	県立自然公園二口峡谷。延長3.2km、巾200～300m、深さ50～150m	近・中	太白区秋保町長袋	①
13	名取川中流大滝付近	峡谷・溪谷	県立自然公園二口峡谷。延長3.2km、巾200～300m、深さ50～150m	近・中	太白区秋保町馬場	①

表 4.5-1 (2) 自然的景観資源

No.	名称	種別	概要	見られ方	所在地	文献
14	二口溪谷	峡谷・溪谷	県立自然公園二口峡谷。大行沢は上半部は滑状の美しい沢床の明るい溪谷、二口沢は屈曲の少ないV字谷。	近・中	太白区秋保町馬場	①
15	穴道沢溪谷	峡谷・溪谷	県立自然公園二口峡谷。東大第の北面及び東面を源頭とする。大東岳東面の壮大な壁を眺めることができる。 延長4.8km、巾200～350m、深さ100～250m	近・中	太白区秋保町馬場	①
16	新川・奥新川溪谷	峡谷・溪谷	県立自然公園二口峡谷。南沢の金剛沢は多くの滝が連なり、岩像沢は沢全体が滑状、新川は、釜、淵、河床滝と変化に富み特に八森付近の景観が優れる。 延長18km、巾300～600m、深さ100～300m	近・中・遠	青葉区新川八森	①
17	仙台市白沢・広瀬川中流付近	峡谷・溪谷	延長3.9km、巾80～150m、深さ80～100m	近・中	青葉区上愛子大道～芋沢新田	①
18	広瀬川中流熊ヶ根棒目木間	峡谷・溪谷	棒目木付近では狭い地形の中を流れ、垂直的变化が大きく大小の滝が連なる。 延長3.8km、巾200～300m、深さ100～200m	近・中	青葉区熊ヶ根棒目木	①、②
19	大倉川大倉ダム下流	峡谷・溪谷	延長1.0km、巾200m、深さ100～150m	近・中	青葉区大倉岩下	①
20	根白石七北田川中流	河成段丘	県立自然公園船形連峰。段丘崖に残された植生は貴重な自然的景観である。 延長5.0km、段数1、比高30～80m	近・中	泉区根白石	①
21	落合・愛子・白沢広瀬川畔	河成段丘	数段にわたる典型的な河成段丘の景観。段丘崖に残された植生は貴重な自然的景観である。 延長13.0km、段数4～5、比高50～100m	近・中・遠	青葉区熊ヶ根棒目木～栗生	①
22	広瀬川上流新川畔	河成段丘	県立自然公園二口峡谷。 延長3.8km、段数1、比高50m	近・中	山形市山寺～仙台市青葉区新川	①
23	名取川支流穴道沢中部	滝	本流滝 一文字状 落差30m	近	太白区秋保町馬場	①
24	大倉山	非火山性孤峰	県立自然公園二口峡谷。 標高432.7m、比高212m	近・中・遠	太白区秋保町長袋	①
25	作並大沼	湿原	県立自然公園船形連峰。 低層湿原、面積13ha、外周長1,270m	近	青葉区作並	①

注) 1. No. は図4.5-1の図中番号に対応する。

2. 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 (平成29年、仙台市)
- ② 「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選」 (平成14年、仙台市)
- ③ 「みやぎ・身近な景観百選」 (平成24年、宮城県)
- ④ 「仙台観光マップ」 (平成27年、仙台観光国際協会)

表 4.5-2 文化的景観資源の状況（指定文化財）

No.	名称	種類	指定状況	所在地	指定年月日
1	宇那禰神社本殿附棟札5枚	建造物	市指定	青葉区芋沢字明神12	昭和47年12月27日
2	小滝沢橋			太白区秋保町馬場字駅	昭和58年8月1日
3	旧熊谷家住宅			泉区福岡字岳山9-5	昭和61年4月1日
4	旧石垣家住宅附土蔵(米蔵)1棟			青葉区大倉字若林14-2	平成6年3月29日
5	栽松院墓所	史跡	市指定	泉区根白石字館下	昭和43年3月1日
6	秋保大滝	名勝	国指定	太白区秋保町馬場字大滝地内	昭和17年3月7日
7	鷲倉神社の姥杉	天然 記念物	県指定	泉区福岡字小山19-2	平成10年1月16日
8	泉ヶ岳のミズバショウほか 湿生植物群生地		市指定	泉区福岡字岳山	昭和40年5月12日
9	常正寺の大銀杏		川崎町指定	川崎町本砂金字山崎46	昭和60年10月24日

注) No. は図4.5-2の図中番号に対応する。

「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）等より作成

表 4.5-3 文化的景観資源の状況（登録有形文化財）

No.	名称	種類	登録状況	所在地	指定年月日
1	青下第1ダム	建造物	国登録	青葉区熊ヶ根字大原道17-2地先	平成11年7月19日
2	青下第1ダム取水塔			青葉区熊ヶ根字大原道17-2地先	平成11年7月19日
3	青下隧道入口			青葉区大倉字大原新田12-7地先	平成11年7月19日
4	青下第2ダム			青葉区熊ヶ根字大原道27-2地先	平成11年7月19日
5	青下第3ダム			青葉区大倉字前原1-2地先	平成11年7月19日
6	青下量水堰			青葉区大倉字西原38地先	平成11年7月19日
7	青下ダム旧管理事務所			青葉区熊ヶ根字大原道18地先	平成11年7月19日
8	青下ダム記念碑			青葉区熊ヶ根字大原道18地先	平成11年7月19日
9	中原系苦地取水口			青葉区芋沢字中田西29-1地先	平成11年7月19日
10	中原浄水場旧管理事務所			青葉区芋沢字中原24地先	平成11年7月19日
11	菊地家住宅主屋			青葉区芋沢	平成12年5月25日
12	菊地家住宅隠居所			青葉区芋沢	平成12年5月25日
13	菊地家住宅板倉			青葉区芋沢	平成12年5月25日
14	菊地家住宅土蔵			青葉区芋沢	平成12年5月25日
15	大滝不動堂	建造物	市登録	太白区秋保町馬場字大滝11	平成7年9月5日

注) No. は図4.5-2 の図中番号に対応する。

「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年、仙台市）より作成



図 4.5-1 自然的景観資源の位置



図 4.5-2 文化的景観資源の位置

4.5.2 眺望の状況

調査範囲の主要な眺望点は表4.5-4、位置は図4.5-3に示すとおりである。

調査範囲には主要な眺望点として、戸神山、秋保大滝等の公園レクリエーション施設等の16地点、熊ヶ根等の8集落が存在する。

表 4.5-4 (1) 主要な眺望点

区分	No.	名称	概要	所在地	文献等
公園・レクリエーション施設等	1	屏風岳 (北東約3km)	当初の「鷲倉神社」は屏風岳の山頂あったが、高所にあり強風で壊れやすく、改築のたびに東方へ移り、峰続きの現在地に落ち着いたといわれている。	泉区福岡小山	②
	2	戸神山 (南東約0.2km)	県立自然公園二口峡谷。白沢峠の西にそびえる火山岩頸。山頂からの景観も優れる。標高504.4m、比高144m	太白区秋保長袋	①
	3	鎌倉山 (北西約3.5km)	県立自然公園二口峡谷。仙台から作並温泉に向かう国道48号沿いで、ゴリラの頭に似た通称ゴリラ山。	青葉区作並	①、⑤
	4	鷹巣山 (西約2km)	仙台市と柴田郡川崎町にまたがる標高705mの山。	川崎町本砂金	⑥
	5	森の駅 (南東約5km)	産地直送朝採り野菜や、山の恵みの天然山菜・きのこなど森の駅会員農家が生産した旬の味。	青葉区上愛子上遠野原1-5	⑥
	6	ニッカウキスキー仙台工場 (北西約2.5km)	ウイスキーの製造工程やニッカウキスキーの歴史について見学できる宮城峡蒸溜所がある。	青葉区ニツカ1	③
	7	秋保大滝パノラマのみち	大滝駐車場から秋保大滝までの1km間。途中に秋保大滝植物園、秋保大滝不動尊がある。	太白区秋保町馬場宇大滝	④
	8	宇那禰神社 (南東約2km)	室町時代から続く古社神社、本殿と棟札5枚、スギ4本、ヒノキ1本が仙台市文化財に指定。	青葉区芋沢明神8	①
	9	秋保神社 (南東約2km)	平安初期に熊野神社を祀ったのが初めて伝えられ、諏訪神社の御神霊をこの地に勧請して祈願所とし「戦の神」として崇拝されるようになった。	太白区秋保町長袋清水久保北22	③
	10	大倉ふるさとセンター (北西約3km)	大倉地区の豊かな自然と暮らしの歴史を活かした「自然体験」や「生活体験」の場を提供するために開設された仙台市の施設。	青葉区大倉若林14-2	②、③
	11	七北田ダム公園 (北約1km)	ダムの前を通っている道路沿いには公園が整備されている。	泉区福岡字蒜但木	②
	12	大倉ダム (大倉湖畔公園) (北約1km)	ダム湖のほとりのサクラ並木、ダム下流の公園にもサクラがあり花見を楽しむことができる。	青葉区大倉字岩下	②
	13	秋保大滝植物園 (西約1.5km)	宮城県内の山地や山麓の草木を中心に植物を植栽展示。園内には炭焼き小屋やすだれ滝もあり、四季折々の自然観察や散策の場として最適。	太白区秋保町馬場宇大滝5	②、③
	14	鳳鳴四十八滝 (北西約1.5km)	県立自然公園二口峡谷。作並-屋敷平良断層線の走る位置にかかる。本流滝一文字状落差30m。	青葉区作並字棒目木	①～③
	15	秋保大滝 (西約1.5km)	幅6m落差55mの文字通りの大滝で、日本三名瀑の一つ。	太白区秋保町馬場宇大滝	①～③

表 4.5-4 (2) 主要な眺望点

区分	No.	名称	概要	所在地	文献等
公園・レクリエーション施設等	16	作並駅 (北西約 4km)	作並駅には、交流電化発祥の地を示す看板と石碑および機関区跡の転車台が残置。	青葉区作並字相ノ沢	③
既存集落	17	住吉台 (東約 2.5km)	計画地周辺の居住地。	泉区住吉台	
	18	館 (南東約 4km)	計画地周辺の居住地。	泉区館	
	19	みやぎ台 (南東約 2.5km)	計画地周辺の居住地。	青葉区みやぎ台	
	20	高野原 (南東約 3.5km)	計画地周辺の居住地。	青葉区高野原	
	21	赤坂 (南東約 2.5km)	計画地周辺の居住地。	青葉区赤坂	
	22	熊ヶ根 (南東約 0.5km)	計画地周辺の集落。	青葉区熊ヶ根	
	23	根白石 (東約 3km)	計画地周辺の集落。	泉区根白石	
	24	上愛子道半 (南約 1.5km)	計画地周辺の集落。	青葉区上愛子字道半	

注) 1. No. は図4.5-3の図中番号に対応する。

2. 名称の()は最寄送電線路からの方向と距離を示す。

3. 使用した文献は以下のとおりである。

- ① 「平成28年度 仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 (平成29年、仙台市)
- ② 「杜の都・仙台 わがまち緑の名所100選」 (平成14年、仙台市)
- ③ 「仙台観光マップ」 (平成27年、仙台観光国際協会)
- ④ 「新・奥の細道 宮城の自然歩道」 (平成24年、宮城県)
- ⑤ 「せんだいくらしのマップ」 (仙台市)
- ⑥ 聞き取り等

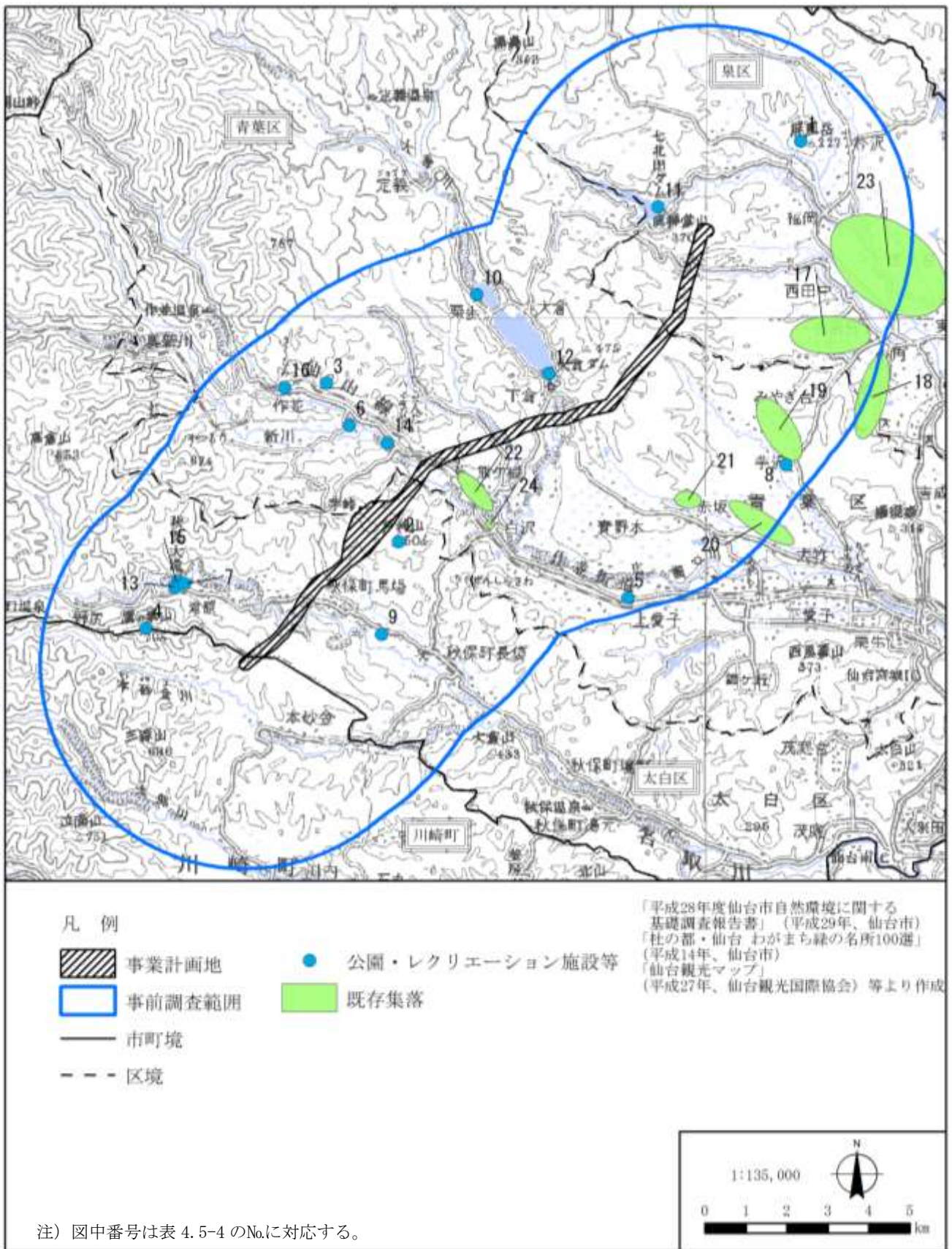


図 4.5-3 主要な眺望点位置

4.5.3 その他事業の立地上配慮を要する景観

事業の立地上配慮を要する景観は、「4.5.1 自然的景観資源及び文化的景観資源の状況」及び「4.5.2 眺望の状況」に示したとおりであり、その他配慮を要する景観はないと考えられる。

4.6 自然との触れ合いの場

4.6.1 自然との触れ合いの場

調査範囲における自然との触れ合いの場は、表4.6-1、表4.6-2及び図4.6-1に示すとおりである。

調査範囲には、県立自然公園船形連峰、県立自然公園二口峡谷及び権現森緑地環境保全地域の指定がある他、都市公園が設定されている。なお、県自然環境保全地域の指定はない。

事業計画地には、県立自然公園二口峡谷が指定されている。

表 4.6-1 自然との触れ合いの場（自然公園等）

区分	No.	名称	所在地
県立自然公園	1	県立自然公園船形連峰	仙台市・大和町・色麻町・加美町
	2	県立自然公園二口峡谷	仙台市
緑地環境保全地域	3	権現森緑地環境保全地域	仙台市

注) No. は、図4.6-1の図中番号と対応する。

「国立・国定公園及び県立自然公園の指定状況」（宮城県HP）

「県自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況」（宮城県HP）より作成

表 4.6-2 (1) 自然との触れ合いの場（都市公園）

公園種別	公園名	所在地
街区公園	愛子団地1号公園	青葉区上愛子字北原道上
街区公園	ニュー愛子団地公園	青葉区上愛子字北原道上
街区公園	みやぎ台1号公園	青葉区みやぎ台2丁目
街区公園	みやぎ台2号公園	青葉区みやぎ台4丁目
街区公園	みやぎ台運動公園	青葉区みやぎ台5丁目
街区公園	赤坂4号公園	青葉区赤坂3丁目
街区公園	みやぎ台3号公園	青葉区みやぎ台1丁目
街区公園	みやぎ台4号公園	青葉区みやぎ台4丁目
街区公園	赤坂1号公園	青葉区赤坂2丁目
街区公園	赤坂5号公園	青葉区赤坂1丁目
街区公園	赤坂2号公園	青葉区赤坂2丁目
街区公園	赤坂3号公園	青葉区赤坂3丁目
街区公園	みやぎ台5号公園	青葉区みやぎ台3丁目
街区公園	赤坂6号公園	青葉区赤坂1丁目
街区公園	北原道上公園	青葉区上愛子字北原道上
街区公園	松原西公園	青葉区上愛子字松原
街区公園	北原道上東公園	青葉区上愛子字北原道上
街区公園	街道西公園	青葉区上愛子字街道
街区公園	街道東公園	青葉区上愛子字街道
街区公園	松原北公園	青葉区上愛子字松原
街区公園	高野原三丁目公園	青葉区高野原3丁目
街区公園	堀切公園	青葉区上愛子字堀切
街区公園	松原公園	青葉区上愛子字松原
街区公園	高野原四丁目公園	青葉区高野原4丁目
街区公園	上遠野原公園	青葉区上愛子字上遠野原
街区公園	北原道上北公園	青葉区上愛子字北原道上

表 4.6-2 (2) 自然との触れ合いの場 (都市公園)

公園種別	公園名	所在地
街区公園	みやぎ台二丁目南公園	青葉区みやぎ台2丁目
街区公園	北原道上南公園	青葉区上愛子字北原道上
街区公園	高野原二丁目公園	青葉区高野原2丁目
街区公園	上愛子車北公園	青葉区上愛子字車
街区公園	大倉ダム下公園	青葉区大倉字岩下
街区公園	館三丁目西公園	泉区館3丁目
街区公園	館三丁目公園	泉区館3丁目
街区公園	館ゆりのき公園	泉区館3丁目
街区公園	館四丁目公園	泉区館4丁目
街区公園	住吉台東一丁目公園	泉区住吉台東1丁目
街区公園	住吉台東一丁目東公園	泉区住吉台東1丁目
街区公園	住吉台東二丁目公園	泉区住吉台東2丁目
街区公園	住吉台東三丁目公園	泉区住吉台東3丁目
街区公園	住吉台東四丁目公園	泉区住吉台東4丁目
街区公園	住吉台東五丁目公園	泉区住吉台東5丁目
街区公園	住吉台西一丁目公園	泉区住吉台西1丁目
街区公園	住吉台西二丁目公園	泉区住吉台西2丁目
街区公園	住吉台西三丁目公園	泉区住吉台西3丁目
街区公園	住吉台西三丁目北公園	泉区住吉台西3丁目
街区公園	住吉台西四丁目北公園	泉区住吉台西4丁目
街区公園	住吉台西四丁目東公園	泉区住吉台西4丁目
街区公園	館四丁目見晴らし公園	泉区館4丁目
近隣公園	大倉ダム湖畔公園	青葉区大倉字樋渡
近隣公園	住吉台西四丁目公園	泉区住吉台西4丁目
都市緑地	赤坂緑地	青葉区赤坂2丁目
都市緑地	高野原緑地	青葉区高野原2丁目
都市緑地	広瀬川前緑地	青葉区愛子東4丁目
都市緑地	みやぎ台一丁目3号緑地	青葉区みやぎ台1丁目
都市緑地	みやぎ台二丁目1号緑地	青葉区みやぎ台2丁目
都市緑地	みやぎ台二丁目2号緑地	青葉区みやぎ台3丁目
都市緑地	みやぎ台二丁目3号緑地	青葉区みやぎ台2丁目
都市緑地	みやぎ台二丁目4号緑地	青葉区みやぎ台2丁目
都市緑地	みやぎ台三丁目1号緑地	青葉区みやぎ台3丁目
都市緑地	みやぎ台三丁目2号緑地	青葉区みやぎ台3丁目
都市緑地	みやぎ台三丁目3号緑地	青葉区みやぎ台3丁目
都市緑地	みやぎ台三丁目4号緑地	青葉区みやぎ台3丁目
都市緑地	みやぎ台四丁目1号緑地	青葉区みやぎ台4丁目
都市緑地	みやぎ台四丁目2号緑地	青葉区みやぎ台4丁目
都市緑地	みやぎ台五丁目1号緑地	青葉区みやぎ台5丁目
都市緑地	みやぎ台五丁目2号緑地	青葉区みやぎ台5丁目
都市緑地	みやぎ台五丁目3号緑地	青葉区みやぎ台5丁目
都市緑地	中山台西1号緑地	青葉区中山台西
都市緑地	館緑地	泉区館5丁目
都市緑地	館四丁目緑地	泉区館4丁目
都市緑地	館四丁目西緑地	泉区館4丁目
緑道	館ゆりのき緑道	泉区館3丁目

「仙台市公園・緑地等配置図」(平成27年仙台市)より作成

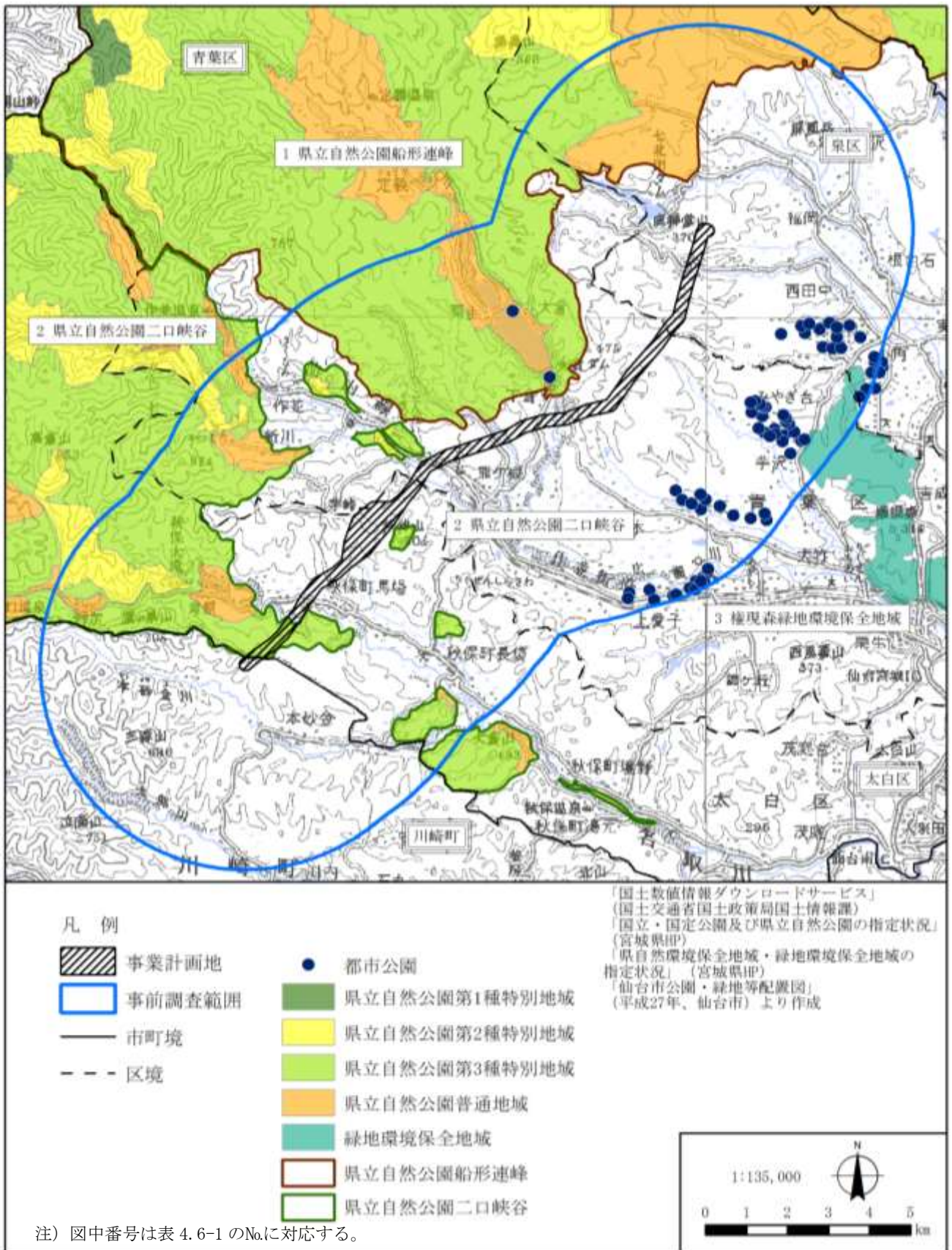


図 4.6-1 自然との触れ合いの場位置

4.6.2 その他事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場

事業の立地上配慮を要する自然との触れ合いの場は「4.6.1 自然との触れ合いの場」に記載したとおりであり、その他配慮を要する自然との触れ合いの場はないと考えられる。

4.7 文化財

4.7.1 指定文化財等の状況

調査範囲における指定文化財等は表4.5-2～3、位置は図4.5-2に示すとおりである。

調査範囲の指定文化財は、国指定名勝の秋保大滝、県指定天然記念物の鷲倉神社の姥杉、仙台市指定建造物の小滝沢橋等の6件、川崎町指定天然記念物の常正寺の大銀杏が存在する。そのほか国登録文化財が青下第1ダム等の14箇所、仙台市登録文化財の大滝不動堂が存在する。事業計画地にはこれらの指定文化財等の指定はない。

4.7.2 その他事業の立地上配慮を要する文化財

調査範囲における埋蔵文化財包蔵地は表4.7-1、位置は図4.7-1に示すとおりである。調査範囲には埋蔵文化財包蔵地が175箇所指定されている。

事業計画地には、埋蔵文化財包蔵地の大手門A遺跡等5箇所の指定がある。

表 4.7-1 (1) 埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	21002	ほととぎす塚遺跡	青葉区 新川字清水頭	散布地	縄文
2	21003	花坂遺跡	青葉区 芋沢字花坂	散布地	縄文中
3	21005	矢籠遺跡	青葉区 大倉字矢籠	散布地	縄文晩
4	21008	畑沢遺跡	青葉区 新川字畑沢	散布地	縄文中・晩
5	21009	清水尻遺跡	青葉区 新川字清水尻	散布地	縄文中
6	21010	大手門A遺跡	青葉区 大倉字大手門	散布地	縄文前
7	21011	野川遺跡	青葉区 熊ヶ根字町	散布地	縄文草創・中・後
8	21012	東沢目遺跡	青葉区 大倉字東沢目・大原	散布地	縄文
9	21013	萱場遺跡	青葉区 大倉字萱場	散布地	縄文
10	21016	田尻遺跡	青葉区 芋沢字田尻	散布地	縄文中～晩
11	21017	上清水遺跡	青葉区 芋沢字下清水	散布地	縄文中
12	21018	青野木A遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文
13	21019	青野木B遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文
14	21020	青野木C遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文中
15	21021	畑前A遺跡	青葉区 芋沢字畑前	散布地	縄文
16	21022	畑前B遺跡	青葉区 芋沢字畑前	散布地	縄文早・前
17	21023	赤坂遺跡	青葉区 芋沢字赤坂	散布地	縄文
18	21024	下野遺跡	青葉区 芋沢字下野	散布地	縄文晩
19	21025	中原遺跡	青葉区 芋沢字花坂	散布地	縄文
20	21026	松原遺跡	青葉区 上愛子字松原	散布地	縄文
21	21027	北原街道遺跡	青葉区 上愛子字街道	散布地	縄文前
22	21032	端心寺跡	青葉区 上愛子字倉内	寺院	近世
23	21033	熊ヶ根城跡	青葉区 熊ヶ根字町	城館	中世
24	21035	大倉栗生遺跡	青葉区 大倉字栗生	散布地	縄文
25	21036	大原館跡	青葉区 大倉字大原	城館	中世・近世
26	21037	下大倉館跡	青葉区 大倉字下倉	城館	中世・近世
27	21040	高野原遺跡	青葉区 芋沢字高野原	散布地	縄文
28	21041	満穂遺跡	青葉区 芋沢字下野下	散布地	縄文
29	21044	檀ノ原A遺跡	青葉区 熊ヶ根字檀ノ原	散布地	縄文・奈良・平安
30	21045	檀ノ原B遺跡	青葉区 熊ヶ根字檀ノ原	散布地	奈良・平安
31	21048	町A遺跡	青葉区 熊ヶ根字町	散布地	奈良・平安
32	21049	町B遺跡	青葉区 熊ヶ根字町	散布地	古代
33	21050	檀ノ原C遺跡	青葉区 熊ヶ根字町	散布地	縄文
34	21051	興禅寺五輪塔	青葉区 熊ヶ根字町	古碑	中世
35	21052	大貫遺跡	青葉区 大倉字大原	散布地	縄文
36	21053	大原遺跡	青葉区 大倉字大原	散布地	縄文
37	21054	大原新田遺跡	青葉区 大倉字大原新田	散布地	縄文
38	21056	桧遺跡	青葉区 上愛子字上志田	散布地	縄文
39	21057	芋沢正安碑	青葉区 芋沢字原田下	板碑	鎌倉
40	21058	芋沢嘉元碑	青葉区 芋沢字原田下	板碑	鎌倉
41	21060	大道A遺跡	青葉区 上愛子字大道	散布地	縄文晩・奈良・平安
42	21062	大道B遺跡	青葉区 上愛子字大道	散布地	奈良・平安
43	21063	田中遺跡	青葉区 上愛子字田中	散布地	奈良・平安
44	21064	上十三枚田A遺跡	青葉区 上愛子字上十三枚田	散布地	奈良・平安
45	21065	上十三枚田B遺跡	青葉区 上愛子字上十三枚田	散布地	奈良・平安
46	21066	下大柵遺跡	青葉区 上愛子字下十三枚田	散布地	奈良・平安
47	21068	上北遺跡	青葉区 上愛子字下十三枚田	散布地	奈良・平安
48	21069	中遠野原遺跡	青葉区 上愛子字上北	散布地	奈良・平安
49	21070	大清水遺跡	青葉区 上愛子字下沢口・大清水	散布地	奈良・平安
50	21072	松原A遺跡	青葉区 上愛子字上遠野原	散布地	縄文

表 4.7-1 (2) 埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡番号	遺跡名	所在地	種別	時代
51	21073	下遠野原遺跡	青葉区 上愛子字下遠野原	散布地	奈良・平安
52	21099	館山城跡	青葉区 新川字中屋敷	城館	中世・近世
53	21100	平賀館跡	青葉区 作並字宿上ノ台	城館	中世
54	21103	原館跡	青葉区 芋沢字原田下	城館	中世
55	21104	寺下館跡	青葉区 芋沢字寺下	城館	中世
56	21105	荒神館跡	青葉区 芋沢字荒神	城館	中世
57	21106	成館跡	青葉区 芋沢字荒屋敷西	城館	中世
58	21107	作並宿御番所跡	青葉区 作並字宿	番所	近世
59	21109	宇那弥神社跡	青葉区 芋沢字明神	神社	近世
60	21113	道半南遺跡	青葉区 上愛子字白沢	散布地	縄文・奈良・平安
61	21114	白沢遺跡	青葉区 上愛子字白沢	散布地	奈良・平安
62	21116	柿崎橋遺跡	青葉区 芋沢字上遠野原	散布地	縄文
63	21117	柿崎遺跡	青葉区 芋沢字柿崎下	散布地	縄文
64	21118	二尺木遺跡	青葉区 芋沢字二尺木	散布地	縄文・奈良・平安
65	21119	青野木D遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文
66	21120	青野木E遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文中・後
67	21121	青野木F遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文
68	21122	青野木G遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文中
69	21123	畑前C遺跡	青葉区 芋沢字畑前	散布地	縄文・平安
70	21124	畑前D遺跡	青葉区 芋沢字畑前	散布地	縄文前・中
71	21125	大手門B遺跡	青葉区 大倉字大手門	散布地	縄文中
72	21126	川崎遺跡	青葉区 作並字川崎	散布地	縄文中
73	21127	鎌倉山遺跡	青葉区 作並字鎌倉下原	散布地	縄文前
74	21128	原田遺跡	青葉区 新川字原田	散布地	縄文
75	21131	青野木H遺跡	青葉区 芋沢字青野木	散布地	縄文中
76	21132	蒲沢山遺跡	青葉区 芋沢字蒲沢山	集落	縄文早・前・中・弥生
77	21135	堰ノ沢遺跡	青葉区 大倉字堰の沢	散布地	縄文中
78	21142	町C遺跡	青葉区 熊ヶ根字町	散布地	縄文
79	21143	大手門C遺跡	青葉区 大倉字根地木	散布地	縄文
80	21144	北原街道B遺跡	青葉区 上愛子字北原道上	散布地	縄文前・中
81	21145	相の沢遺跡	青葉区 作並字相の沢	散布地	縄文前
82	16001	菅刈山遺跡	太白区 秋保町長袋字菅刈山	散布地	縄文中・晩
83	16002	折葉遺跡	青葉区 上愛子長袋字折葉	散布地	縄文
84	16003	マンゴク山遺跡	太白区 秋保町馬場字滝原	散布地	縄文中・古墳後
85	16004	五輪原遺跡	太白区 秋保町馬場字竹林	散布地	縄文晩・弥生
86	16006	水上南遺跡	太白区 秋保町長袋字水上南	散布地	縄文・古代
87	16007	原遺跡	太白区 秋保町長袋字原	散布地	縄文中～晩
88	16012	山田遺跡	太白区 秋保町境野字山田	散布地	縄文
89	16016	大原遺跡	太白区 秋保町長袋字大原	散布地	縄文晩
90	16017	上ノ原遺跡	太白区 秋保町長袋字上ノ原	散布地	縄文中・古代
91	16018	滝ノ原遺跡	太白区 秋保町馬場字滝原	散布地	縄文中～晩
92	16019	森安遺跡	太白区 秋保町馬場字大楳	散布地	縄文・奈良・平安
93	16020	深野遺跡	太白区 秋保町馬場字深野	散布地	縄文後・晩
94	16021	辺田圃遺跡	太白区 秋保町馬場字辺田	散布地	縄文・奈良・平安
95	16022	土蔵田遺跡	太白区 秋保町馬場字土蔵	散布地	縄文・奈良・平安
96	16023	下ノ久保遺跡	太白区 秋保町馬場字下久保	散布地	縄文
97	16024	賀沢遺跡	太白区 秋保町長袋字賀沢	散布地	縄文・奈良・平安
98	16025	清水久保遺跡	太白区 秋保町長袋字清水久保	散布地	縄文
99	16026	青木遺跡	太白区 秋保町長袋字青木	散布地	縄文
100	16027	町上原遺跡	太白区 秋保町長袋字町上原	散布地	縄文

表 4.7-1 (3) 埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡番号	遺跡名	所在地	種別	時代
101	16028	町南裏遺跡	太白区 秋保町長袋字町南裏	散布地	縄文・奈良・平安
102	16029	並木遺跡	太白区 秋保町長袋字中原ほか	散布地	縄文後・晩
103	16030	竹ノ内遺跡	太白区 秋保町長袋字竹ノ内	散布地	縄文・奈良・平安
104	16031	竹ノ内東遺跡	太白区 秋保町長袋字竹ノ内東	散布地	縄文
105	16032	中原遺跡	太白区 秋保町境野字中原	散布地	縄文前・中・古代
106	16033	野尻遺跡	太白区 秋保町境野字野尻	散布地	縄文後・奈良・平安
107	16037	上館跡	太白区 秋保町馬場字北山	城館	中世
108	16038	豊後館跡	太白区 秋保町馬場字町南	城館	中世
109	16039	向山遺跡	太白区 秋保町長袋字上ノ原	散布地	縄文
110	16040	新庄館跡	太白区 秋保町長袋字台山	城館	中世
111	16041	阿弥陀遺跡	太白区 秋保町長袋字原	散布地	縄文
112	16042	楯山城跡	太白区 秋保町長袋字館山	城館	中世
113	16043	長楯城跡	太白区 秋保町長袋字館	城館	中世・近世
114	16044	境野城跡	太白区 秋保町境野字漆方ほか	城館	中世
115	16051	石ヶ森館跡	太白区 秋保町馬場字石ヶ森	城館	中世
116	16053	賀沢板碑群	太白区 秋保町長袋字賀沢	板碑群	中世
117	16054	清水久保板碑	太白区 秋保町長袋字清水久保	板碑	中世
118	16056	大原一里塚	太白区 秋保町長袋字大原	一里塚	近世
119	16057	滝ノ原B遺跡	太白区 秋保町馬場字滝原	散布地	縄文中・平安
120	16058	国久五輪原宝篋印塔	太白区 秋保町長袋字国久	宝篋印塔	中世
121	16059	野尻番所跡	太白区 秋保町馬場字野尻町北	番所	近世
122	16060	小屋建山遺跡	太白区 秋保町馬場小屋建山	城館	近世
123	19002	花輪山遺跡	泉区 根白石字花輪山	散布地	縄文
124	19003	泉ヶ岳遺跡	泉区 福岡字岳山	散布地	縄文
125	19004	白石城跡	泉区 根白石字館下	城館	中世
126	19006	成田山館遺跡	泉区 住吉台西三・四丁目	散布地・城館	古代・中世
127	19011	山下遺跡	泉区 朴沢字山下	散布地	縄文前
128	19017	館陰遺跡	泉区 根白石字館陰	散布地	縄文中
129	19021	杭城館跡	泉区 西田中字杭城山	城館	中世
130	19023	朴沢新城跡	泉区 朴沢字要害	城館	中・近世
131	19024	下蒜遺跡	泉区 福岡字下蒜	散布地	縄文中～晩
132	19025	福岡館跡	泉区 福岡字城ノ内	城館	中世
133	19027	西上野原遺跡	泉区 福岡字西上野原	散布地	縄文早・前
134	19029	青笹山遺跡	泉区 根白石字青笹山	散布地	旧石器・縄文
135	19030	泥畑遺跡	泉区 福岡字泥畑	散布地	縄文
136	19031	畑中遺跡	泉区 朴沢字畑中・畑中前	散布地	縄文中・後
137	19034	鳥居原遺跡	泉区 朴沢字鳥居原	散布地	縄文
138	19035	西脇西遺跡	泉区 朴沢字西脇西	散布地	縄文
139	19036	高野原A遺跡	泉区 朴沢字高野原	散布地	縄文
140	19037	高野原B遺跡	泉区 朴沢字高野原	散布地	縄文
141	19038	新田遺跡	泉区 朴沢字新田	散布地	縄文
142	19039	西小屋遺跡	泉区 朴沢字西小屋	散布地	縄文
143	19040	南遺跡	泉区 朴沢字南	散布地	縄文
144	19041	壇の原遺跡	泉区 朴沢字壇の原	散布地	縄文
145	19042	中在家遺跡	泉区 朴沢字中在家	散布地	縄文
146	19043	亀ノ子小塚	泉区 朴沢字壇の原	塚	中世・近世
147	19044	壇の原小塚	泉区 朴沢字壇の原	塚	中世・近世
148	19045	芳の平B遺跡	泉区 福岡字岳山	散布地	縄文中
149	19046	上鳥居原遺跡	泉区 朴沢字上鳥居原	集落	縄文中
150	19047	刑部塚	泉区 福岡字中在家	塚	中世

表 4.7-1 (4) 埋蔵文化財包蔵地

No.	遺跡番号	遺跡名	所在地	種別	時代
151	19059	芳の平A遺跡	泉区 福岡字芳の平	散布地	縄文
152	19065	堰添A遺跡	泉区 福岡字堰添	散布地	縄文
153	19070	原遺跡	泉区 朴沢字原	散布地	縄文
154	19072	堰添B遺跡	泉区 福岡字堰添	散布地	縄文
155	19073	柏坊遺跡	泉区 福岡字柏坊	散布地	縄文
156	19075	慶得庵の碑	泉区 福岡字城ノ内裏	板碑	中世
157	19076	弘安の碑	泉区 根白石字君ヶ代	板碑	鎌倉
158	19080	鷺倉神社板碑(小山板A碑群)	泉区 福岡字小山	板碑	中世
159	19081	東泉板碑群	泉区 福岡字東泉	板碑群	中世
160	19082	柿屋敷板碑	泉区 西田中字柿屋敷	板碑	中世
161	19083	新坂下板碑群	泉区 根白石字新坂下	板碑群	中世
162	19084	館下板碑群	泉区 根白石字館下	板碑群	中世
163	19089	西上野原B遺跡	泉区 福岡字西上野原	散布地	縄文早・前
164	19090	松岩寺板碑(小山板碑B群)	泉区 福岡字小山	板碑群	中世
165	19091	宇佐八幡宮板碑群(館下板碑B群)	泉区 根白石字館下	板碑群	中世
166	9027	太郎川遺跡	川崎町 川内字太郎川	散布地	縄文前・中
167	9032	栃原A遺跡	川崎町 本砂金字栃原	散布地	縄文早・中
168	9033	栃原B遺跡	川崎町 本砂金字栃原	散布地	縄文早・中
169	9045	原遺跡	川崎町 本砂金字原	散布地	縄文
170	9049	本砂金城跡	川崎町 本砂金字宿	城館	中世
171	9050	西館跡	川崎町 本砂金字山崎	城館	中世
172	9051	東城跡	川崎町 本砂金字野中	城館	中世
173	9052	上館跡	川崎町 本砂金字山崎	城館	中世
174	9063	野中遺跡	川崎町 本砂金字野中	散布地	縄文中?
175	9064	山崎遺跡	川崎町 本砂金字山崎	散布地	縄文中

注) No. は図4.7-1の図中番号に対応する。

「平成30年度(2018)版 宮城県遺跡地名表」(平成30年、宮城県)より作成

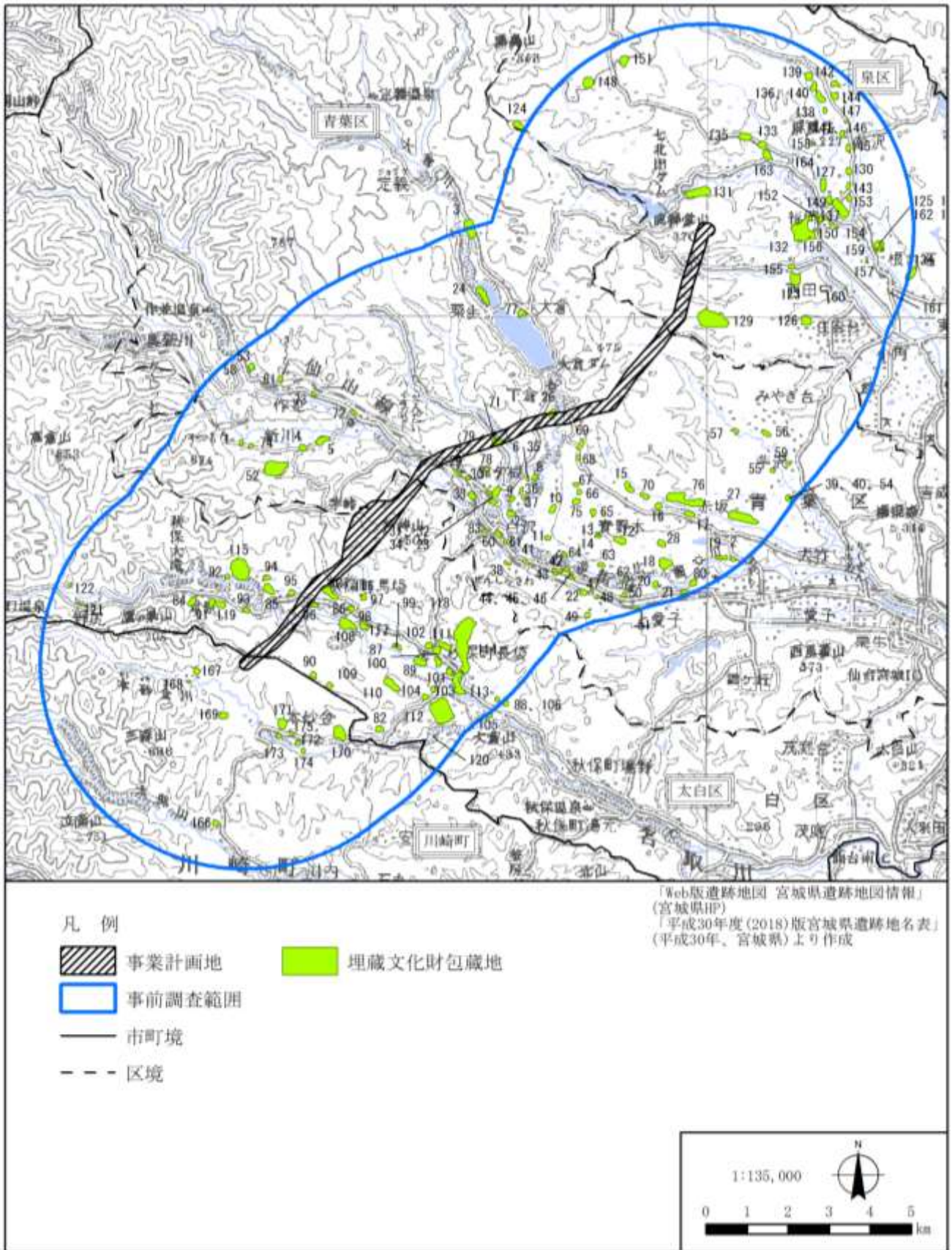


図 4.7-1 埋蔵文化財包蔵地位置

4.8 その他の配慮すべき項目の状況

4.8.1 環境の保全等の状況等

(1) 用途地域指定の状況

調査範囲における用途地域指定の状況は、図4.8-1に示すとおりである。
事業計画地は用途地域に指定されていない。

(2) 騒音に係る環境基準類型指定の状況

調査範囲における騒音に係る環境基準類型指定の状況は、図4.8-2に示すとおりである。
事業計画地は用途地域に指定されていないため、類型指定されていない。

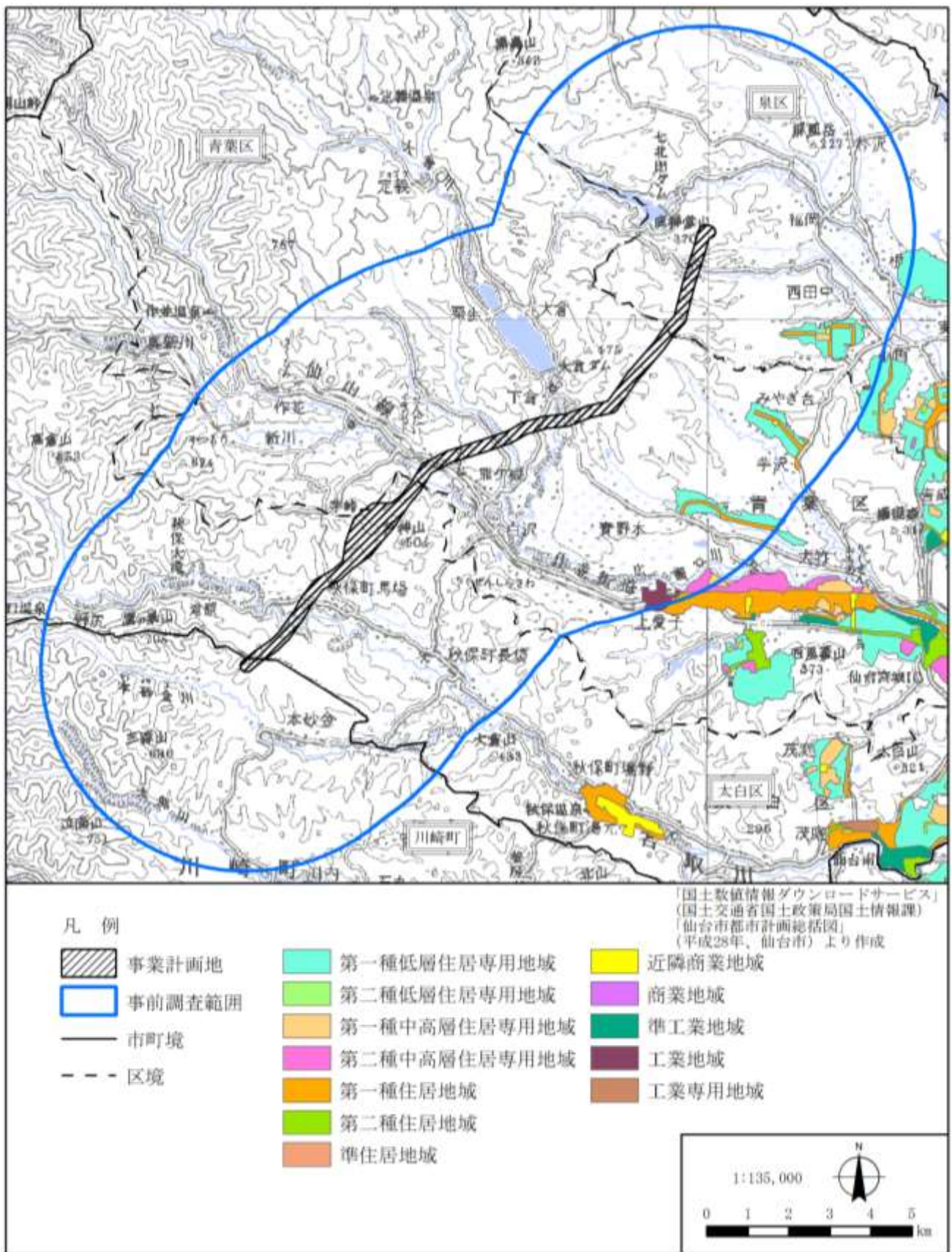


図 4.8-1 用途地域の指定の状況

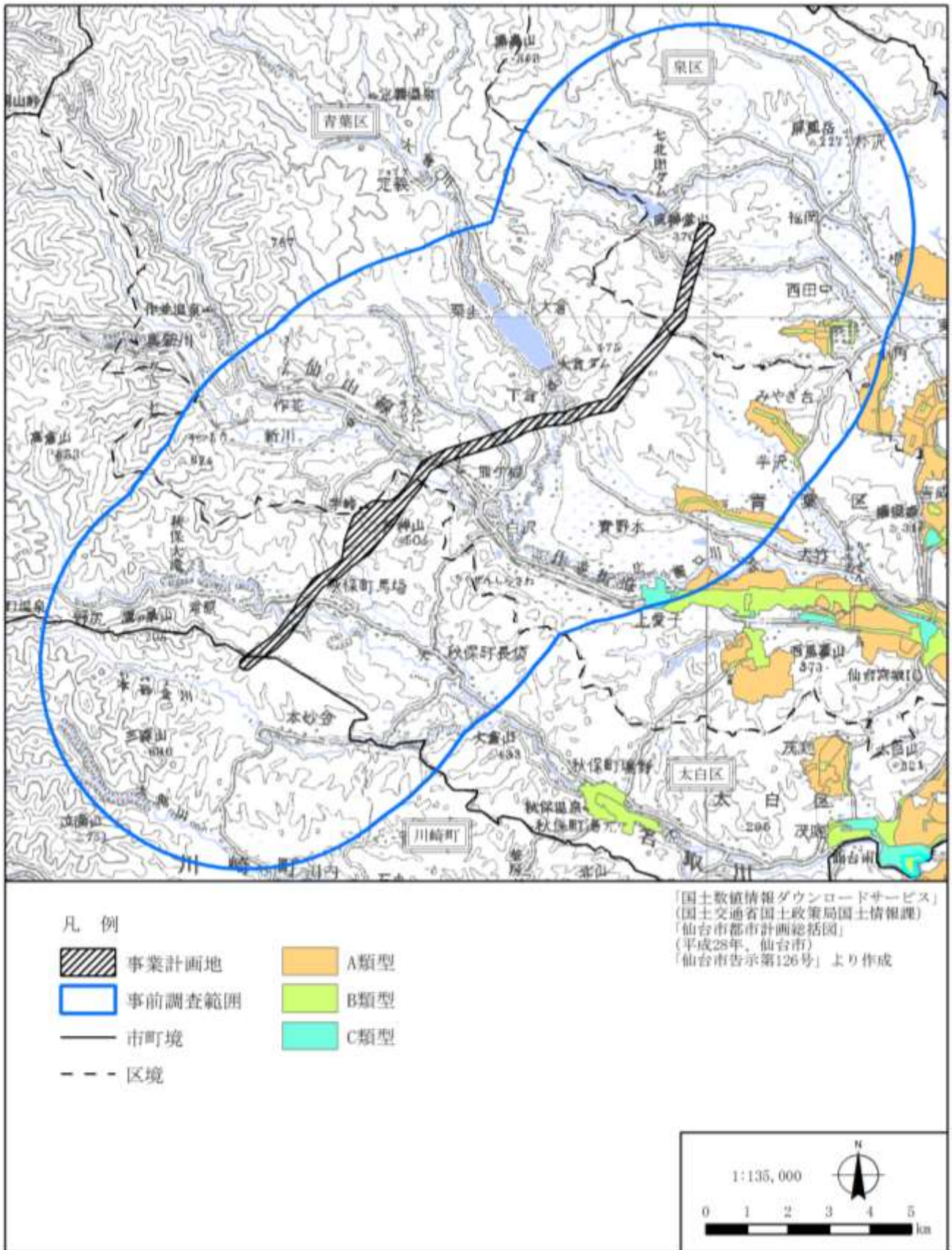


図 4.8-2 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

(3) 法令等に基づく指定・規制

調査範囲における自然環境法令等による地域指定等の状況は表 4.8-1 のとおりである。また、調査範囲に関連する主な関係法令の指定・規制等は、表 4.8-2 に示すとおりである。

表 4.8-1 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象			指定有(○)、無(×)		関係法令等	
			調査範囲	事業計画地		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法	
		国定公園	×	×		
		県立自然公園	○	○	県立自然公園条例	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法	
		自然環境保全地域	×	×		
		県自然環境保全地域	×	×	自然環境保全条例	
		県緑地環境保全地域	○	×		
	自然再生事業の対象区域	×	×	自然再生推進法		
	自然遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		
	緑地	特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法	
		緑地保全地域	×	×		
		緑地協定	×	×		
		生産緑地地区	×	×		
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	
		鳥獣保護区	○	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
		鳥獣保護区（特別保護地区）	×	×		
		特定猟具使用禁止区域	○	○		
指定猟法禁止区域		○	○			
登録簿に掲げられる湿地の区域		×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約		
保護水面		×	×	水産資源保護法		
その他	緑の回廊	×	×	国有林野の管理経営に関する法律		
	保護林	×	×			
文化財保護	文化遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		
	史跡・名勝 天然記念物	国指定	史跡・名勝	○	×	文化財保護法
			天然記念物	×	×	
		県指定	史跡・名勝	×	×	県文化財保護条例
			天然記念物	○	×	
	市(町)指定	史跡・名勝	○	×	市(町)文化財保護条例	
天然記念物		○	×			
景観保全	景観	重要文化的景観	×	×	文化財保護法	
		景観重要建造物・景観重要樹木	×	×	景観法	
		景観計画区域	○	○		
		風致地区	×	×	都市計画法	
国土防災	保安林	○	○	森林法		
	砂防指定地	○	○	砂防法		
	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法		
	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		
その他(温泉)	国民保養温泉地	×	×	温泉法		

表 4.8-2 調査範囲に関連する主な関係法令の指定・規制等

関係法令等	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	杜の都・仙台の良好な環境を保全・創造し、次の世代に引き継ぐための基本となる考え方、市・市民・事業者の役割と責務、取り組みの基本的な事項を定めている。	—
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続きを定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	—
自然公園法及び同県条例	優れた自然の風衝地の保護、利用の促進を図ることにより国民の保健、休養及び教化に資し、生物多様性の確保に寄与することを目的とし、国立公園、国定公園、県立自然公園等を定めている。	表 4.6-1 図 4.6-1
自然環境保全法及び同県条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受し、現在及び将来の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、自然環境保全地域等、県緑地環境保全地域等を定めている。	表 4.6-1 図 4.6-1
広瀬川の清流を守る条例	広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するために、制定された。広瀬川の流域では河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定している。	図 4.8-5
都市緑化法及び杜の都の環境をつくる条例	緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的、計画的に推進することで、健康で文化的な市民生活の確保と緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とし、保存緑地、保存樹木等を定めている。	表 4.3-11～12 図 4.3-4
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項（用途地域等）を定めている。	図 4.8-1
文化財保護法及び同県条例	文化財を保護し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とし、重要文化財の指定、史跡・名勝、天然記念物の指定等について定められている。	表 4.5-2～3 図 4.5-2
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理を図るための事業の実施、猟具の使用に係る危険の予防により、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。	図 4.8-3
景観法及び杜の都の風土を育む景観条例 屋外広告物条例	杜の都の風土を育む景観条例では、景観法に基づく景観計画の策定、行為の規制等を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本事項等を定め、豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とし、景観地区等を定めている。 屋外広告物条例では、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とし、広告物モデル地区等を定めている。	(該当なし)
森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的な事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とし、保安林等を定めている。	図 4.8-4
砂防法	豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって望ましい環境の確保と河川の治水、利水上の機能の保全を図ることを目的とし、防指定地を指定している。	表 4.2-2 図 4.2-5
地すべり等防止法	地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却又は軽減するため、地すべり等を防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、地すべり防止区域等を指定している。	(該当なし)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊の防止に必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。	(該当なし)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建造物の構造の規制の措置、避難情報の提供等により対策推進を図り公共福祉の確保に資することを目的とし、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定している。	表 4.2-3 図 4.2-6

注)「(該当なし)」は、調査範囲に指定対象・地域がないことを示す。



図 4.8-3 鳥獣保護区等位置



図 4.8-4 保安林位置

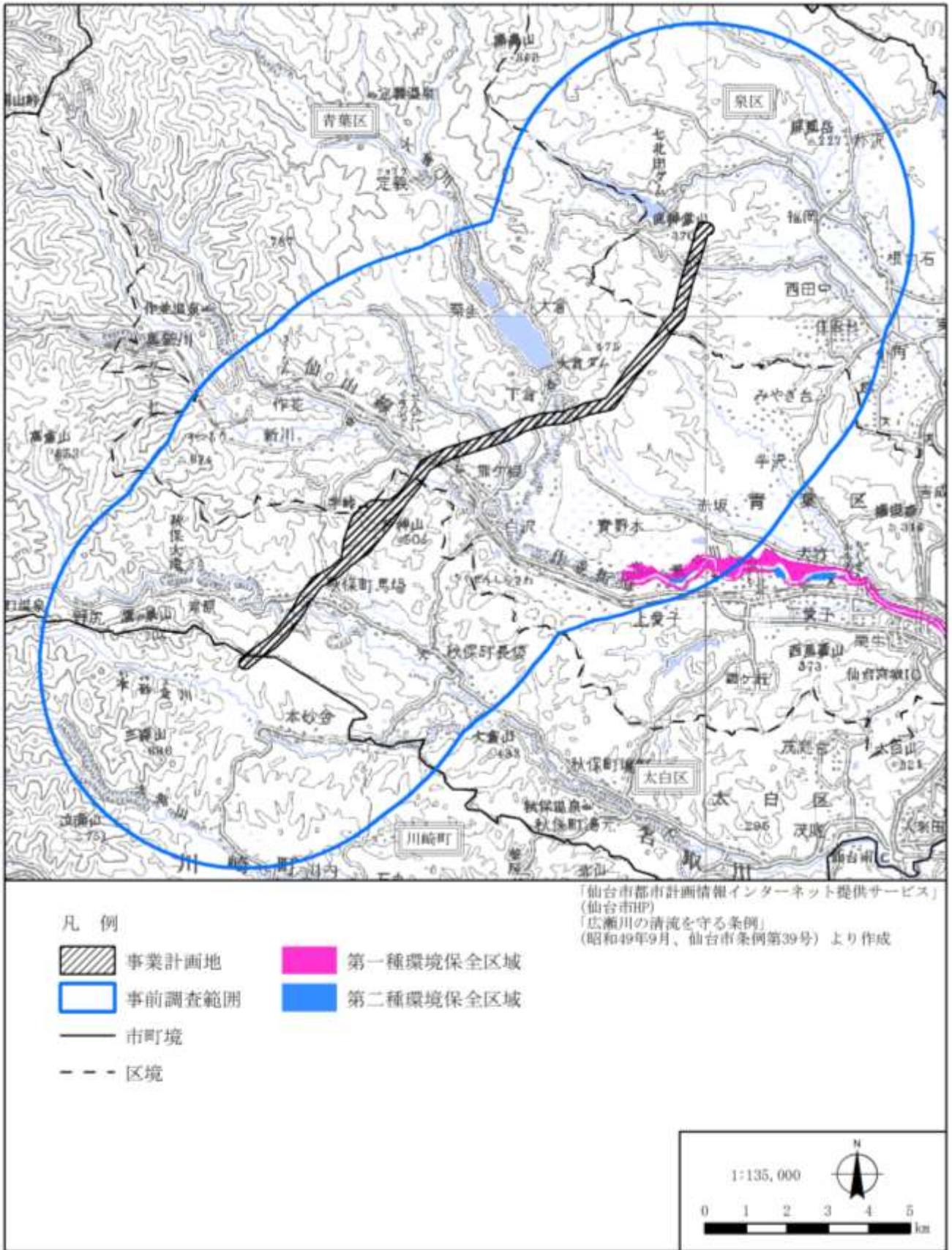


図 4.8-5 広瀬川の清流を守る条例による環境保全区域

(4) 行政計画・方針等

① ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020

仙台市総合計画「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」の基本構想は、21世紀半ばを展望して目指す都市の姿を示し、市民と行政とが共有しながら実現に向けて共に取り組む指針となるものである。

基本計画は、基本構想に基づく長期計画であり、表 4.8-3 に示すとおり、都市像の実現を牽引する 4 つの重点政策を定めているほか、区別に圏域ごとの主な施策の基本方針が定められている。

事業計画地が位置する各区の地域区分は図 4.8-6～8 に示すとおりであり、青葉区が「西部山岳丘陵地域」、太白区が「秋保地域」、泉区が「泉ヶ岳及び西部田園地域」となっており、圏域ごとの主な施策の基本方針は表 4.8-4～6 に示すとおりである。

表 4.8-3 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の促進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結び付け、様々な戦略的プロジェクトを生み出しながら東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年、仙台市）より作成

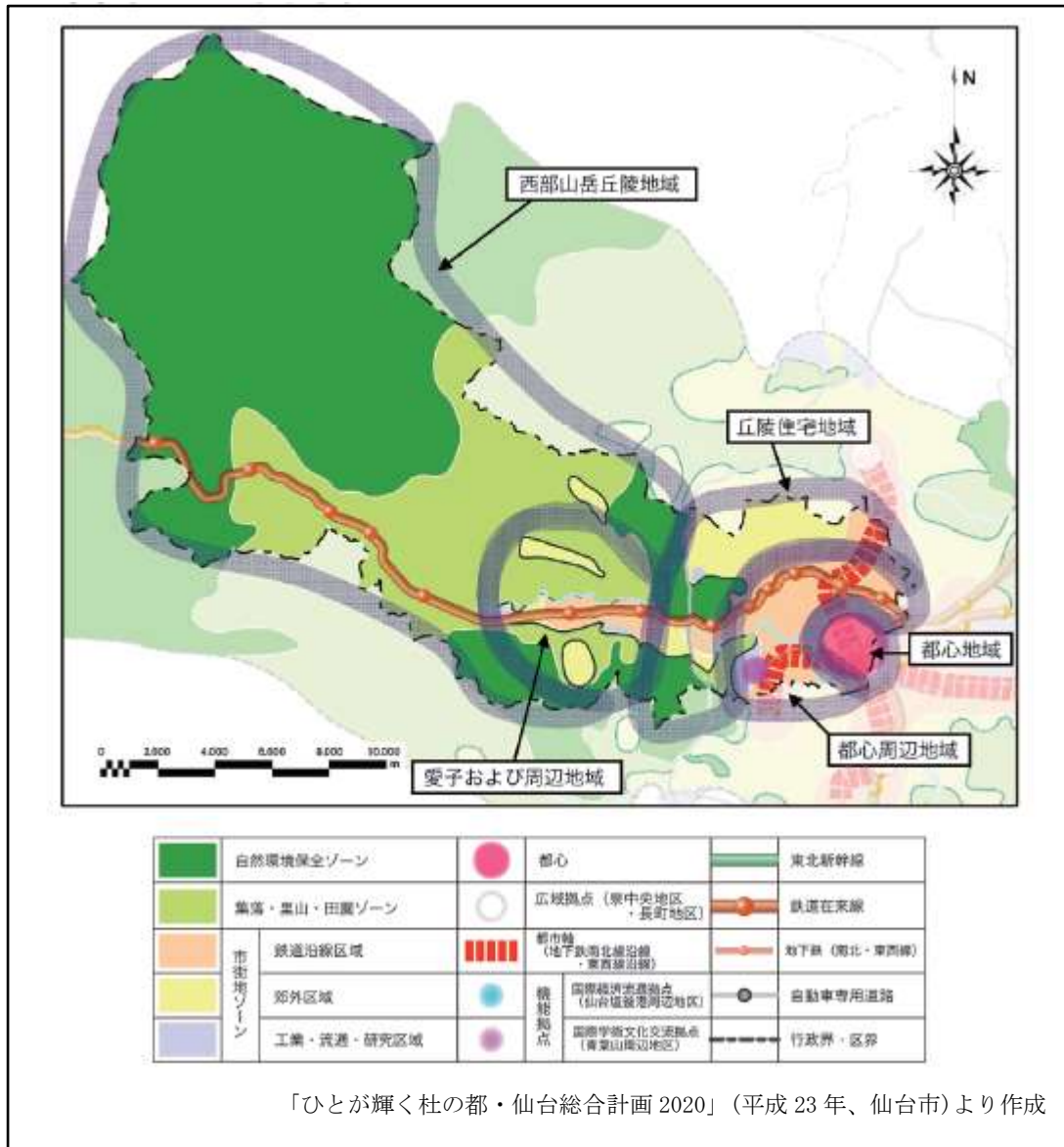


図 4.8-6 青葉区の地域区分

表 4.8-4 青葉区の圏域ごとの主な施策の基本方針(西部山岳丘陵地域)

西部山岳丘陵地域	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や河川などを適切に保全し雄大で豊かな自然を継承していくとともに、この自然に融合・調和した景観の維持・形成を図ります。また、作並温泉や定義如来、奥新川ラインなどの観光資源と自然体験を結びつけた観光レクリエーションの振興や農林業・商工業との連携の促進、地域資源の発掘やその効果的な活用に努めるなど、観光交流の拡充を図ります。 ・野生鳥獣により農作物等被害の防止対策を進めるとともに多面的機能を持った農地の保全・利活用を図っていきます。 ・高齢世帯の増加の中で、交通の利便性の維持、防災・防犯などの安全・安心の確保や、高齢者の在宅支援等への対応など、地域の課題解決に向けた取り組みを推進します。
----------	---

「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」(平成 23 年、仙台市)より作成

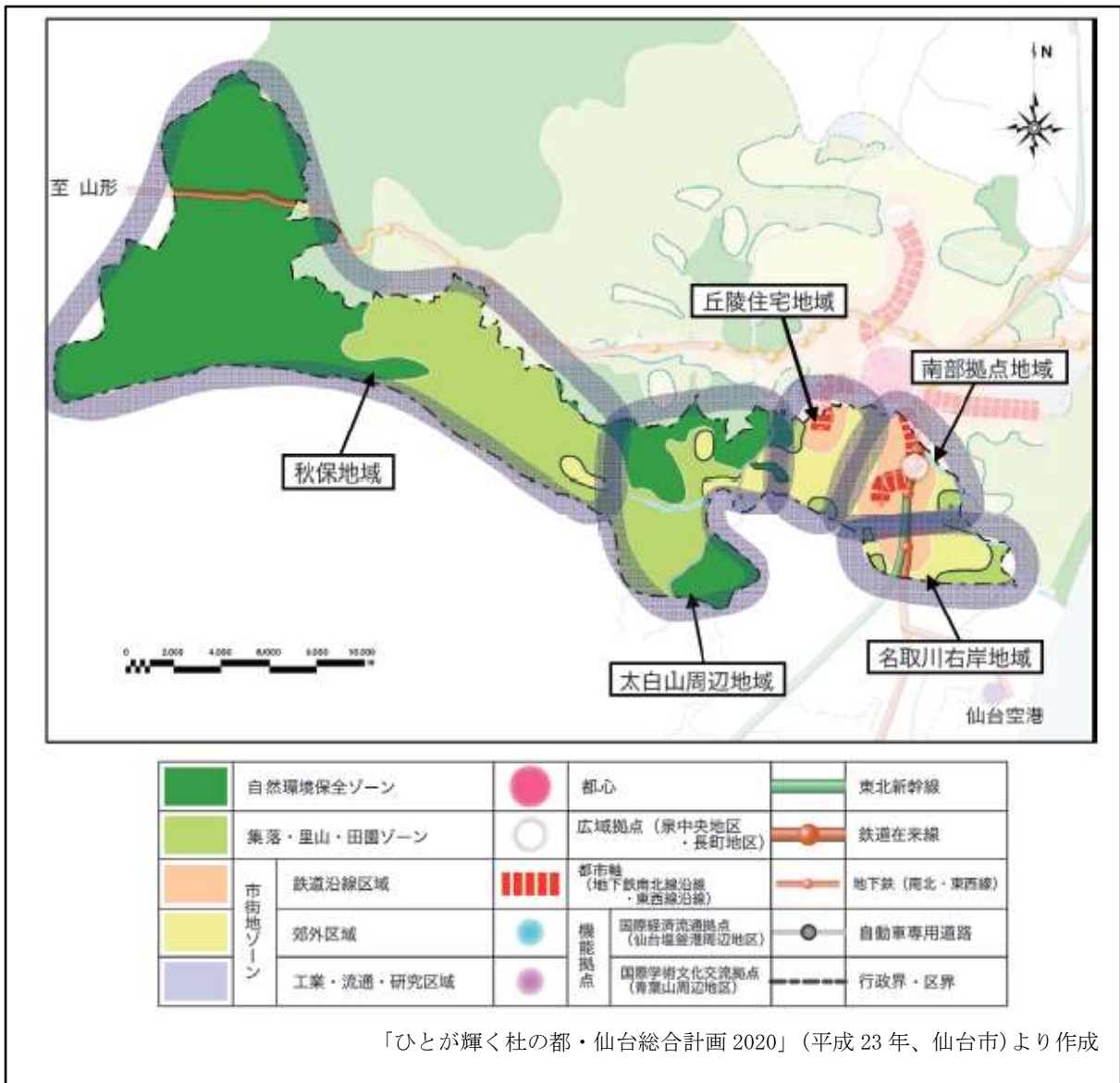


図 4.8-7 太白区の地域区分

表 4.8-5 太白区の圏域ごとの主な施策の基本方針(秋保地域)

秋保地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域の中で安心して生き生きと暮らせる支援体制づくりを進めます。 ・秋保の田植踊りなどの民族文化が継承されるよう、地域に育まれてきた民俗芸能の形や、その継承団体の活動状況などに応じた支援を地域と一体となって進めます。 ・ボランティア道路除草活動など、地域に根ざした市民協働による取り組みを進めます。 ・路線バスの維持など、生活交通の確保に向け、市民協働による取り組みを進めます。 ・既存観光資源の保全と活用を図るとともに、農商工連携地域の自然を生かした健康づくりイベントの開催など、新たな視点での誘客対策を支援します。 ・新鮮で安全な農産物の特産品化や地場流通の拡大などにより、生産販売体制の強化を図れるよう支援します。 ・防護柵の設置や猟友会の活動支援など、有害鳥獣対策の強化を図ります。
------	--

「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」(平成 23 年、仙台市)より作成

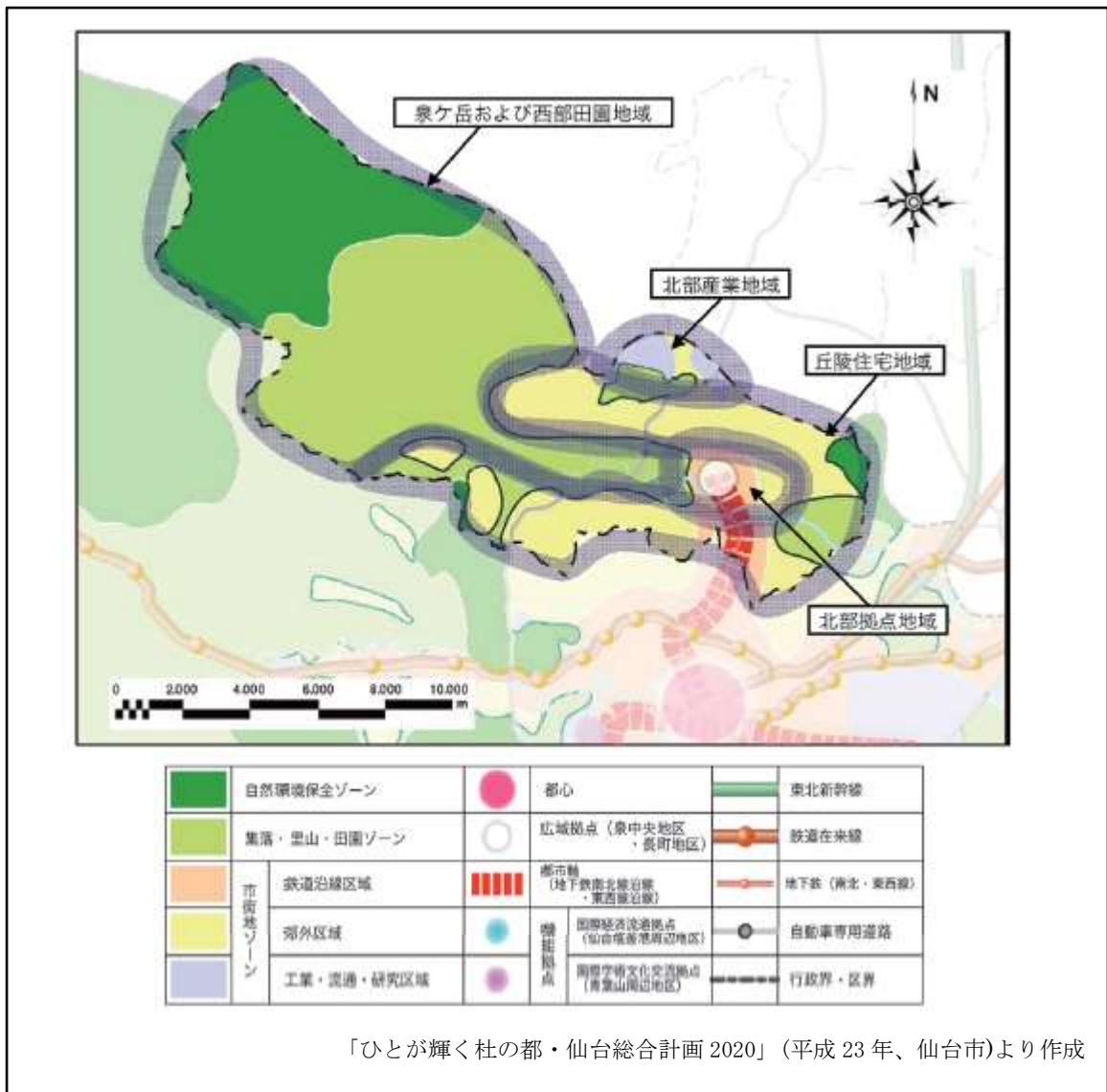


図 4.8-8 泉区の地域区分

表 4.8-6 泉区の圏域ごとの主な施策の基本方針(泉ヶ岳および西部田園地域)

泉ヶ岳および西部田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・泉ヶ岳少年自然の家の移転・改築事業を契機として、市民、NPO、関係団体などの連携により、泉ヶ岳の魅力の再発見と効果的な情報発信を行い、多くのビジターの獲得を図ります。 ・芳の平下刈り活動や自然観察会などの市民主体の活動を支援します。 ・ミズバショウ群生地の保全を図ります。 ・市民農園の活用や朝市の開催を支援します。 ・野生鳥獣による農作物などの被害の低減化を図ります。 ・歴史的・文化的資源、農業資源などを生かし、交流人口の拡大や地域活性化につながる活動を促進します。
--------------	---

「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」（平成 23 年、仙台市）より作成

② 杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）

杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）（以下「杜の都環境プラン」という。）は、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、仙台市総合計画で掲げる都市像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられる。なお、杜の都環境プランは平成 23 年 3 月に策定されたのち、平成 27 年度に中間評価を実施し平成 28 年 3 月に改定されている。杜の都環境プランで掲げる「目指す環境都市像」と 4 つの「分野別の環境都市像」を表 4.8-7 に示す。環境都市像を実現するため、杜の都環境プランでは、表 4.8-8 に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらの分野に共通する仕組みづくり、人づくり等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

表 4.8-7 「杜の都環境プラン」における目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
環境都市像	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを楽しむことができる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年、仙台市）より作成

表 4.8-8 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

低炭素都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）における温室効果ガス排出量を平成 22 年度（2010 年度）比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度（2020 年度）におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度（2020 年度）における燃やすごみの量を 305,000t 以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■平成 32 年度（2020 年度）における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度（2020 年度）における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年、仙台市）より作成

また、杜の都環境プランでは、地形や自然特性、土地利用の状況などを踏まえ図 4.8-9 に示すとおり「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の 5 つの地域に大別し、それぞれの地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの指針が示されており、本事業が位置する山地地域及び西部丘陵地・田園地域の指針は、表 4.8-9 に示すとおりである。

また、表 4.8-10 に示すとおり、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」が示されている。

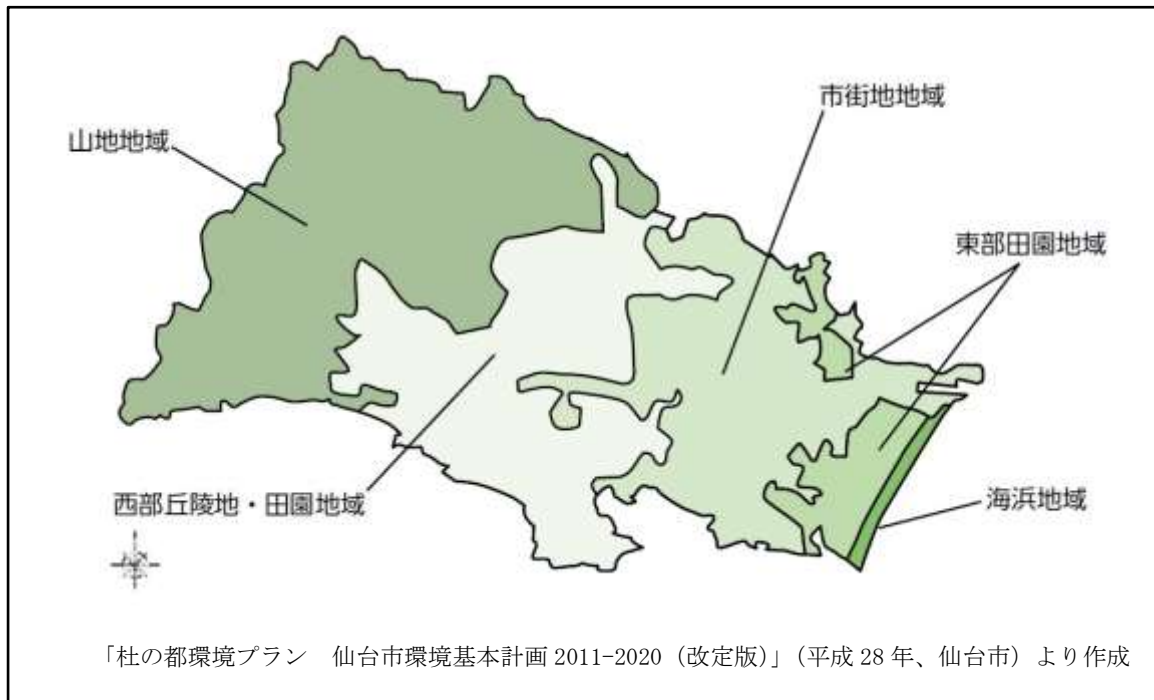


図 4.8-9 土地利用の状況からみた 5 つの地域

表 4.8-9 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

山地地域	基本的な考え方	<p>本地域には、奥羽山脈から続く雄大な山並みが連なり、豊かな生態系の象徴といえる天然記念物イヌワシが生息するなど自然本来の姿が残されている地域であり、環境保全上、非常に重要な機能や価値があります。したがって、この地域は保全することを原則とし、ここでの開発事業等は、この地域に真に必要と認められるもの以外は回避されなければなりません。</p>
	環境配慮の指針	<p>(1) 原生的な森林や貴重な生物資源を有し本市の豊かな生態系を支えとともに、健全な水循環と水源地を含む重要な地域であり、集中豪雨に伴う災害の防止や二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、極めて優れた環境保全機能を有する地域でもあることから、原則として保全を図る。</p> <p>(2) 自然と人とのふれあいの場として活用を図る場合は、それによる環境影響が最小になるよう努める。</p>
西部丘陵地・田園地域	基本的な考え方	<p>本地域は、山地地域と市街地地域の間位置し、集落とそれを取り巻く二次林やそれらと混在する農地などからなる、里地里山と呼ばれる地域であり、人が自然との関わりを持つことで自然環境が保全・維持されてきました。丘陵地は、生態系の多様さや二酸化炭素の吸収・固定機能、持続的な資源・エネルギーの供給などのさまざまな機能を有する地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。また、森林等の資源の持続的な利用によって、この地域の持つ機能を維持・向上できるようにしていくことが重要です。</p>
	環境配慮の指針	<p>(1) 森林の二酸化炭素の吸収・固定機能をはじめ、非常に優れた環境保全機能を有することから、保全に努める。</p> <p>(2) 森林等の資源の持続的な利用や環境と調和した農林業の振興など、適切な維持管理と適度な資源の活用を推進する。</p> <p>(3) 山地地域と市街地地域のバッファゾーン（緩衝帯）として、本市の生物多様性の連続性を支える重要地域であることから、その保全に努め、開発事業等を行う場合でも改変面積を最小化するとともに、損なわれた環境については代償措置を実施する。</p> <p>(4) 希少な生物の生息・生育地や、特に市民に親しまれている植物群生地などについては、原則として保全を図る。</p> <p>(5) 生態系の連続性を分断しないよう、野生生物の移動空間（緑の回廊）の確保や、人または自動車との交錯を回避するための移動経路の確保などに努める。</p> <p>(6) 食料供給源となる広葉樹の植樹や、多様な生物が生息・生育できる空間の創造、適正に管理された里地里山で見られる植物の保全などに努める。</p> <p>(7) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有するほか、身近な生物の生息環境の確保に貢献していることから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。</p> <p>(8) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。</p> <p>(9) 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。</p> <p>(10) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。</p> <p>(11) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、里地里山に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。</p> <p>(12) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</p> <p>(13) 生態系を保全する活動の担い手としての市民や NPO 等の積極的な参加、自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</p>

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年、仙台市）より作成

表 4.8-10 「杜の都環境プラン」に掲げる

開発事業等における段階別の環境配慮の指針

(1) 企画 段階	基本的な 考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮 の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(2) 計画 段階	基本的な 考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮 の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(3) 実施 段階 以降	基本的な 考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮 の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用運搬車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年、仙台市）より作成

③ 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定されたものである。東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や市がめざす都市像の変更に対応して、平成 24 年 3 月に改定されている。

仙台市都市計画マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」が掲げられており、図 4.8-10 に示すとおり、「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の 3 つに区分し土地利用の基本方針が定められている。事業計画地が位置する「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」の土地利用の基本方針は表 4.8-11 のとおりである。また、表 4.8-12 に示すとおり、今後取り組む 5 つの基本的な方向と 15 の方針を定め、具体的な施策展開の方向が示されている。

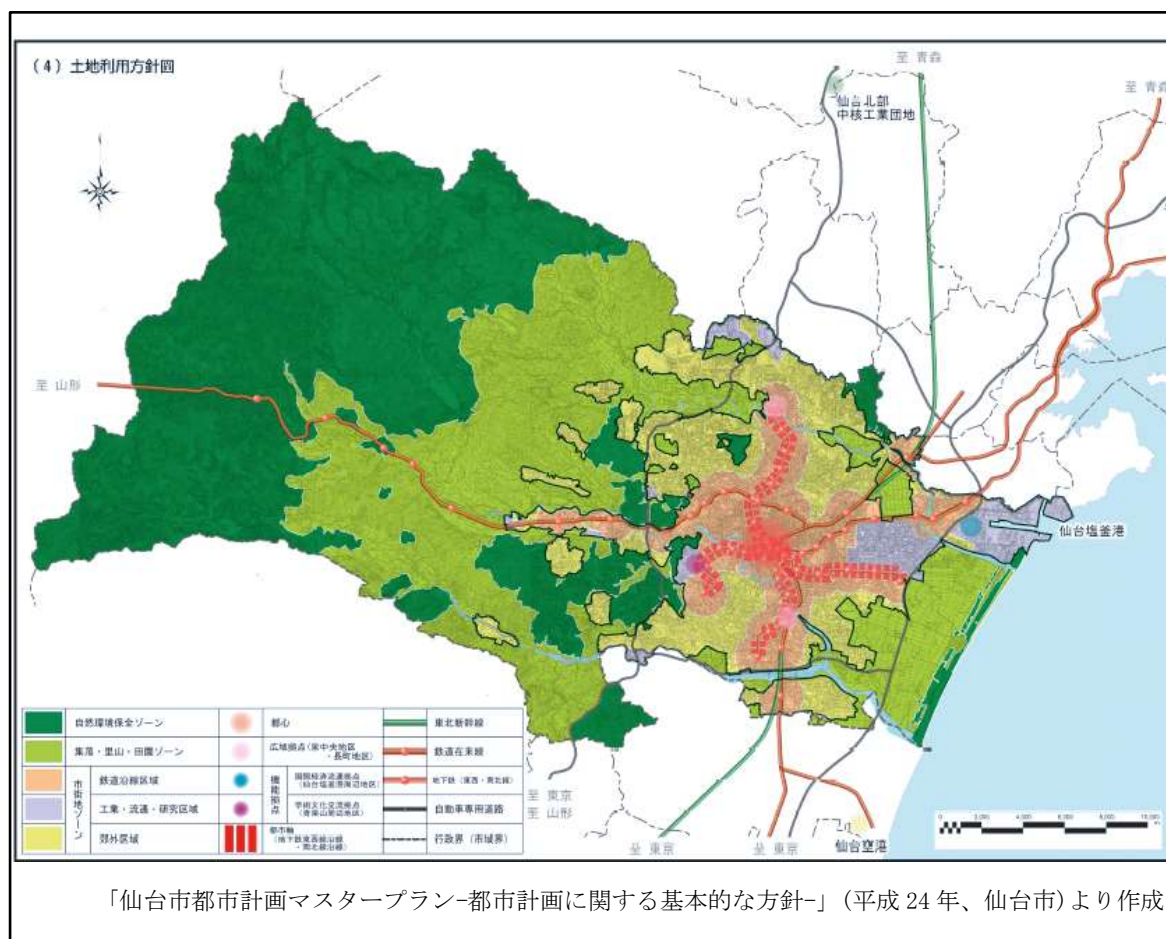


図 4.8-10 土地利用方針

表 4.8-11 土地利用の基本方針
 (「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」)

自然環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな生態系を支え自然環境を守る地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生します。
集落・里山・田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図ります。 ・地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに、適切な維持管理と資源活用を進めます。 ・土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制します。 ・里山地域は、山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続可能な利用、環境と調和した農林業の推進などを推進します。 ・田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保します。

「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」(平成 24 年、仙台市)より作成

表 4.8-12 (1) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる
 都市づくりの目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市づくりの目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いある都市	【土地利用】 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再を図ります	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都心交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
		拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
		都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
		良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
		郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
		自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生

「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」(平成 24 年、仙台市)より作成

表 4.8-12 (2) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる
都市づくりの目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市づくりの目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いある都市	【交通】公共交通を中心した、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
		便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
		環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
	【防災・環境】災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	災害に強く安全で、安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
		エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築
	【緑・景観】都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
		風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
	【市民協働】きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
		市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（平成24年、仙台市）より作成

④ 仙台市みどりの基本計画

仙台市みどりの基本計画は、環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災による、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 24 年度から平成 32 年度までを計画期間として策定されたものである。

仙台市みどりの基本計画では、『みんなで育む「百年の杜」』を基本理念として、表 4.8-13 に示す 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は図 4.8-11 に示すとおりである。

表 4.8-13 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	① みどりによる津波防災プロジェクト
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	② みどりの骨格充実プロジェクト
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	③ 街のみどり充実プロジェクト ④ 魅力ある公園づくりプロジェクト
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくれます	⑤ みどりの地域資源活用プロジェクト ⑥ 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	⑦ 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（平成 24 年、仙台市）より作成

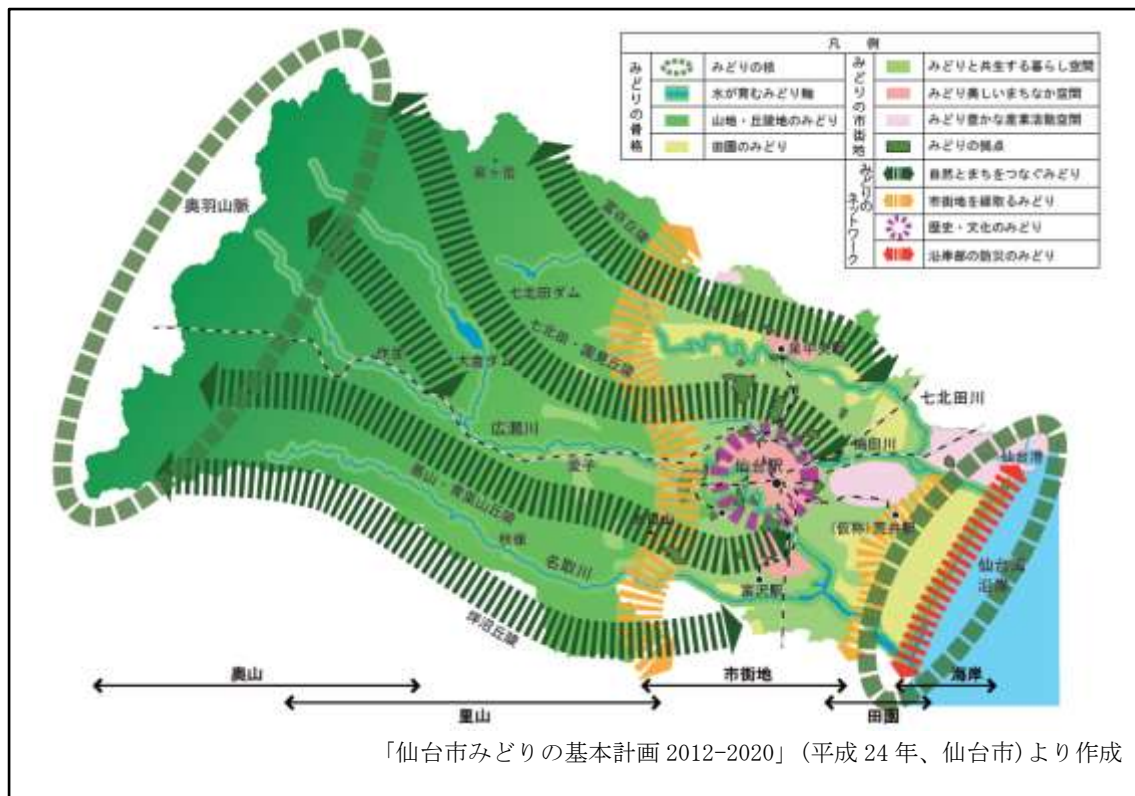


図 4.8-11 「百年の杜」将来像

⑤ 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「杜の都環境プラン」における低炭素都市づくりに関する個別計画と位置づけられている。東日本大震災の影響による計画の前提となる状況の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るに必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、国の目標を上回る削減を目指して、平成32年度における温室効果ガス排出量を平成22年度比で0.8%以上削減することを目標として設定している。実施施策（施策体系）は、「杜の都環境プラン」の分野別都市像である「低炭素都市」を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした5つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。

地球温暖化対策推進計画の概要は表4.8-14に示すとおりである。

表 4.8-14 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成32）年度における市域の温室効果ガス排出量を2010（平成22）年度比で0.8%以上削減
実施施策 （施策体系）	1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進
	3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による3Rの推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点1 エネルギー自律型のまちづくり 重点2 低炭素な交通利用へのシフト 重点3 快適なくらしや地域経済を支える省エネ促進 重点4 3R×Eで低炭素 重点5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点6 せんだいE-Action

「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」（平成28年、仙台市）より作成

⑥ 仙台市「杜の都」景観計画

景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成21年3月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。表4.8-15及び図4.8-12に示すとおり市全域（景観計画区域）を8つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。事業計画地は、「山並み緑地ゾーン」に位置付けられており、一部「河川・海岸地ゾーン」及び「行楽地ゾーン」を含んでいる。

また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年）により景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査地域内での指定はない。

屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」に基づき、表4.8-16に示すとおり、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めているが、調査地域内に広告物景観地域、広告物モデル地区の指定はない。

表 4.8-15 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着いた感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着いた風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年、仙台市）より作成

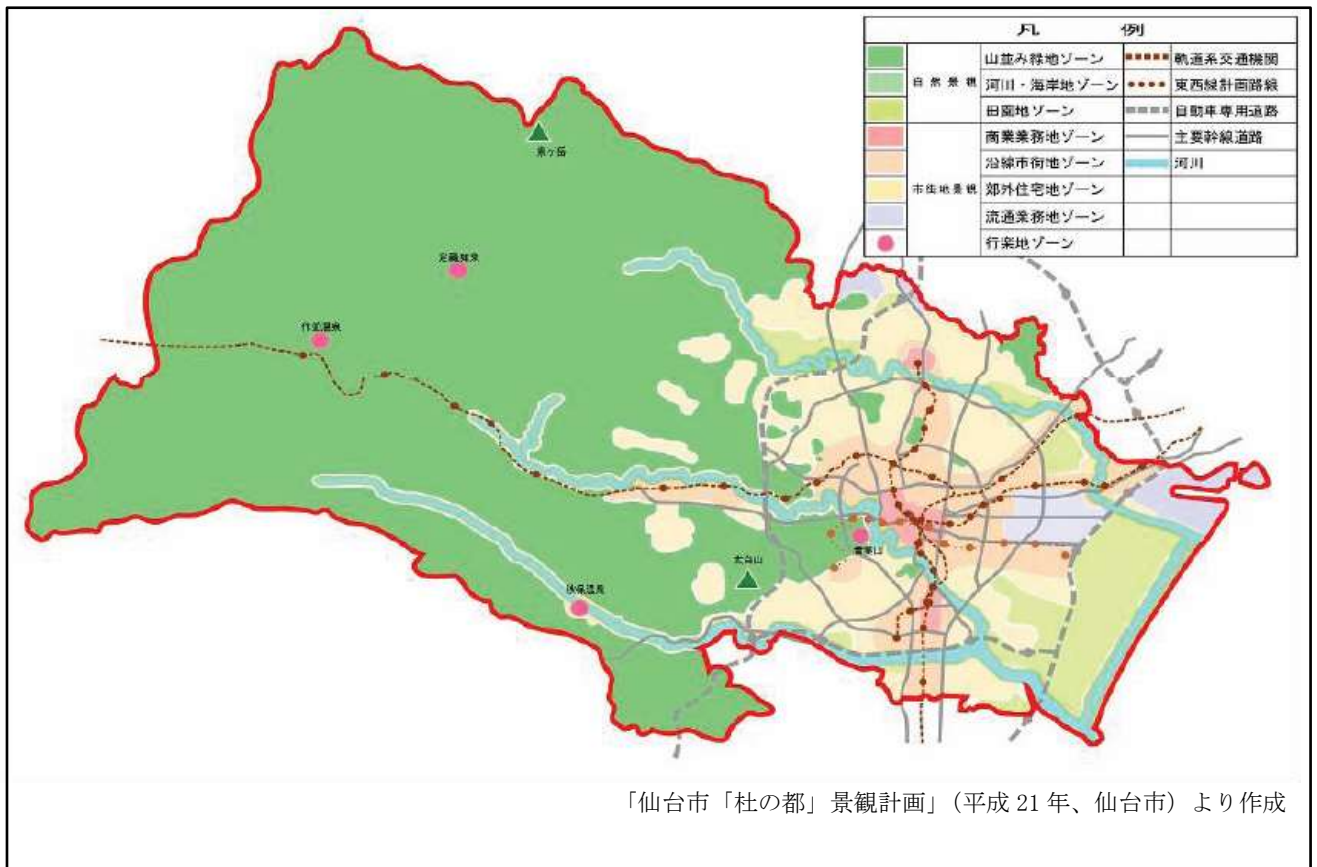


図 4.8-12 景観計画区域の 8 つのゾーン区分

表 4.8-16 屋外広告物に関する地域指定

地域	概要	該当する地域
禁止地域	広告物を掲出できない地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 国立・国定・県立の自然公園、各種の都市公園、風致地区、風致保安林、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域内 ・ 国宝・重要文化財・県指定文化財・史跡名勝、天然記念物の指定地域内 ・ 官公署、学校、図書館、美術館、変電所、公衆便所などの公共施設敷地内 ・ 古墳、墓地、火葬場・葬祭場・寺社・仏堂・教会などの敷地内 ・ 広瀬川の清流を守る条例に基づく環境保全区域 ・ 東北自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、東北新幹線の両側 500m 以内（商業地域を除く地域。ただし、市街化区域にあっては路面高以上で視認可能な部分に限る。なお、道路については休憩所及び給油所を除く）、JR 線市内全区間
許可地域	禁止地域以外の場所 第一種～第三種に区分される	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一種許可地域 都市計画区域外の区域、市街化調整区域、第二種低層住居専用地域 ■ 第二種許可地域 第一種許可地域及び第三種許可地域以外の区域 ■ 第三種許可地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域または工業専用地域のうち、市長が指定する幹線道路（一般国道 4 号線（仙台バイパス）、一般国道 45 号線の一部区間、主要地方道仙台・塩釜線（産業道路）の一部区間、主要地方道仙台・松島線（利府街道）の一部区間）の境界線から 30m 以内の地域

「仙台市屋外広告物条例のしおり」(平成 27 年、仙台市) より作成

5. 保全等に配慮すべき地域又は対象

5.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

5.1.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

事業計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」
- ・Bランク：「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」
- ・Cランク：「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」

【A:特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象】

特に重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク)

区分	選定基準	選定理由
A-①	天然記念物 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市及び川崎町が指定している植物、動物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市及び川崎町が指定または登録している史跡及び建造物（有形文化財）であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録有形文化財 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	

【B:本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象】

本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表 5.1-2 に示すとおりである。

表 5.1-2 (1) 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)	治水のため砂防設備を要する土地で、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

表 5.1-2 (2) 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象
(B ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
B-④	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成 12 年法律第 57 号)	土砂災害の発生により、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
自然環境の保全性		
B-⑤	鳥獣保護区 特別保護地区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成 14 年法律第 88 号)	鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護又は生息地の保護を必要とし、工事にあたっては許可を要する区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」 (平成 18 年仙台市条例第 47 号)	
B-⑨	環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」 (昭和 49 年仙台市条例第 39 号)	広瀬川河岸の豊かな自然環境や自然崖と緑が調和する景観を守り、地域の緑化をさらに推進するための区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
自然との触れ合い性		
B-⑩	県立自然公園 「県立自然公園条例」 (昭和 34 年宮城県条例第 20 号)	自然環境を保全することが、その地域の良い生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑪	県自然環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和 47 年宮城県条例第 25 号)	自然環境を保全することが、その地域の良い生活環境の維持に資するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑫	県緑地環境保全地域 「自然環境保全条例」 (昭和 47 年宮城県条例第 25 号)	
B-⑬	埋蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑭	風致地区 「都市計画法」 (昭和 43 年法律第 100 号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
生活環境の保全性		
B-⑮	騒音に係る環境基準の AA 類型 (特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

【C:本事業の立地にあたって留意する地域又は対象】

本事業の立地にあたって留意する地域又は対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表 5. 1-3 に示すとおりである。

表 5. 1-3 (1) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)

区分	選定基準	選定理由
土地の安定性		
C-①	土砂災害危険箇所 「宮城県土砂災害危険箇所図」 (平成 27 年、宮城県)	国土交通省の調査・点検要領に基づき、土砂災害の危険のある箇所を宮城県が抽出した急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じるおそれのある土地であることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-②	大規模な造成を要する斜面地等 (国土地理院地形図から作成)	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の急傾斜地の定義と同じ 30 度以上の傾斜地であることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-③	軟弱層 「仙台市史特別編 1 自然」(平成 8 年、仙台市)	地盤沈下が発生する恐れがあることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
自然環境の保全性		
C-④	注目すべき地形・地質 「日本の典型地形 都道府県別一覧」 (平成 11 年、国土地理院) 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)	学術上重要な地形・地質・自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑤	自然度の高い水辺地 「平成 27 年仙台市植生図」 (平成 28 年、仙台市) 「第 7 回自然環境保全基礎調査 植生図」 (平成 17 年度～、環境省)	自然度の高い植生の生育が分布している水辺であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑥	自然性の高い植生 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑦	注目すべき植物群落 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)	保全上重要な植物群落が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑧	注目すべき動物の生息地 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市) 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」(平成 28 年、宮城県)	保全上重要な動物の生息地が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑨	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。

表 5.1-3 (2) 本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)

区分	選定基準	選定理由
自然との触れ合い性		
C-⑩	自然的景観資源 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年、仙台市)	自然的景観の保全上重要な地形・地質、自然現象が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑪	文化的景観資源 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)等	文化的景観の保全上重要な屋敷林や建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑫	眺望点 「みやぎ・身近な景観百選」(平成 24 年、宮城県)等	不特定多数の人が利用し自然景観を眺望する場であり、また、地域の人が生活の場として慣れ親しんでいる眺望であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑬	景観地区・広告物モデル地区 「杜の都の風土を育む景観条例」(平成 7 年仙台市条例第 5 号) 「仙台市屋外広告物条例」(平成元年仙台市条例第 4 号)	重点的に景観の形成を図る必要がある地区について指定されているものであり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑭	都市公園 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 27 年、仙台市)等	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑮	温泉 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。
生活環境の保全性		
C-⑯	騒音に係る環境基準の A 類型 「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 「仙台市告示第 126 号」(平成 24 年)	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事に方法等に留意が必要である。
C-⑰	湧水 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成 28 年、仙台市)	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑱	保安林 「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)	国土の保全を目的に定められた地域であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑲	共同漁業権 「定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の免許」(平成 25 年宮城県告示第 757 号)等	漁業を営む権利を定められた地域であり、事業の立地にあたっては留意が必要である。

5.1.2 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分は、表 5.1-4～6 及び図 5.1-1～3 に示すとおりである。

配慮区分については、事業計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性を考慮し、これらへの影響の有無について以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分「○」：「事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「△」：「事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「×」：「事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象（選定しない）」

表 5.1-4 保全等に配慮すべき地域又は対象 (A ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク) (図 5.1-1 参照)		
A-① 天然記念物	×	天然記念物(芳の平のハンノキミズバショウ群落)と事業計画地とは、植物に影響を及ぼすと予想される範囲の100m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
A-② 指定文化財	×	指定文化財と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の200m程度に対して十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
A-③ 登録有形文化財		
5 青下第3ダム	△	5の登録有形文化財への立地は回避されているが、当該対象と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の200m以内にあり、間接的な影響が懸念される。
その他の登録有形文化財	×	その他の登録有形文化財と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の200m程度に対して十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
 - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
 - ×
- ×
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-5 (1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (B ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク) (図 5.1-2 参照)			
土地の安定性			
B-① 砂防指定地			
5	花輪川	○	5の砂防指定地が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
6	花輪川	△	6、8、9、15の砂防指定地と事業計画地とは、地形・地質に影響を及ぼすと予想される範囲の500m以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
8	芋沢川	△	
9	夜盗沢	△	
15	佐手川	△	
	その他の砂防指定地	×	その他の砂防指定地と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-② 地すべり防止区域		×	調査範囲に地すべり防止区域の指定地域はない。
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域		×	調査範囲に急傾斜地崩壊危険区域の指定地域はない。
B-④ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域			
36	土石流	関一番沢2	36、37の土砂災害警戒区域が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。なお土砂災害特別警戒区域は事業計画地から外れている。
37	土石流	関一番沢1	
1	急傾斜地の崩壊	下倉	1、8、35、38、39、40の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
8	急傾斜地の崩壊	南ノ沢	
35	土石流	棒目木沢1	
38	土石流	赤沢山沢	
39	土石流	南ノ沢	
40	土石流	下倉沢	
	その他の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	×	その他の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m程度に対し、十分離れていることから特に配慮はしない。
自然環境の保全性			
B-⑤ 鳥獣保護区 特別保護地区		×	調査範囲に鳥獣保護区特別保護地区の指定地域はない。
B-⑥ 保存緑地		×	調査範囲に保存緑地の指定地域はない。
B-⑦ 保存樹木		×	保存樹木と事業計画地とは、植物に影響を及ぼすと予想される範囲の100m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑧ 保存樹林		×	保存樹林と事業計画地とは、植物に影響を及ぼすと予想される範囲の100m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑨ 環境保全区域		×	環境保全区域と事業計画地とは、動植物に影響を及ぼすと予想される範囲の最大200m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

表 5.1-5 (2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (B ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
自然との触れ合い性			
B-⑩ 県立自然公園			
1	自然公園船形連峰	×	1の県立自然公園と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の最大200m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2	自然公園二口峡谷	○	県立自然公園二口峡谷の指定地域(第三種特別地域)が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
B-⑪ 県自然環境保全地域		×	県立自然環境保全地域と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の最大200m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑫ 県緑地環境保全地域		×	県緑地環境保全地域と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の最大200m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地 (175箇所)			
6	大手門 A 遺跡	○	6、26、71、79、96の埋蔵文化財包蔵地が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
26	下大倉館跡	○	
71	大手門 B 遺跡	○	
79	大手門 C 遺跡	○	
96	下ノ久保遺跡	○	
95	土蔵田遺跡	△	95、107の埋蔵文化財包蔵地と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の200m以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
107	上館跡	△	
	その他の埋蔵文化財包蔵地	×	その他の埋蔵文化財包蔵地と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の最大200m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑭ 風致地区		×	調査範囲に風致地区はない。
生活環境の保全性			
B-⑮ 騒音に係る環境基準の AA 類型		×	調査範囲に AA 類型の指定地域はない。

注) 配慮区分は以下のとおりである。

- ：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象
 - △：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象
 - ×
- ×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象 (選定しない)

表 5.1-6 (1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域	配慮区分	選定理由	
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク) (図 5.1-3 参照)			
土地の安定性			
C-① 土砂災害危険箇所			
土石流危険渓流	○	土石流危険渓流が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。	
土石流危険区域	○	土石流危険区域が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。	
急傾斜地崩壊危険箇所	△	急傾斜地崩壊危険箇所と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の 500m 以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。	
地すべり危険箇所	×	地すべり危険箇所と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。	
C-② 大規模な造成を要する斜面地等	○	斜度30度以上の斜面が事業計画地及びその周辺に存在し、直接的な影響が懸念される。	
C-③ 軟弱層	×	調査範囲に軟弱層はない。	
自然環境の保全性			
C-④ 注目すべき地形・地質			
1	作並・屋敷平断層	○	1 の注目すべき地形・地質が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
8	作並・屋敷平断層 (深野)	△	8 の注目すべき地形・地質と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
	その他の注目すべき地形・地質	×	その他の注目すべき地形・地質と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m程度に対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-⑤	自然度の高い水辺地	○	自然度の高い水辺地が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
C-⑥	自然度の高い植生	○	自然度の高い植生が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
C-⑦	注目すべき植物群落	○	注目すべき植物群落が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
C-⑧	注目すべき動物の生息地	○	注目すべき動物の生息地が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
C-⑨	鳥獣保護区	○	鳥獣保護区が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。

表 5.1-6 (2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
自然との触れ合い性			
C-⑩ 自然的景観資源			
5	白岩 (上流)	○	5、8、18、21の自然的景観資源が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
8	花輪川	○	
18	広瀬川中流熊ヶ根棒目木間	○	
21	落合・愛子・白沢広瀬川畔	○	
1	鳳鳴四十八滝	△	1、4、7、10、19、20の自然的景観資源は近～遠景の景観資源であるが、近景の範囲である1.0km以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
4	白岩	△	
7	七北田ダム周辺	△	
10	戸神山	△	
19	大倉川大倉ダム下流	△	
20	根白石七北田川中流	△	
13	名取川中流大滝付近	△	13の自然的景観資源は近～遠景の景観資源であるが、事業特性から視覚的な変化の程度は小さいとされる見込角(以下「視覚的な変化が小さい見込角」という。)を2°とした場合の距離である2.5km以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
3	秋保大滝	×	3、6、23、25の自然的景観資源は近景の景観資源であるが、事業計画地とは近景の範囲である1.0kmに対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
6	光明の滝	×	
23	名取川支流穴道沢中部	×	
25	作並大沼	×	
	その他の自然的景観資源	×	その他の自然的景観資源は遠景の景観資源であるが、事業計画地とは、視覚的な変化が小さい見込角を2°とした場合の距離である2.5kmに対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-⑪ 文化的景観資源(指定文化財、登録有形文化財)			
2	小滝沢橋	△	2、10～18の文化的景観資源は近景の景観資源であり、事業計画地とは、近景の範囲である1.0km以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
10	青下第1ダム	△	
11	青下第1ダム取水塔	△	
12	青下隧道入口	△	
13	青下第2ダム	△	
14	青下第3ダム	△	
15	青下量水堰	△	
16	青下ダム旧管理事務所	△	
17	青下ダム記念碑	△	
18	中原系苦地取水口	△	
	その他の文化的景観資源	×	その他の文化的景観資源は近景の景観資源であり、事業計画地とは、近景の範囲である1.0kmに対し十分離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

表 5.1-6 (3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

指定地域		配慮区分	選定理由
自然との触れ合い性			
C-⑫ 眺望点			
2	戸神山	△	2、4、6、7、9、11、12、13、14、15、22、24の眺望点と事業計画地とは、視覚的变化が小さい見込角を2°とした場合の距離である2.5km以内にあり、立地を回避するものではないが、間接的な影響が懸念される。
4	鷹巣山	△	
6	ニッカウキスキー仙台工場	△	
7	秋保大滝パノラマの道	△	
9	秋保神社	△	
11	七北田ダム公園	△	
12	大倉ダム (大倉湖畔公園)	△	
13	秋保大滝植物園	△	
14	鳳鳴四十八滝	△	
15	秋保大滝	△	
22	熊ヶ根	△	
24	上愛子道半	△	
	その他の眺望点	×	
C-⑬ 景観地区・広告モデル地区		×	調査範囲に景観地区、広告モデル地区の指定地域はない。
C-⑭ 都市公園等		×	都市公園等と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の200m程度に対し十分に離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-⑮ 温泉		×	温泉と事業計画地とは、自然との触れ合い性に影響を及ぼすと予想される範囲の200m程度に対し十分に離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
生活環境の保全性			
C-⑯ 騒音に係る環境基準のA類型		×	騒音に係る環境基準のA類型と事業計画地とは、騒音の影響予想範囲の200m程度に対し十分に離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-⑰ 湧水		×	湧水と事業計画地とは、地形等に影響を及ぼすと予想される範囲の500m程度に対し十分に離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-⑱ 保安林		○	保安林が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。
C-⑲ 共同漁業権		○	漁業権の設定が事業計画地にあり、直接的な影響が懸念される。

注)1. 配慮区分は以下のとおりである。

○：事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象

△：事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象

×

2. 近景1km、中景1～5kmは「景観工学」(日本まちづくり協会、平成13年)による。
3. 視覚的な変化の程度は小さいとされる見込角2°は「景観対策ガイドライン」(UHV送電特別委員会環境部会、昭和56年)による。

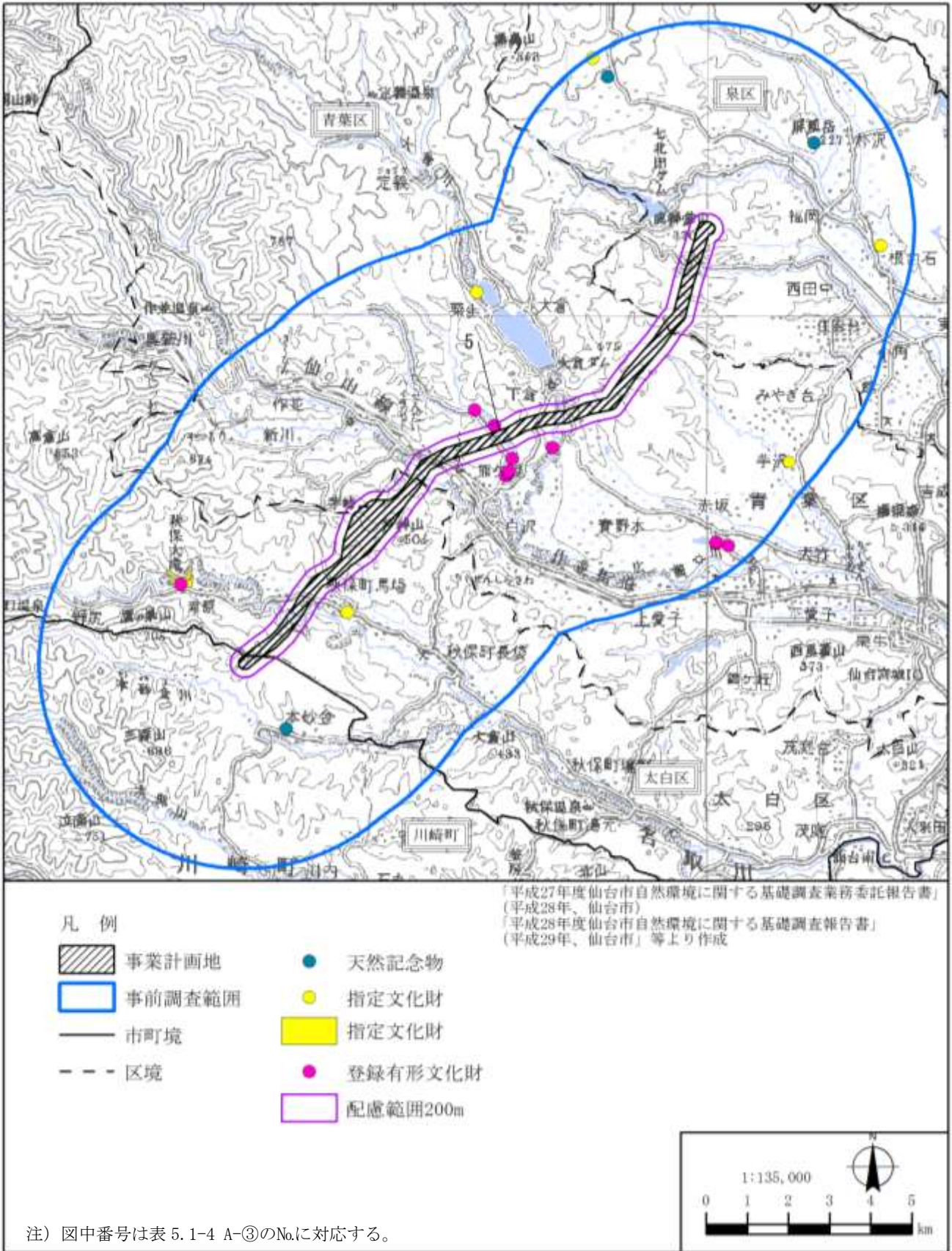


図 5.1-1 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Aランク)

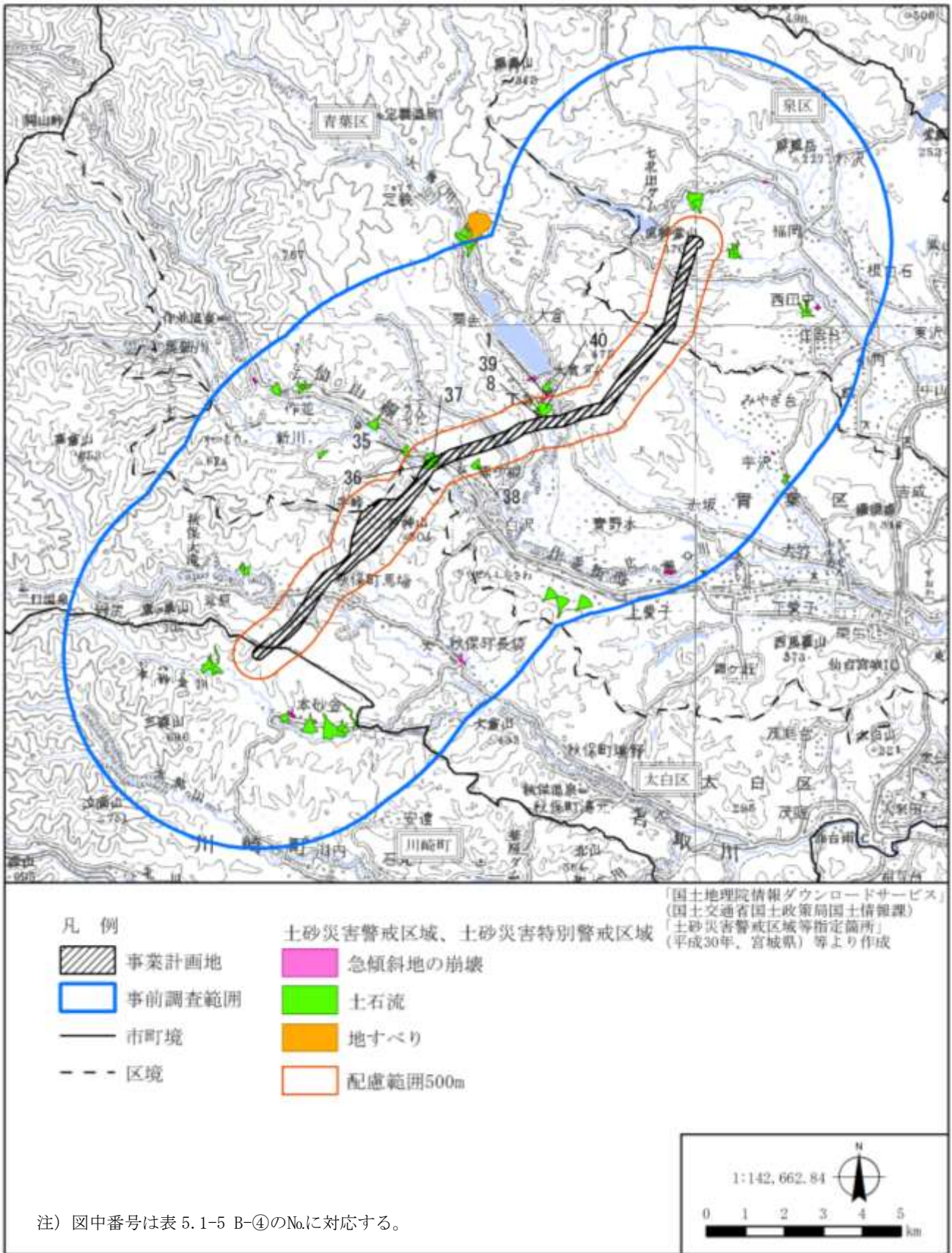


図 5.1-2 (2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)

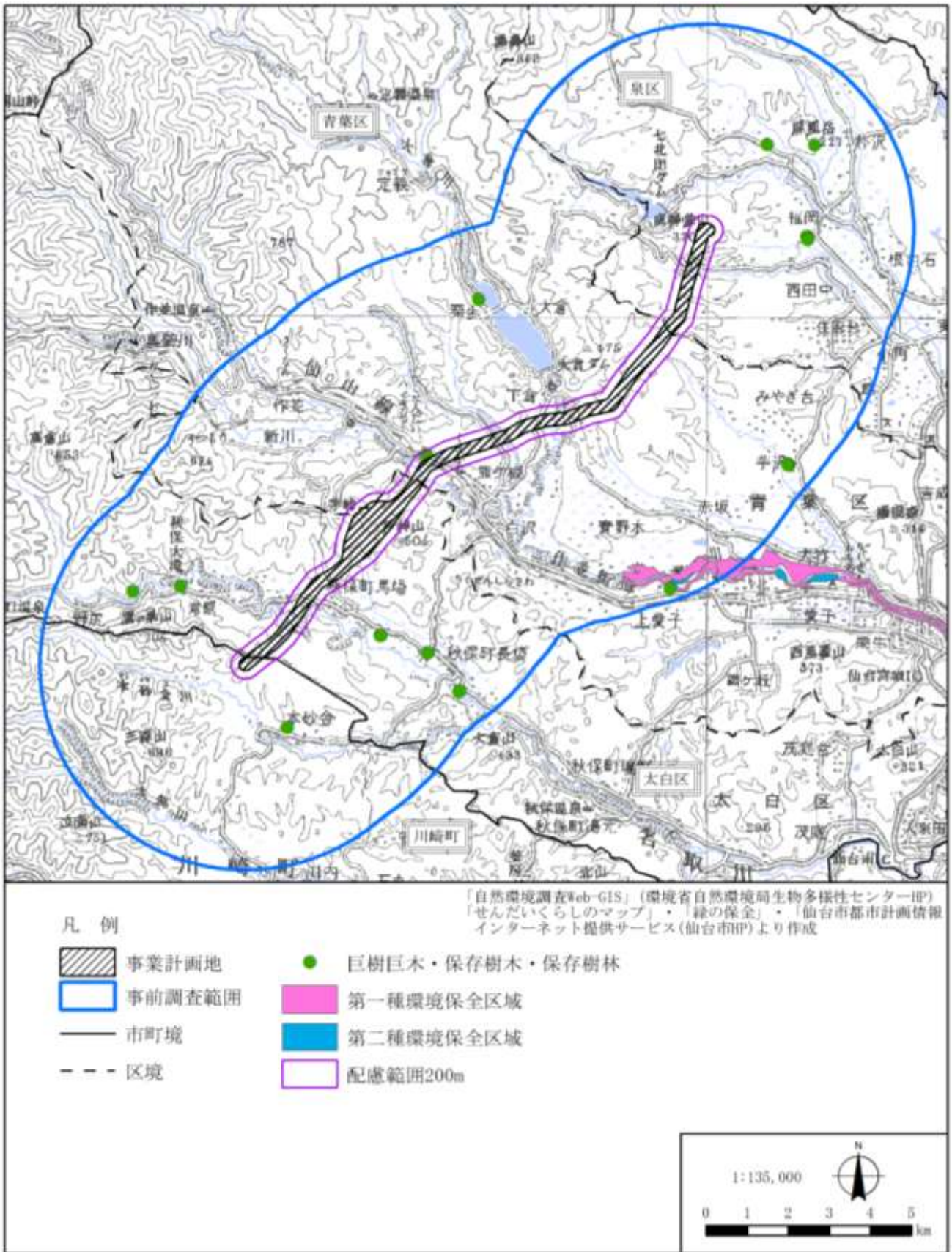


図 5.1-2 (3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)

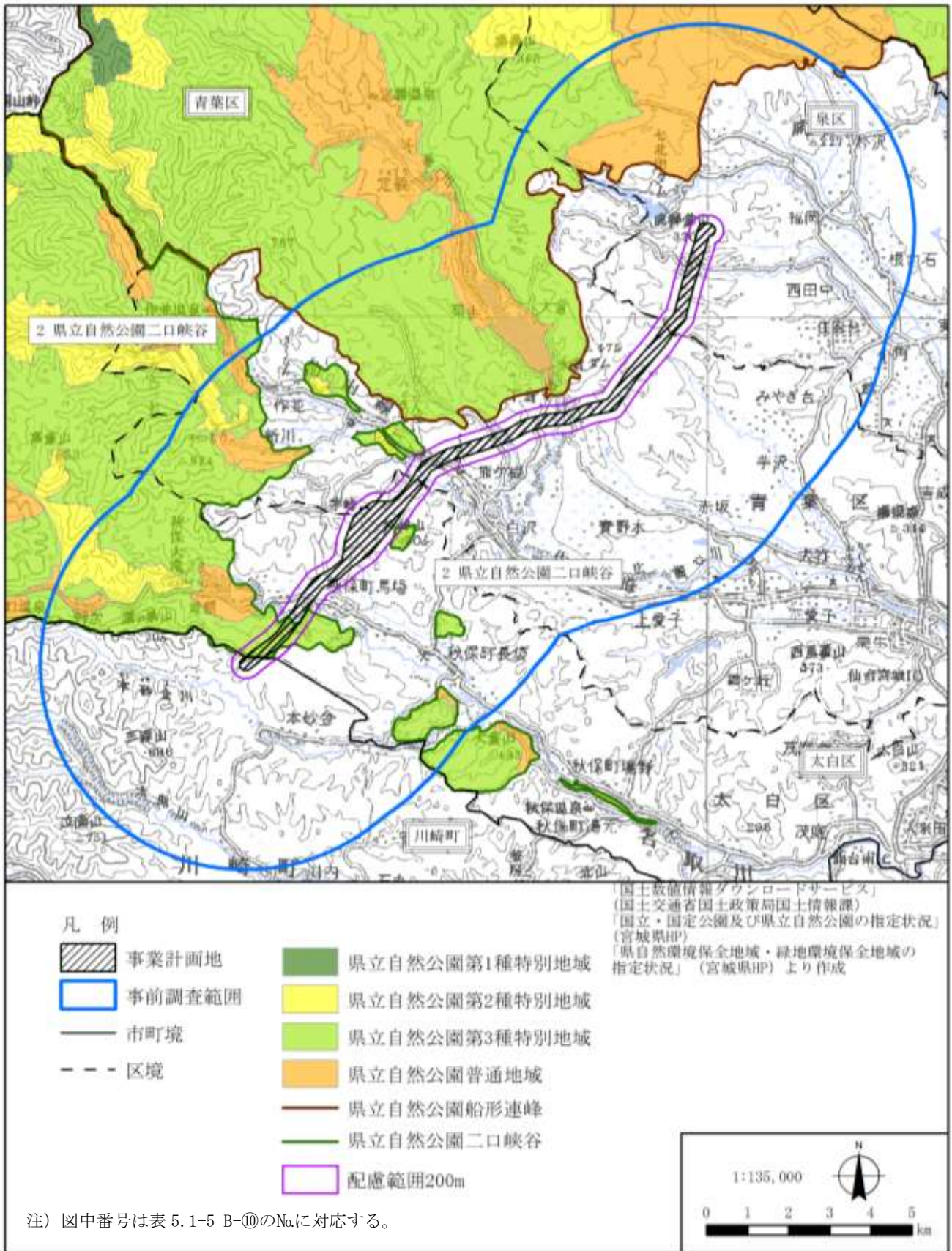


図 5.1-2 (4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)

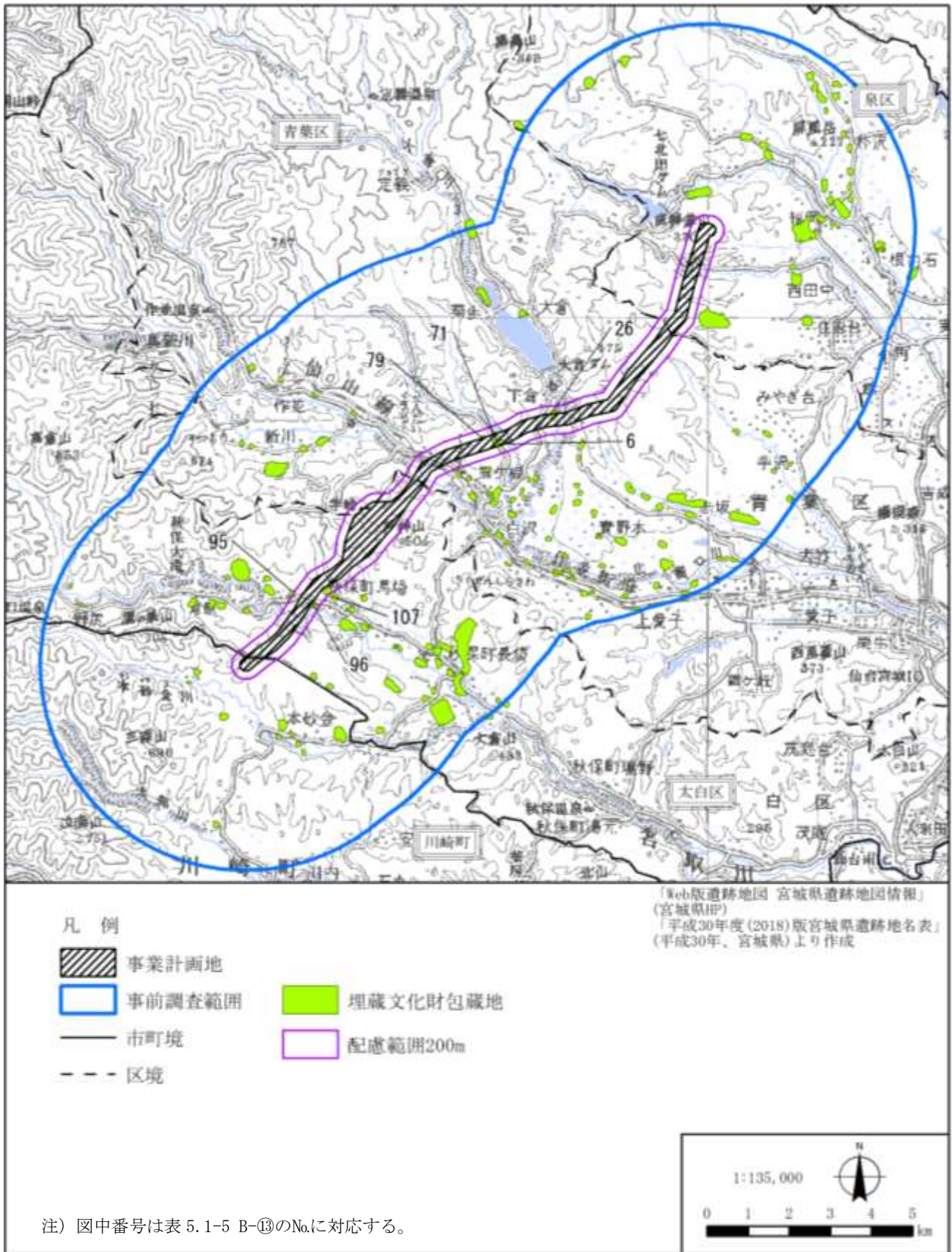


図 5.1-2(5) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Bランク)

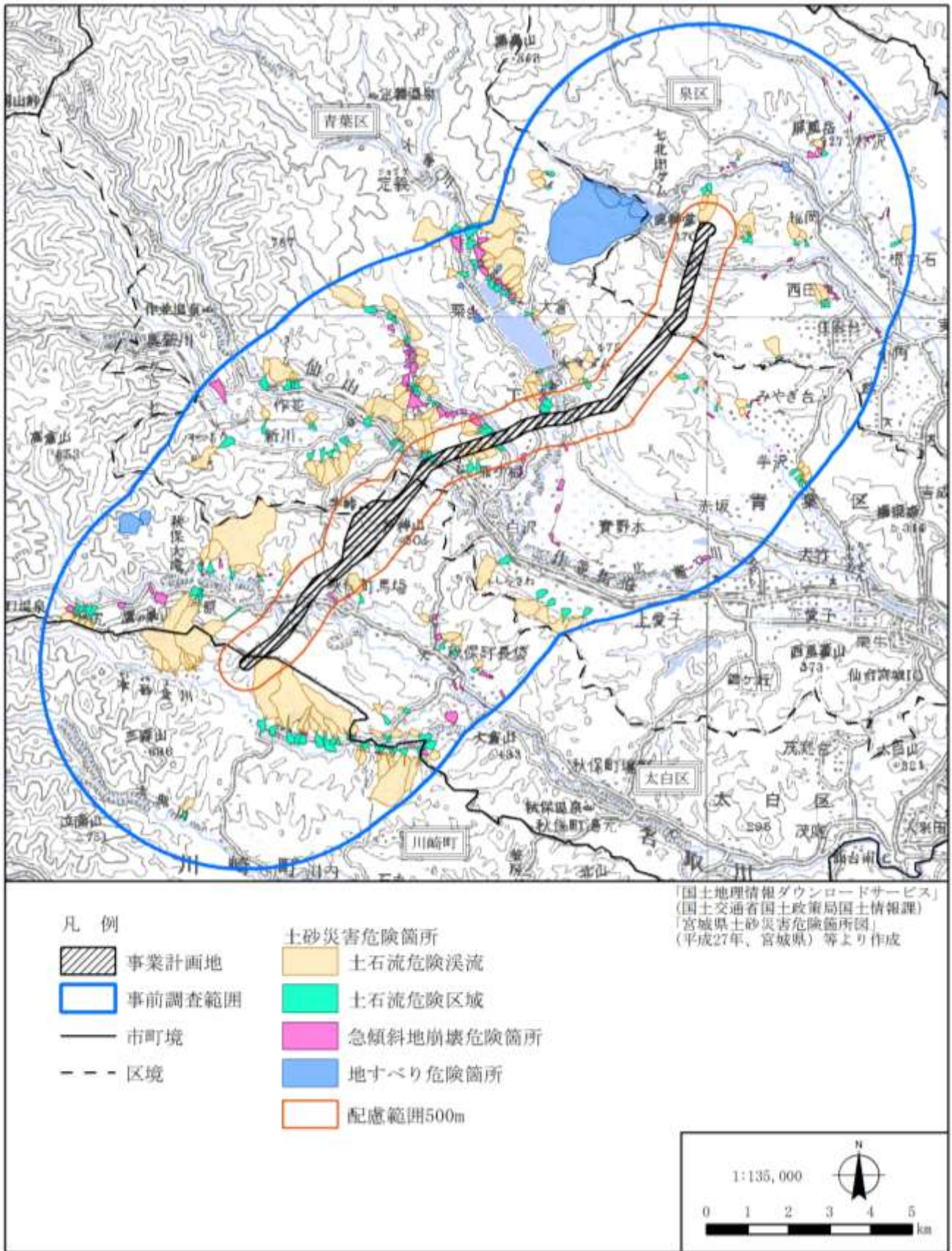


図 5.1-3(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

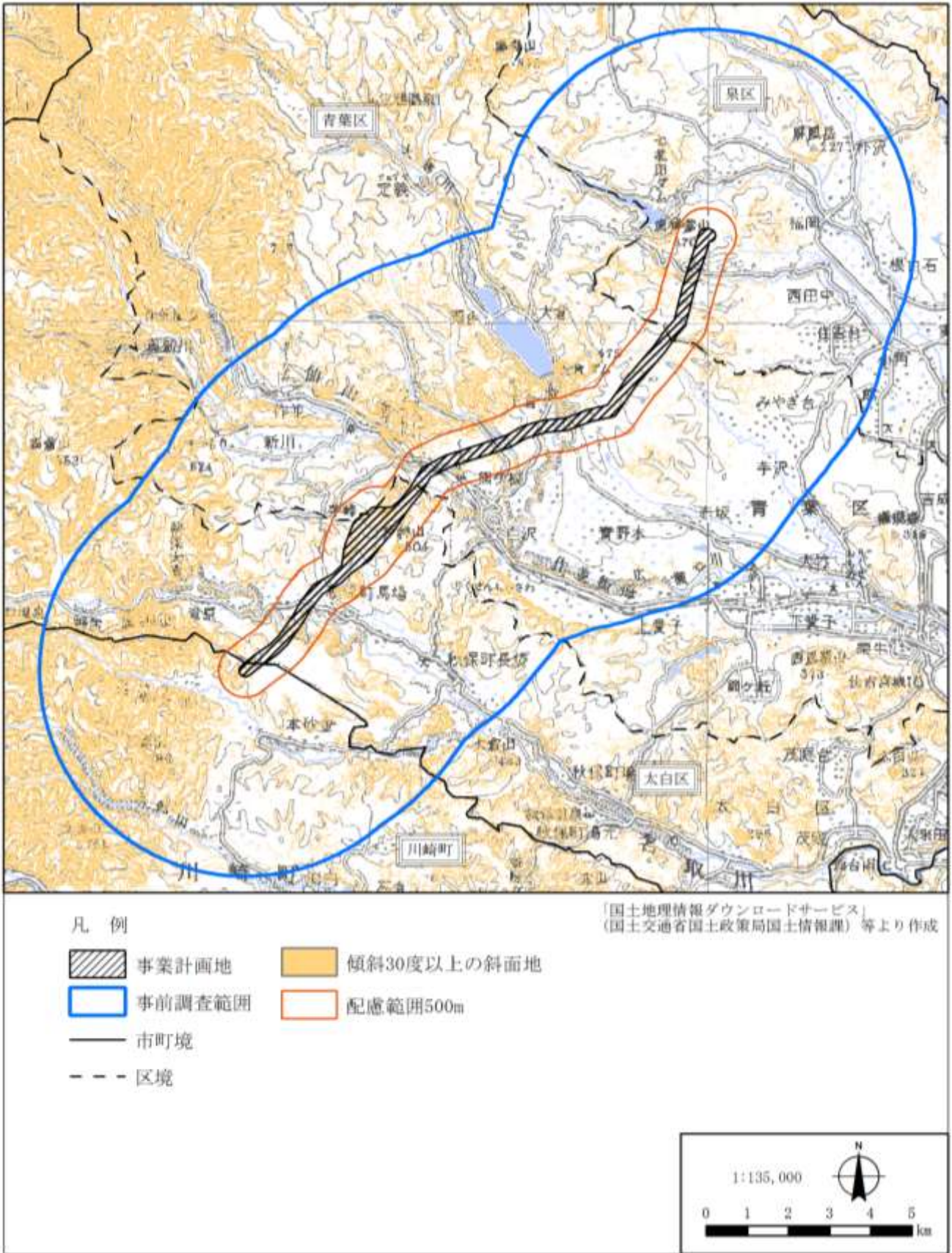
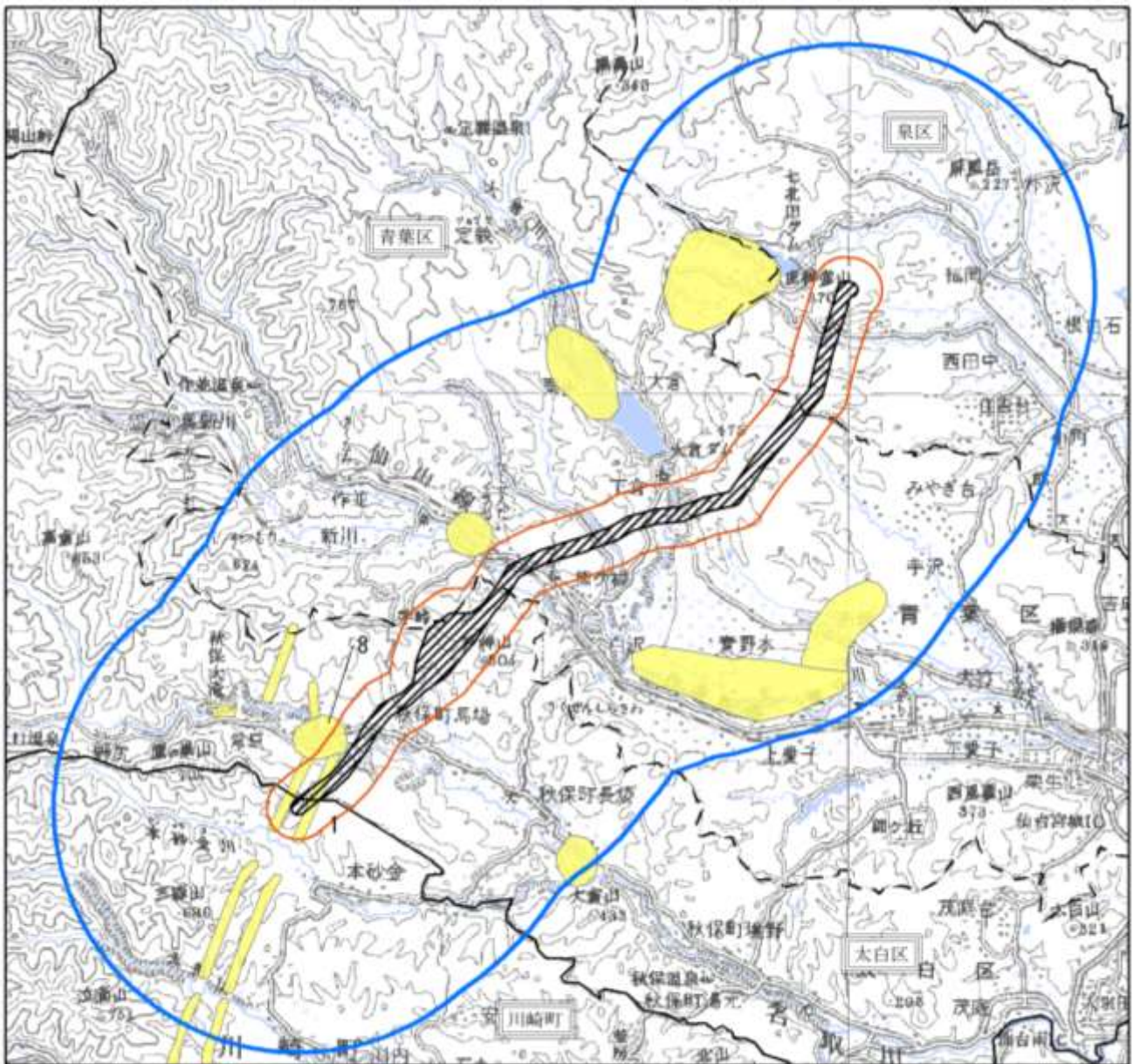


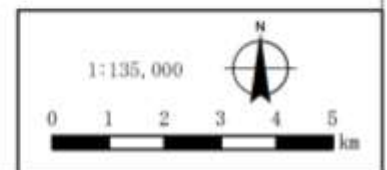
図 5.1-3(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)



凡例

- | | |
|--|--|
|  事業計画地 |  注目すべき地形・地質 |
|  事前調査範囲 |  調査範囲500m |
|  市町境 | |
|  区境 | |

「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年、国土地理院)
 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」
 (平成29年、仙台市)より作成



注) 図中番号は表 5.1-6 C-④のNo.に対応する。

図 5.1-3(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

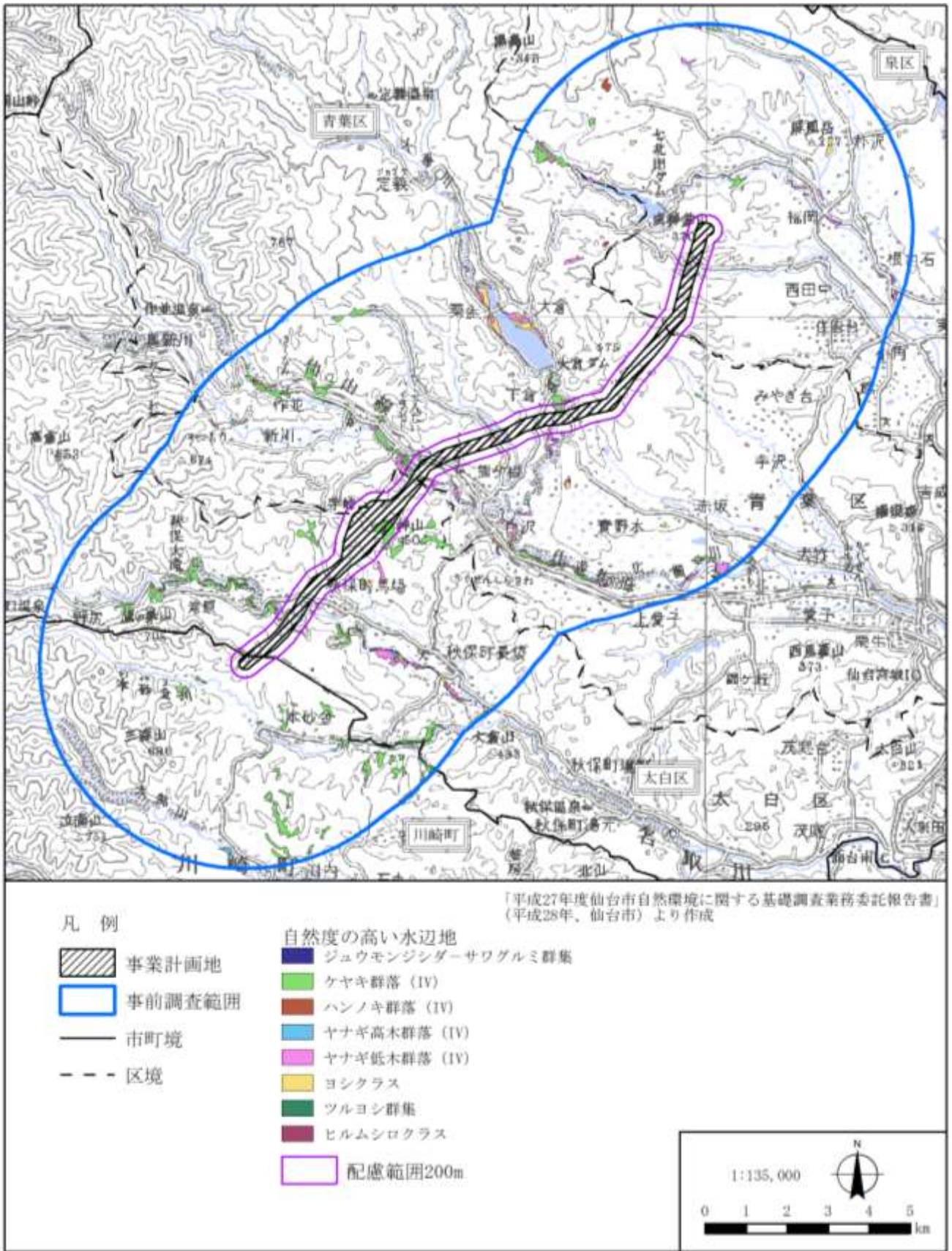


図 5.1-3(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)

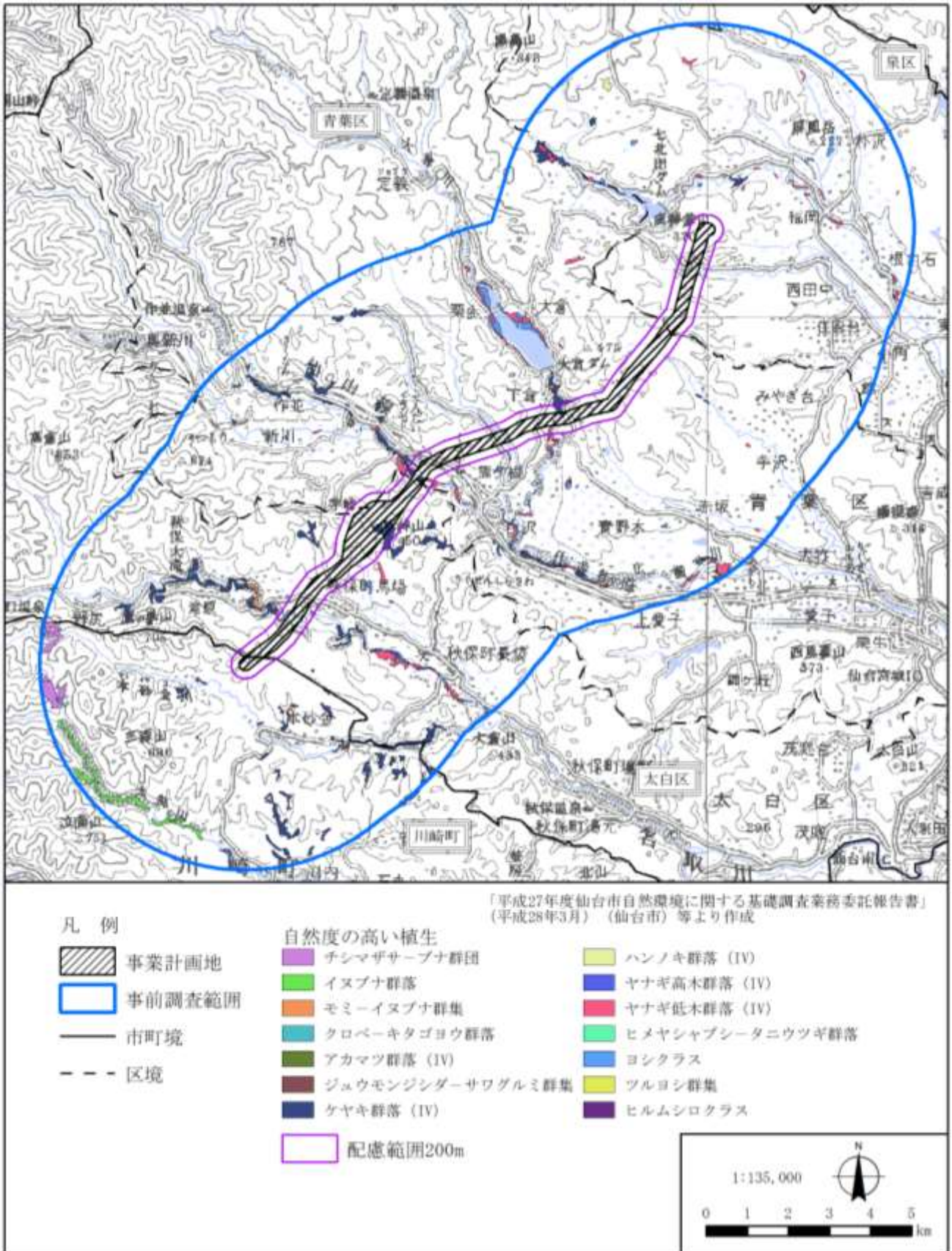


図 5.1-3(5) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

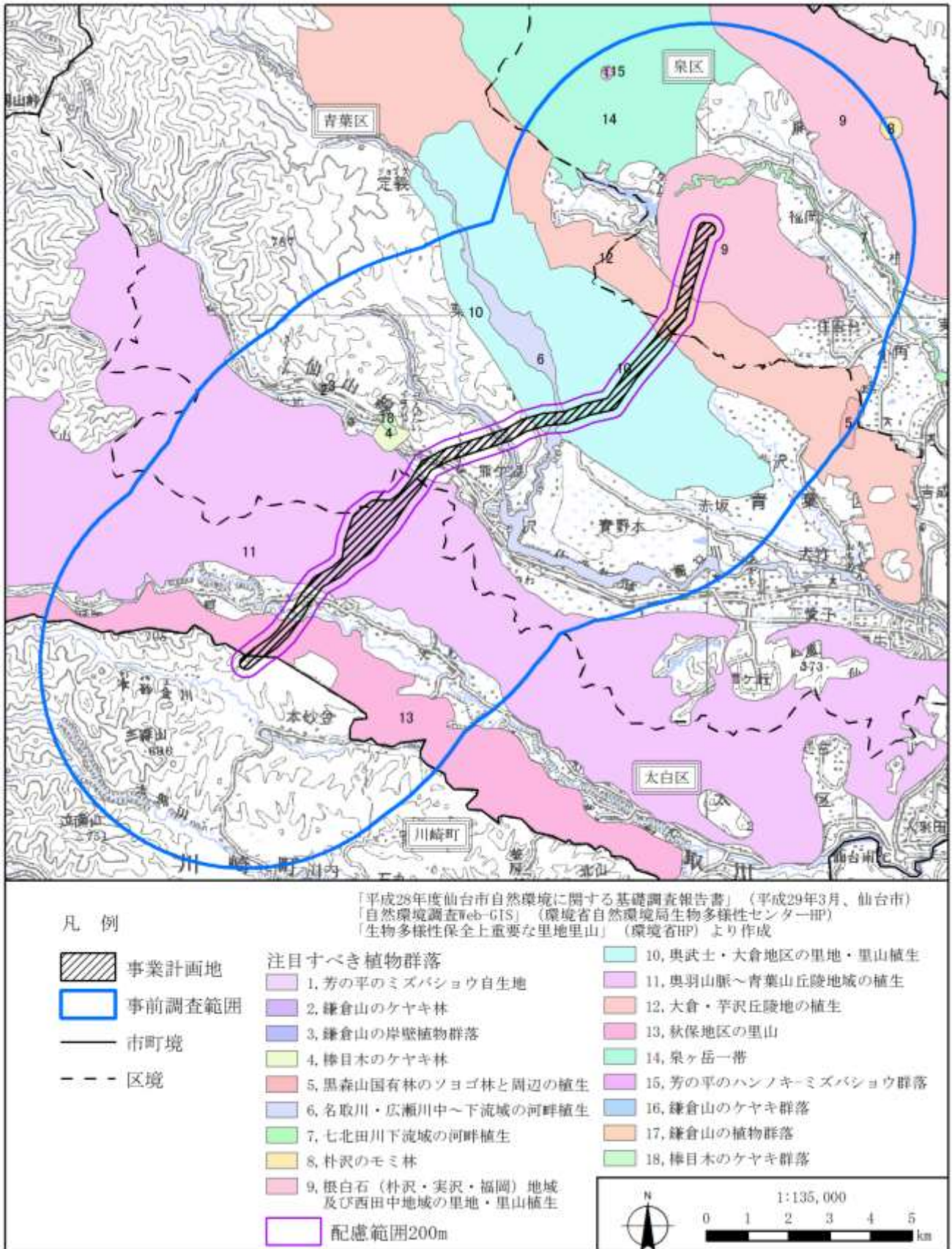


図 5.1-3(6) 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）



図 5.1-3(7) 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）

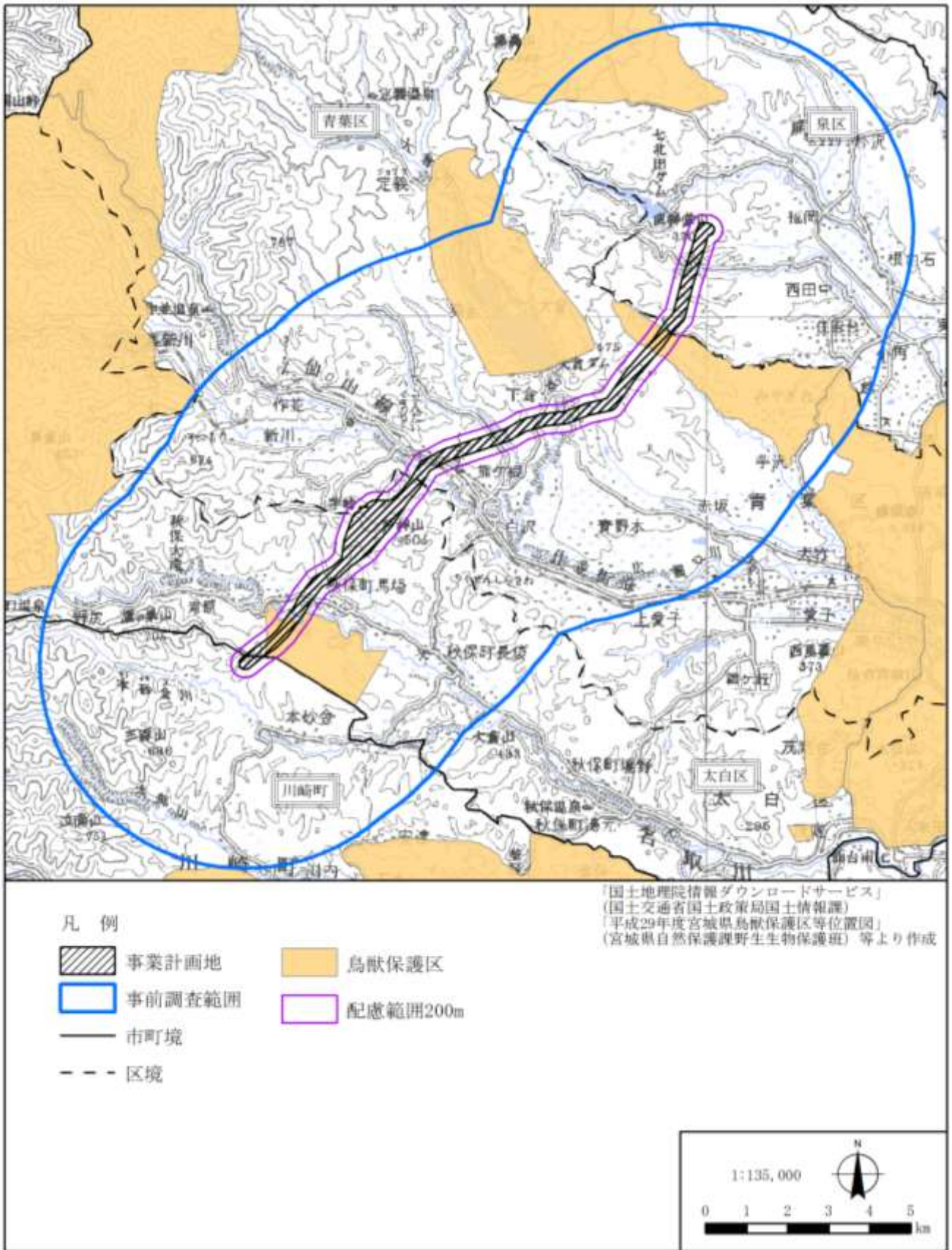


図 5.1-3(8) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)



図 5.1-3(9) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

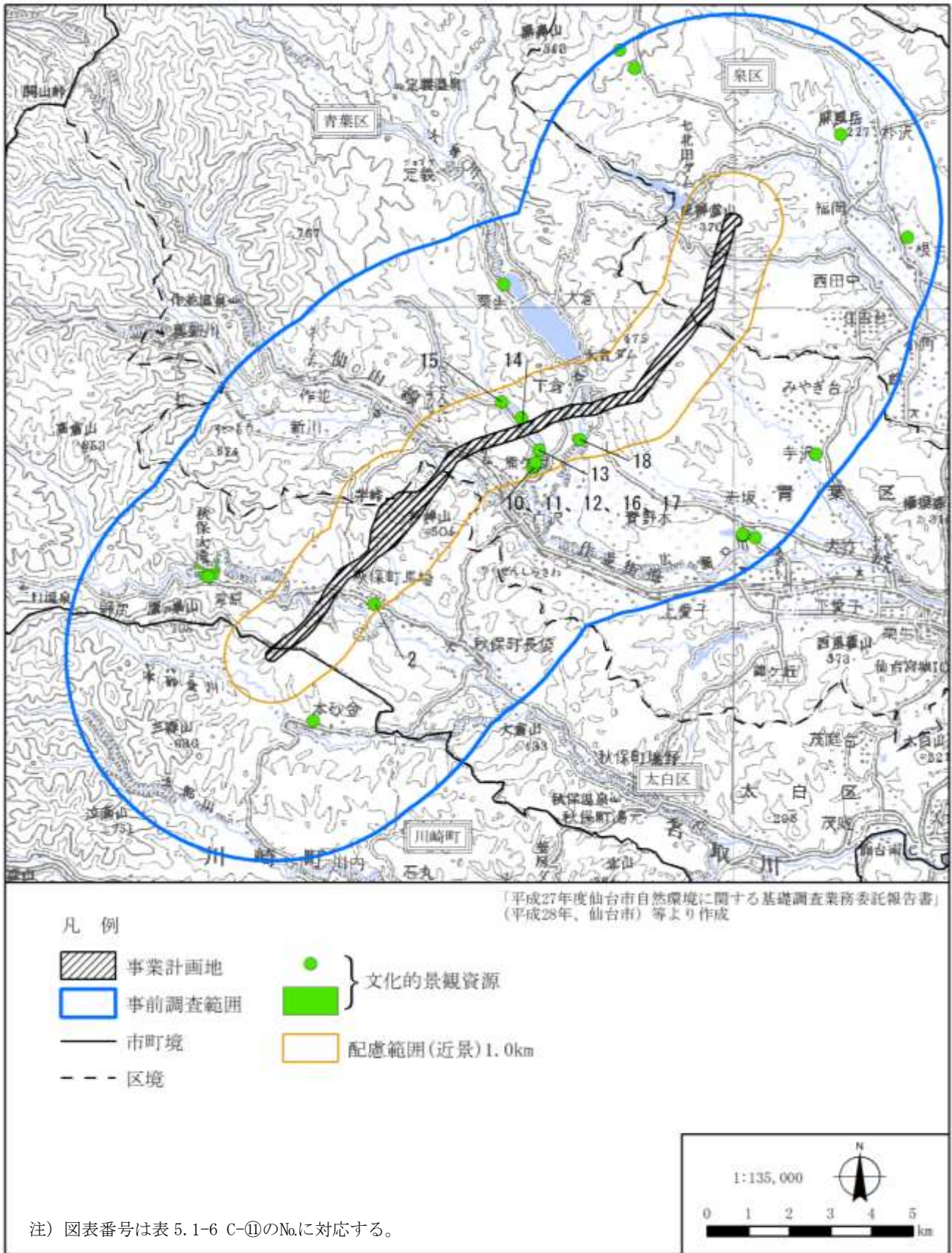


図 5.1-3(10) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

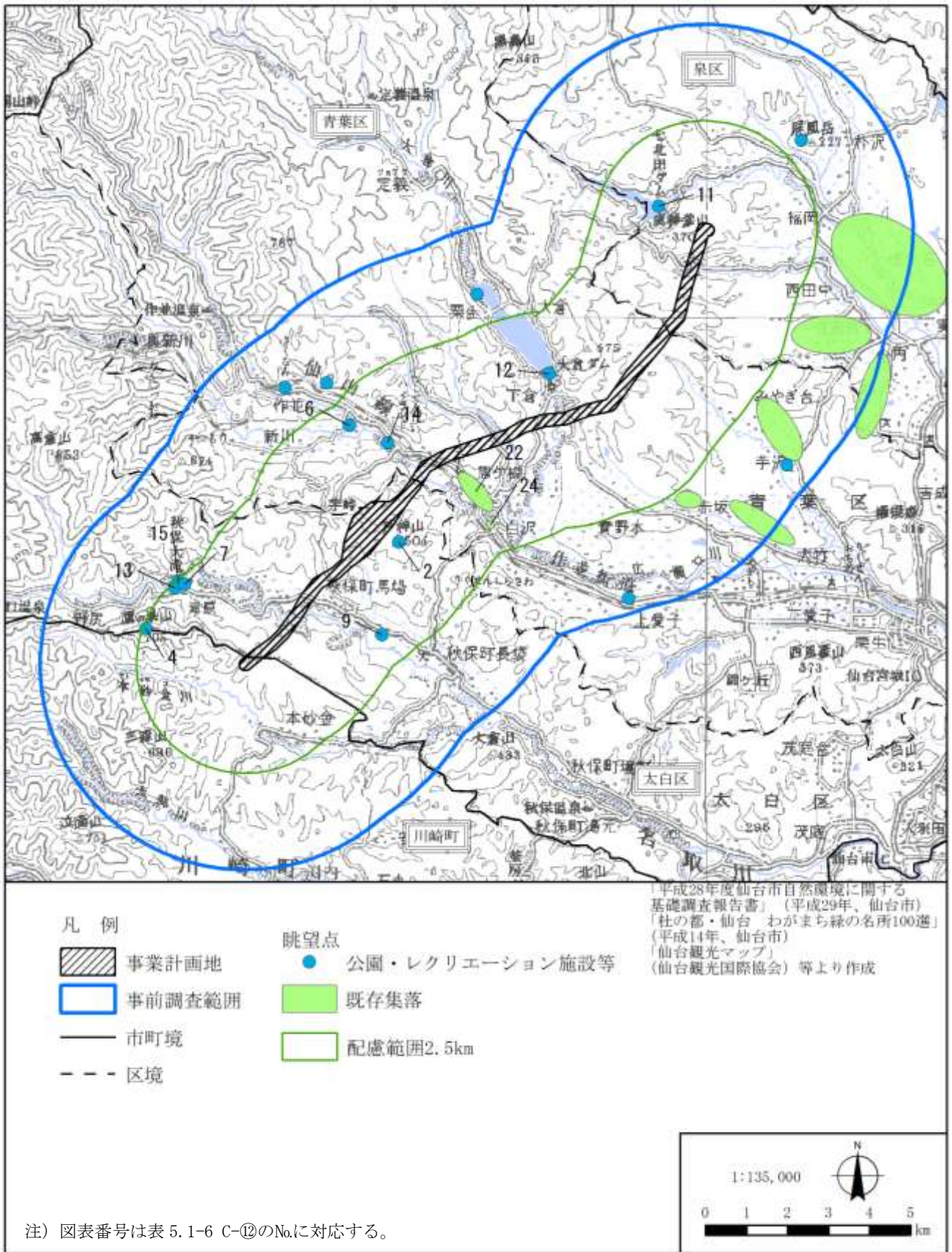


図 5.1-3(11) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

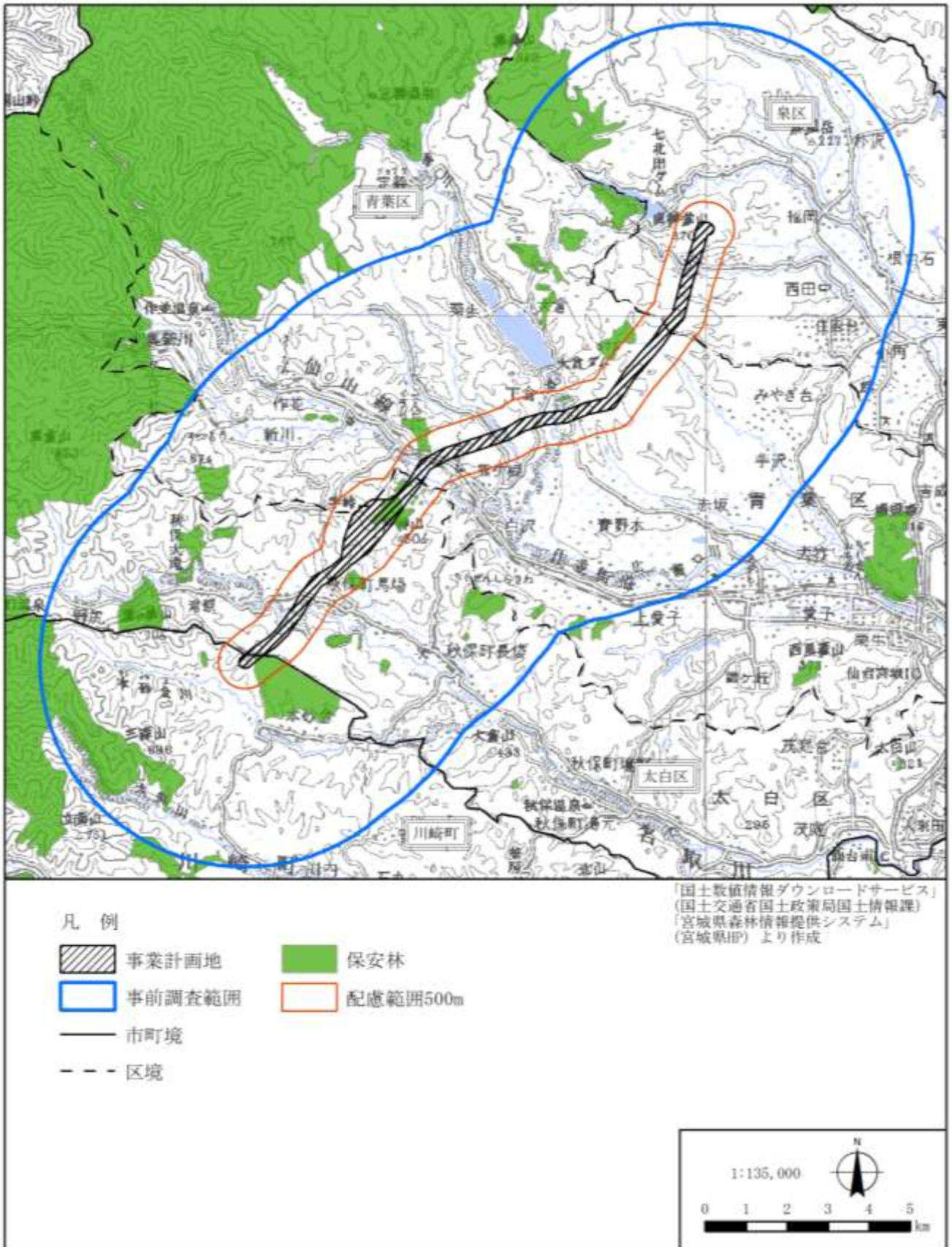


図 5.1-3(12) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (C ランク)



図 5.1-3(13) 保全等に配慮すべき地域又は対象 (Cランク)

5.1.3 配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち、影響が懸念される地域又は対象

配慮区分による「保全等に配慮すべき地域又は対象」等の選定結果は表5.1-7に示すとおりである。

調査範囲には、「事業の立地を回避すべき地域又は対象（Aランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：○）は存在しないが、間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として登録有形文化財の青下第3ダムが存在する。

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：○）として、砂防指定地の花輪川、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の関一番沢2（土石流）、土砂災害警戒区域の関一番沢1（土石流）、県立自然公園二口峡谷及び埋蔵文化財包蔵地の大手門A遺跡・下大倉館跡・大手門B遺跡・大手門C遺跡・下ノ久保遺跡が存在する。

間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として、砂防指定地の花輪川・芋沢川・夜盗沢・佐手川、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の下倉・南ノ沢（急傾斜地の崩壊）・棒目木沢・赤沢山沢・南ノ沢・下倉沢（土石流）及び埋蔵文化財包蔵地の土蔵田遺跡・上館跡が存在する。

また、「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）」のうち、直接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：○）として、土砂災害危険箇所の土石流危険溪流・土石流危険区域、斜度30度以上の斜面、注目すべき地形・地質の作並・屋敷平断層、自然度の高い水辺地、自然度の高い植生、注目すべき植物群落、注目すべき動物の生息地、鳥獣保護区、自然的景観資源の白岩（上流）・花輪川・広瀬川中流熊ヶ根棒目木間・落合愛子白沢広瀬川畔、保安林及び共同漁業権が存在する。

間接的な影響が懸念されるもの（配慮区分：△）として、土砂災害危険箇所の急傾斜地崩壊危険箇所、注目すべき地形・地質の作並・屋敷平断層（深野）、自然的景観資源の鳳鳴四十八滝等7箇所、文化的景観資源の青下第1ダム等9地点、眺望点の戸神山等12箇所が存在する。

表 5.1-7(1) 本事業の立地に際し保全等に配慮すべき地域又は対象のうち、
影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域		配慮区分
本事業の立地を回避すべき地域又は対象 (A ランク)			
A-③ 登録有形文化財	青下第3ダム		△
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象 (B ランク)			
土地の安定性			
B-① 砂防指定地	花輪川		○
	花輪川		△
	芋沢川		△
	夜盗沢		△
	佐手川		△
B-④ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	土石流	関一番沢2	○
	土石流	関一番沢1	○
	急傾斜地の崩壊	下倉	△
	急傾斜地の崩壊	南ノ沢	△
	土石流	棒目木沢	△
	土石流	赤沢山沢	△
	土石流	南ノ沢	△
	土石流	下倉沢	△
自然との触れ合い性			
B-⑩ 県立自然公園	自然公園二口峡谷		○
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地	大手門A遺跡		○
	下大倉館跡		○
	大手門B遺跡		○
	大手門C遺跡		○
	下ノ久保遺跡		○
	土蔵田遺跡		△
	上館跡		△

表 5.1-7(2) 本事業の立地に際し保全等に配慮すべき地域又は対象のうち、
影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (Cランク)		
土地の安定性		
C-① 土砂災害危険箇所	土石流危険渓流	○
	土石流危険区域	○
	急傾斜地崩壊危険箇所	△
C-② 大規模な造成を要する斜面地等		○
自然環境の保全性		
C-④ 注目すべき地形・地質	作並・屋敷平断層	○
	作並・屋敷平断層 (深野)	△
C-⑤ 自然度の高い水辺地		○
C-⑥ 自然度の高い植生		○
C-⑦ 注目すべき植物群落		○
C-⑧ 注目すべき動物の生息地		○
C-⑨ 鳥獣保護区		○
自然との触れ合い性		
C-⑩ 自然的景観資源	白岩 (上流)	○
	花輪川	○
	広瀬川中流熊ヶ根棒目木間	○
	落合・愛子・白沢広瀬川畔	○
	鳳鳴四十八滝	△
	白岩	△
	七北田ダム周辺	△
	戸神山	△
	名取川中流大滝付近	△
	大倉川大倉ダム下流	△
	根白石七北田川中流	△
	C-⑪ 文化的景観資源	青下第1ダム
青下第1ダム取水塔		△
青下隧道入口		△
青下第2ダム		△
青下第3ダム		△
青下量水堰		△
青下ダム旧管理事務所		△
青下ダム記念碑		△
中原系苦地取水口		△
C-⑫ 眺望点	戸神山	△
	鷹巣山	△
	ニッカウキスキー仙台工場	△
	秋保大滝パノラマの道	△
	秋保神社	△
	七北田ダム公園	△
	大倉ダム (大倉湖畔公園)	△
	秋保大滝植物園	△
	鳳鳴四十八滝	△
	秋保大滝	△
	熊ヶ根	△
	上愛子道半	△

表 5.1-7(3) 本事業の立地に際し保全等に配慮すべき地域又は対象のうち、
影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象 (C ランク)		
生活環境の保全性		
C-⑱ 保安林		○
C-⑲ 共同漁業権		○

5.2 自然環境等への保全の観点から留意すべき事項又は環境保全の方針

今後の事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意すべき事項、環境保全の方針は、以下に示すとおりである。

(1) 水 象

事業計画地及びその周辺には、共同漁業権が設定されている河川が存在しており、鉄塔周辺工事用地等の地形の改変箇所からの雨水排水の影響が懸念される。

事業計画の立案に際しては、ルートや鉄塔位置の選定にあたり直接的な改変を回避するとともに、降雨時の濁水は、工事範囲の外周に設置する側溝により集水し、必要に応じて仮設沈澱槽等により適切に処理した後、雨水排水路に排水し、可能な限り周辺に対する影響の低減に留意するものとする。

(2) 地形・地質

事業計画地及びその周辺には、砂防指定地、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、注目すべき地形・地質、土砂災害危険箇所、大規模な造成を要する斜面地等、保安林（土砂流出防備）が存在している。

事業計画の立案に際しては、ルートや鉄塔位置の選定にあたり直接的な改変を可能な限り回避するとともに、事業の実施により土砂の流出等の影響が懸念される個所については、鉄塔周辺工事用地等の地形改変面積を必要最小限とする、樹木の伐採を極力少なくする、適切な土砂流出防止措置を実施する等、地形・地質への影響を可能な限り低減するよう留意するものとする。

(3) 植 物

事業計画地及びその周辺には、自然度の高い水辺地、自然度の高い植生及び注目すべき植物群落、保安林が分布しており、事業の実施により注目すべき植物の生育地への影響が懸念される。

事業計画の立案に際しては、鉄塔周辺工事用地等の地形改変面積を必要最小限にし、樹木の伐採を極力少なくする等、植物への影響を可能な限り低減するよう留意するとともに、現地調査により注目すべき植物が確認された場合は、生育状況の詳細な情報を入手し移植等の適切な環境保全措置を講じるものとする。

また、仮設の鉄塔周辺の工事用地及び工事用運搬道路等の原形復旧や事業計画地内の緑化にあたっては、地域の植生を参考にした郷土種を選定する。

(4) 動物

事業計画地及びその周辺には、注目すべき動物の生息地及び鳥獣保護区が分布しており、事業の実施により注目すべき動物の生息地への影響が懸念される。

事業計画の立案に際しては、鉄塔周辺工事用地等の地形改変面積を必要最小限にし、樹木の伐採を極力少なくする等、動物への影響を可能な限り低減するよう留意するとともに、現地調査により注目すべき動物が確認された場合は、生息状況の詳細な情報を入手したうえで適切な環境保全措置を講じるものとする。

架線工事及び供用後の巡視点検に伴うヘリコプターの飛行にあたっては、飛行時間を最小限となるよう工程調整を行うとともに、周辺環境に配慮した飛行経路を選定する等騒音の影響を極力低減する。

(5) 景観

事業計画地及び周辺には、自然的景観資源、文化的景観資源および眺望点が存在しており、周辺環境や眺望の変化による影響が懸念される。

事業計画の立案に際しては、ルートや鉄塔位置の選定にあたり景観資源の直接的な改変は回避するとともに、環境融和塗色の鉄塔の採用を検討するなど周辺景観との調和を図るよう配慮する。

(6) 自然との触れ合いの場

事業計画地には、県立自然公園二口峡谷が存在しており、公園利用に伴うアクセス等への影響が懸念される。

事業計画の立案に際しては、鉄塔周辺工事用地等の地形改変面積を必要最小限にし、樹木の伐採を極力少なくするとともに、車両の集中を軽減するため工程調整により工事用運搬車両の平準化等を図る等自然との触れ合いの場の利用への影響を可能な限り低減するよう配慮する。

(7) 文化財

事業計画地及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が存在するが、事業計画の立案に際しては、ルートや鉄塔位置の選定にあたり当該地の直接的な改変は回避する。

なお、仮に工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他

本事業では、架線工事で使用するヘリコプターの騒音の影響が懸念されるが、工事工程の立案にあたっては、使用時期の検討、運用期間の短縮等生活環境への影響を可能な限り低減するよう留意する。